令和４年９月定例会

横 芝 光 町 議 会 会 議 録

令和４年　　９月２日　　開会
令和４年　　９月16日　　閉会

横 芝 光 町 議 会

令和４年９月横芝光町議会定例会会議録目次

第　１　号　（９月２日）

議事日程……1
本日の会議に付した事件……1
出席議員……1
欠席議員……1
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……1
職務のため出席した者の職氏名……2
開会の宣告……3
開議の宣告……3
会議録署名議員の指名……3
会期決定の件……3
諸般の報告……4
議案第１号ないし議案第１６号、報告第１号ないし報告第３号の上程、説明……8
休会の件……52
散会の宣告……52

第　２　号　（９月９日）

議事日程……55
本日の会議に付した事件……55
出席議員……55
欠席議員……55
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名……55
職務のため出席した者の職氏名……56
開議の宣告……57
諸般の報告……57
一般質問……57
　宮　薗　博　香　君……57
　森　川　貴　恵　君……75

秋　鹿　幹　夫　君……91
川　島　富士子　君…… 108
山　﨑　義　貞　君…… 125
休会の件…… 140
散会の宣告…… 141

第　３　号　（９月１６日）

議事日程…… 143
本日の会議に付した事件…… 144
出席議員…… 144
欠席議員…… 144
地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名…… 144
職務のため出席した者の職氏名…… 145
開議の宣告…… 146
諸般の報告…… 146
議案第１号審議（質疑・討論・採決）…… 146
議案第２号審議（質疑・討論・採決）…… 147
議案第３号審議（質疑・討論・採決）…… 148
議案第４号審議（質疑・討論・採決）…… 150
議案第５号審議（質疑・討論・採決）…… 151
議案第６号審議（質疑・討論・採決）…… 153
議案第７号審議（質疑・討論・採決）…… 161
議案第８号審議（質疑・討論・採決）…… 162
議案第９号審議（質疑・討論・採決）…… 164
議案第１０号審議（質疑・討論・採決）…… 189
議案第１１号審議（質疑・討論・採決）…… 193
議案第１２号審議（質疑・討論・採決）…… 195
議案第１３号審議（質疑・討論・採決）…… 195
議案第１４号審議（質疑・討論・採決）…… 196
議案第１５号審議（質疑・討論・採決）…… 197

議案第１６号審議（質疑・討論・採決）…… 197
閉会の宣告…… 198
署名議員…… 199

９　　月　　定　　例　　会

（第　１　号）

令和４年９月横芝光町議会定例会

議　事　日　程（第１号）

令和４年９月２日（金曜日）午前１０時開会

日程第　１　会議録署名議員の指名

日程第　２　会期決定の件

日程第　３　諸般の報告

日程第　４　議案第１号ないし議案第１６号、報告第１号ないし報告第３号について（町長政務報告、提案理由説明）

日程第　５　休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	小倉弘業君	２番	森川貴恵君
３番	印東彦治君	４番	秋鹿幹夫君
５番	宮薗博香君	６番	山﨑義貞君
７番	越川一雄君	８番	庄内賢一君
９番	鈴木和彦君	１０番	鈴木輝男君
１１番	川島　仁君	１２番	川島富士子君
１３番	鈴木克征君	１４番	鈴木唯夫君
１５番	八角健一君	１６番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君

総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	川嶋　修君
産業課長	佐久間真一君	都市建設課長	若梅吉伸君
福祉課長	古作健二君	健康こども課長	鈴木正広君
食肉センター所長	郡司　勇君	東陽病院事務長	越川直樹君
会計管理者	大木敏江君	教育長	實川睦子君
教育課長	椎名　淳君	社会文化課長	霞　澄人君
監査委員	押尾　幹君		

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邉　奨	書記	伊藤多美恵

◎開会の宣告

○議長（川島　仁君）　おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。よって、本日の会議は成立しました。

これより令和４年９月横芝光町議会定例会を開会します。

なお、今定例会中に議会事務局などによる議場内の写真撮影を許可しましたので、あらかじめご了承ください。

（午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（川島　仁君）　本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（川島　仁君）　これより日程に入ります。

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第126条の規定により、

１０番　鈴　木　輝　男　議員

６番　山　﨑　義　貞　議員

を指名します。

◎会期決定の件

○議長（川島　仁君）　日程第２、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から９月20日までの19日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から９月20日までの19日間と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（川島　仁君）　日程第３、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物により、ご了承願います。

なお、本定例会は、各会計の令和３年度決算認定について審議することから、押尾幹代表監査委員に出席をいただいております。

次に、議員派遣の結果報告について、越川副議長から報告書の提出がありましたので、ご報告します。

次に、本日、町長から、議案の送付があり、これを受理したので、ご報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、８月18日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和４年９月定例会について、川島勝美議員。

〔１６番議員　川島勝美君登壇〕

○１６番（川島勝美君）　去る８月18日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和４年９月定例会の概要報告をさせていただきます。

本定例会には、議案３件が提案されました。

議案第１号は、令和３年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入総額は、１億3,941万8,913円です。一方、歳出総額は9,057万5,230円で、歳入歳出差し引き額4,884万3,683円のうち、2,500万円を財政調整基金に繰り入れ、2,384万3,683円を令和４年度に繰り越すこととなりました。

議案第２号は、令和４年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第１号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,387万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ１億8,331万6,000円とするものであります。

議案第３号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴う千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法の規定により協議を行うに当たり、議会の議決を求めるため、提案さ

れたものであります。

提案されました３議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会令和４年９月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔１６番議員　川島勝美君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、８月23日に開催された令和４年山武郡市広域水道企業団議会８月定例会について、宮薗博香議員。

〔５番議員　宮薗博香君登壇〕

○５番（宮薗博香君）　改めまして、おはようございます。

去る８月23日に開催されました令和４年山武郡市広域水道企業団議会８月定例会の概要を報告いたします。

本定例会には、議案６件と報告２件が提案されました。

議案第１号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

本案は、令和４年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）について、８月定例会の前に継続費を変更しない場合には、事業が１年後ろ倒しとなることから、議会を招集する時間的余裕がなく、地方自治法の規定により専決処分したので、議会に報告し、承認を求めるものであります。

資本的収入及び支出の支出では、建設改良費の増額により、資本的支出で1,970万円を増額するものであります。

継続費では、東金配水場場内連絡管更新工事で、工事用の資材の高騰により、年割額を令和４年度３億2,000万円、令和５年度６億3,400万円、令和６年度４億1,600万円に変更し、総額を13億7,000万円とするものであります。

議案第２号は、山武郡市広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等、所要の改正を行うため、提案されたものであります。

議案第３号は、令和３年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、令和３年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金４億838万2,288円を剰余金処分計算書（案）のとおり処分することについて、地方公営企業法の規定

により、議会の議決を求めるとともに、令和３年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算について、同法の規定により、議会の認定に付するものであります。

収益的収入及び支出については、収入の水道事業収益53億5,538万6,601円に対し、支出の水道事業費用は48億3,280万1,502円となりました。

次に、資本的収入及び支出については、収入の資本的収入６億6,491万8,752円に対し、支出の資本的支出は25億5,748万2,178円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18億9,256万3,426円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び過年度分損益勘定留保資金で補塡いたしました。

議案第４号は、令和４年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計補正予算（第２号）についてであります。

本案は、資本的収入及び支出の収入について、土地の売却処分に伴う固定資産売却代金の皆増により、資本的収入で132万8,000円を増額するものであります。

議案第５号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

本案は、監査委員のうち、議会から選出された能勢秋吉氏が、令和４年４月22日をもって任期満了となったことに伴い、再度、監査委員に能勢秋吉氏を選任すべく議会の同意を求めるため、提案されたものであります。

議案第６号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の改正について、地方自治法の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるため、提案されたものであります。

報告第１号は、令和３年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、地方公営企業法規定による建設改良費の繰越について、材料の納入時期の遅延等により４億498万8,100円を令和４年度に繰越した旨の報告でありました。

報告第２号は、令和３年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、議会に報告し公表するもので、資金不足比率の発生はなく、経営状況は良好な状態である旨の報告でありました。

提案されました６議案は、原案どおり可決、承認されました。

以上、令和４年山武郡市広域水道企業団議会８月定例会の概要報告といたします。

〔５番議員　宮薗博香君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、８月29日に開催された八匝水道企業団議会令和４年８月定例会について、越川一雄議員。

〔７番議員　越川一雄君登壇〕

○７番（越川一雄君）　去る８月29日に開催されました八匝水道企業団議会令和４年８月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会には、報告２件と議案４件が提案されました。

報告第１号は、令和３年度八匝水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、建設改良費の予算のうち、配水管更新工事１件で、2,491万6,100円を地方公営企業法の規定により翌年度に繰り越しをした旨の報告がありました。

報告第２号は、令和３年度八匝水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法の規定により議会に報告し、公表するもので、資金不足は生じず、資金不足比率も発生しないなど、経営状況が良好である旨の報告がありました。

議案第１号は、専決処分の承認を求めることについて（八匝水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について）であります。

本案は、人事院規則の一部改正により、非常勤職員の育児休業等に係る取得要件の緩和等がされることから、国に準じた措置を講じるため、地方自治法の規定により令和４年３月25日に専決処分した八匝水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議会に報告し、承認を求めるため、提案されたものであります。

議案第２号は、令和３年度八匝水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定についてであります。

本案は、地方公営企業法の規定により、令和３年度八匝水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金１億3,877万7,355円を自己資本金に組み入れることについて、議会の議決を求め、併せて決算について、議会の認定に付したものです。

収益的収支については、水道事業収益14億217万3,849円に対し、水道事業費用は12億2,081万362円となりました。

次に、資本的収支については、資本的収入３億5,523万3,500円に対し、資本的支出は６億6,134万6,141円となりました。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額３億611万2,641円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金により、補塡いたしました。

議案第３号は、令和４年度八匝水道企業団水道事業会計補正予算（第１号）についてであります。

本案は、収益的収入及び支出のうち、収入について、１款水道事業収益を724万9,000円増額し、支出については、１款水道事業費用を911万円増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち、収入について、１款資本的収入を256万7,000円増額し、支出については、１款資本的支出を887万6,000円増額するものであります。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費については、職員給与費の金額を１億1,233万4,000円に補正するものであります。

議案第４号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

本案は、令和５年４月１日より千葉県市町村総合事務組合が四市複合事務組合と公平委員会に関する事務を共同処理することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部改正について、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議するに当たり、議会の議決を求めるため、提案されたものであります。

提案されました４議案は、いずれも原案どおり可決、承認されました。

以上、八匝水道企業団議会令和４年８月定例会の概要報告といたします。

〔７番議員　越川一雄君降壇〕

○議長（川島　仁君）　最後に、８月17日に開催された令和４年第２回山武郡市広域行政組合議会定例会については、お手元に配付の資料をもって報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第１号ないし議案第１６号、報告第１号ないし報告第３号の上程、説明

○議長（川島　仁君）　日程第４、議案第１号ないし議案第16号、報告第１号ないし報告第３

号を一括議題とします。

町長から政務報告並びに提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　おはようございます。

それでは早速、政務報告及び提案理由説明を申し上げさせていただきます。

本日ここに、令和４年９月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には時節柄、ご多用の折にもかかわらずご参集いただき誠にありがとうございます。

また、平素より、町の各種事業の推進に当たり、格別なるご高配とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今年は７月から気温の高い日が続き、８月に入ってからは熱中症警戒アラートが連日のように発令されました。議員各位をはじめ町民の皆様も体調管理にご苦労されたのではないかと存じます。

一方、新型コロナウイルス感染症に関しては、７月に入りオミクロン株ＢＡ．５（ビーエーファイブ）の感染者が全国的に急増し、当町においても７月と８月の２か月間で1,285人の感染が確認されております。町としても感染拡大を防ぐため、町民の皆様に基本的な感染防止対策の徹底、不要不急の外出を控えていただくようお願いするとともに、現在、国が進めているオミクロン株対応のワクチン接種が円滑に実施できるよう準備を進めているところでございます。

９月に入りまして、過ごしやすくなったものの、暑かった夏の疲れや昼夜の温度差から、体調を崩しやすい時期でもありますので、議員各位には、体調管理に十分に留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、９月議会定例会に当たり、町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、企画空港課関係についてでありますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍における地域経済の活性化と生活者の負担軽減を目的とした「地域経済活性化・生活者支援商品券発行事業」につきましては、６月20日を基準日とした町内全世帯の世帯主9,868人の方々へ、10,000円分の商品券を配布するため、現在、発送作業を進めているところであります。商品券につきましては、協力店としてご参加いただいた町内各店舗等で10月から12月末までご利用いただけます。

次に、東京行き高速バスの運行につきましては、町が用意いたしました利用者専用無料駐

車場の整備工事が８月末をもって終了し、バス事業者からは９月17日から運行が開始される予定と報告を受けております。銚子駅と東京駅の間を１日８往復し、横芝光インターチェンジバス停留所・東京駅間の利用料金は片道1,900円に決定されたとのことです。鉄道と並び東京行きの新たな交通手段として、町民の利便性向上に資することを期待しております。

続いて、産業課関係についてでありますが、夏期観光事業につきましては、７月16日から８月21日までの37日間、遊泳客に新型コロナウイルス感染症予防の十分な対策を呼びかけながら、屋形海水浴場を開設いたしました。

なお、今年は、新型コロナウイルス感染症拡大の防止を図るため、例年実施していました「宝さがし」など、人が密集するイベント開催につきましては、全て中止にした影響もあり、来客数は5,250人で、コロナ禍前に開設した令和元年の8,150人と比較し６割ほどとなりました。

開設期間中は、ライフセーバーによる監視、観光まちづくり協会による会場運営、防犯協会による海岸パトロールなど、夏期観光対策本部における各協力団体の皆様のご尽力により、一件の事故もなく、無事終了することができましたことに、改めて感謝申し上げます。

続いて、健康こども課関係についてでありますが、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種につきましては、３回目接種の状況に関して、８月23日時点で65歳以上は7,518人で接種率は83.2パーセント、12歳以上64歳以下は8,594人で接種率は66.3パーセントとなっております。

また、令和４年７月22日付けで国（厚生労働省）から４回目接種の対象拡大の通知がなされ、医療従事者等及び高齢者施設等の従事者が追加されたことから、対象となる機関、事業所及び施設ごとに接種希望者を取りまとめ、追加接種の体制構築に努めたところであります。なお、４回目接種の状況でありますが、８月23日時点で3,761人、うち60歳以上の方は、3,552人で、その接種率は40.2パーセントとなっております。

一方、オミクロン株対応のワクチン接種につきまして、現在、国では、少なくとも重症化予防効果が期待できることから、予防接種法の特例臨時接種に位置づける方向で調整が進んでおります。接種対象は、初回接種（１、２回目接種）を完了した全ての方を対象に実施することを想定し、接種間隔は、国において引き続き情報収集を進め、分科会で審議し、追って通知されることとなります。なお、これに伴う関連経費を補正予算案に計上させていただきました。今後、国（厚生労働省）の審議会における議論の動向や決定事項の内容等に注視し、ワクチン接種が円滑に実施できるよう準備を進めてまいります。

続いて、教育課関係についてでありますが、今年度の中学校部活動の状況については、横芝中学校卓球部の男子個人戦及びソフトテニス部の男子団体戦と男子個人戦で関東大会に出場し、さらにソフトテニス部の男子団体と男子個人１組が全国大会に出場し、健闘いたしました。

大会に出場した生徒はもちろんですが、熱心に指導に当たられた顧問の先生、そして日々生徒を励まし、支えていただいた保護者の皆様に対し改めて敬意を表します。

次に、横芝小学校改築事業でありますが、令和５年度の新校舎建設工事等の発注に向け実施設計を策定しているところであります。また、新校舎が完成するまでの間使用する仮設校舎の建設工事に着工しており、今年度末の引越し作業がスムーズに完了できるよう進めてまいります。

続いて、東陽食肉センター関係についてでありますが、電気料金高騰の影響により、当センターでも電気代が増加し収益を圧迫していることから、食肉センター使用料を引上げ、経営の安定化を図るため東陽食肉センター条例の一部を改正する条例を提案させていただきましたので、ご審議いただきますようお願い申し上げます。

また、千葉県食肉流通協議会で検討を進めている県内の食肉センター再編・整備につきましては、県内５つの食肉センターがそれぞれ出資し、新法人「株式会社　成田食肉流通センター」が７月に設立されました。今後は新法人を中心に新しい食肉センターの建設に向け、整備基本計画の作成をはじめ、各種手続を行ってまいります。

続いて、東陽病院の運営状況についてでありますが、今年度から千葉大学病院から外科医師の派遣がなくなったことに加え、６月末で病院長が退職したことから、外科の外来診療及び入院患者が減少し、医業収益が伸びていない状況であります。

一方、内科については、県より派遣されていた自治医科大学卒業生の医師が義務年限終了後も引き続き勤務いただけることとなり、令和４年度の県派遣医師２名と合わせ内科医師３名を確保することができたことから、内科診療に係る医業収益は増加傾向にあります。

未だ収束の見通しが立たない新型コロナウイルス感染症の影響に加え、外科医師の不足も加わり厳しい運営状況ではありますが、副院長の下、職員一丸となって診療業務を継続しているところでございますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、病院長の選任につきましては、現在、千葉大学や現職医師等と協議・調整をしておりますので、決まり次第ご報告させていただきます。

最後に、広報紙等でもお知らせさせていただいているところですが、毎年町民の皆様が楽

しみにされております町民体育祭につきましては、感染防止策を講じての実施が難しいことから中止といたしました。

以上、現在の各種事業の進捗状況等について、申し述べさせていただきました。

議員各位には、今後とも、更なるご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、諸般の報告といたします。

それでは、引き続きまして、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を、ご説明申し上げます。

お手元の「令和４年９月横芝光町議会定例会提案理由説明書（白色の表紙のもの）」をご覧ください。

議案第１号　横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置の一つとして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が施行されることから、横芝光町職員についても同様の措置を講ずべく、所要の改正を行うため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第２号　横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第３号　横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定についてでありますが、本案は、センター運営に必要な事業収入を確保し、健全な運営を堅持するため、横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正すべく提案したものでございます。

議案第４号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでありますが、本案は、四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を制定することについて、地方自治法第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第５号　町道路線の認定及び廃止についてでありますが、本案は、既存町道と付替道路用地との交換に伴い、町道路線の認定及び廃止をする必要があるため、道路法第８条第２項及び第10条第３項の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

議案第６号　令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）についてでありますが、本案は、新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業のほか、人事異動等に伴う人件費、財政調整基金積立金、横芝保育所運営事業、道路改良事業等に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ４億6,988万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,778万2,000円とすべく提案したものでございます。

議案第７号　令和４年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてでありますが、本案は、介護保険制度の報酬改定に伴う介護保険システムの改修に要する経費に補正の必要が生じたほか、前年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの定率による義務的負担金の精算に要する経費に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ9,140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,873万8,000円とすべく提案したものでございます。

議案第８号　令和４年度横芝光町病院事業会計補正予算（第１号）についてでありますが、本案は、国から「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が示されたことにより、令和９年度までを対象期間とする公立病院経営強化プランを令和４年度、令和５年度中に策定するに当たり所要の項目に補正の必要が生じたため、収益的収支予算の支出を330万円増額し、支出総額を17億3,330万円とするとともに、令和５年度分の債務負担行為を設定すべく提案したものでございます。

議案第９号ないし議案第14号並びに議案第15号についてでありますが、各会計の令和３年度歳入歳出決算について、議会の認定を求めるべく、監査委員の意見を付けて提案したものでございます。

議案第16号　財産の取得についてでありますが、本案は、消防団員用新基準活動服購入に係る契約の予定価格が条例で定める基準に該当するため、地方自治法第96条第１項第８号の規定により、議会の議決を求めるべく提案したものでございます。

報告第１号　一般会計継続費の継続年度終了による精算についてでありますが、本件は、令和２年度横芝光町一般会計予算で継続費を設定いたしました都市計画策定事業（都市計画マスタープラン見直し業務）について、令和３年度に事業が終了したことから、継続費精算報告書につきまして、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、報告するものでござ

います。

報告第２号　令和３年度健全化判断比率の報告についてでありますが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、令和３年度における健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

報告第３号　令和３年度資金不足比率の報告についてでありますが、本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第１項の規定により、令和３年度における資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものでございます。

以上、この度提出いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、担当課長から説明を加えさせますので、よろしくご審議いただき、可決、承認賜りますようお願い申し上げます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、担当課長の説明を求めます。

議案第１号及び第２号について、総務課長。

〔総務課長　及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君）　おはようございます。

それでは、議案第１号　横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案・報告つづり１ページから７ページの改正文と、黄色の議案関係資料１の１ページから７ページまでになりますので、ご用意願います。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、国家公務員における妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置の一つとして、非常勤職員の育児休業等の取得要件の緩和等の措置が施行されることから、横芝光町職員についても同様の措置を講ずるべく、所要の改正を行うため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

制定の概要についてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料１の１ページをお願いいたします。

表中、中段の内容の要旨ですが、令和３年８月10日付で人事院が行った国家公務員の育児育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の中で、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、令和４年10月１日施行予定の育児休業等の取得要件の緩和等の措置について、横芝光町の職員についても同様の措置を講ずべく、所要の改正を行

うため、横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部の改正を行います。

１つ目としまして、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が１歳６か月に達する日までにその任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないという要件について、非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から57日間の期間の末日から６か月を経過する日までと緩和します。

２点目として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が１歳６か月到達日とする要件について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。

３点目として、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が２歳に達する日とする要件について、２と同様、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定を整備します。

２ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の条例改正のうち、条番号等を改正する部分や不要な規定の削除の説明は割愛させていただき、法律の改正に伴い改正を行う必要がある部分につきまして、改正案により説明させていただきますので、ご了承をお願いいたします。また、新旧対照表の現行と改正案のアンダーライン部分の改正箇所は、後ほどご確認ください。

初めに、２条第４号（ア）のアンダーライン部分の条文改正につきましては、非常勤職員の子の出生後57日以内の育児休業の取得要件を緩和するもので、これは父親の育児休業の取得要件を緩和するための改正です。

非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、子が１歳６か月に到達する日までに、その任期が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないという要件について、非常勤職員が子の出生の日から57日間以内に育児休業をしようとする場合には、子の出生日から57日間の期間の末日から６か月を経過する日までというように、任用見込みが約半分のおおむね８か月先まであれば取得できるようになるよう緩和するものです。

次に、第２条第４号イと３ページの第２条の３第３号から、５ページの第２条の４のアンダーライン部分の条文改正につきましては、非常勤職員の子が１歳以降の育児休業の取得の柔軟化に関するもので、子の１歳到達日以降における非常勤の育児休業に関して、夫婦交替での取得を各期間１回可能にします。

現行制度では、非常勤職員またはその配偶者の育児休業を開始できる日は１歳及び１歳６か月到達日の翌日でしたが、配偶者の育児休業期間の期日の翌日以前の日を開始日とすることができるようになります。この改正により、夫婦交替、重複取得、特別な事情のある場合の柔軟な取得が可能となります。

６ページをお願いいたします。

現行の第３条、第５号のアンダーライン部分での現行制度では、再度の育児休業をする場合には申出を行い、３か月経過しなければ取得することができませんでした。なお、育児休業の取得回数制限の緩和により、申出等経過期間が不要となるため、育児休業等計画書の申出規定を削除いたします。

次に、第３条第７号のアンダーライン部分の条文改正につきましては、２回の育児休業の取得後に再度の育児休業ができる特別の事情として、任期を定めて採用された職員であって、当該任期を更新され、または当該育児休業の満了日に任命権者を同じくする職に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日または当該引き続き採用される日を育児休業の初日とする育児休業をしようとすることを追加する。これは、現行制度では非常勤職員を対象としていましたが、任期付職員を含め、同様に取り扱うという改正です。

次に、３条の２のアンダーライン部分の条文改正につきましては、原則２回の育児休業から除かれることとなる育児休業、いわゆる産後パパ育休の取得期間は、子の出生の日から57日間と規定するものです。

７ページをお願いいたします。

第10条第６号のアンダーライン部分の条文改正につきましては、第３条第５号で説明しましたとおり、育児休業の取得回数制限の緩和により、育児休業等計画書の規定は削除いたしますが、短時間勤務職員の取得の仕組みは存置することから、育児短時間勤務計画書へと改めるものです。

最後に、議案・報告つづりの７ページをお願いいたします。

本改正に伴い、附則につきましては、施行期日をこの条例は令和４年10月１日から施行するとし、経過措置として、この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第３条及び第10条の規定の適用については、なお従前の例によるといたしました。

以上、議案第１号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りま

すようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第２号　横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について補足説明させていただきます。

資料につきましては、議案・報告つづり９ページから11ページの改正文と、黄色の議案関係資料８ページから11ページになりますので、ご用意願います。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担の限度額を引き上げるため、横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正すべく提案したものであります。

制定の概要についてご説明いたしますので、黄色の議案関係資料１の８ページをお願いいたします。

表中の中段、内容の要旨ですが、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行により、議会議員及び長の選挙において、候補者の選挙運動に係る経費のうち公費負担する次の経費について、その限度額を引き上げます。

公費負担の限度額を引き上げる経費につきましては、下記の表、１点目が選挙運動用自動車の使用に要する経費のうち、自動車の借入れの限度額を300円引き上げ１万6,100円に、燃料の限度額を140円引き上げ7,700円に、２点目が選挙運動用ビラの作成に要する経費で、１枚当たりの作成単価の限度額を22銭引き上げ７円73銭に、３点目が選挙運動用ポスターの作成に要する経費で、１枚当たりの作成単価の限度額を16円25銭引き上げ541円31銭に、加算額の限度額を5,750円引き上げ31万6,250円にするもので、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が施行されたことにより引き上げられたことから、条例の一部を改正するものであります。

９ページの新旧対照表をご覧ください。

第４条第２号ア中、１万5,800円を１万6,100円に改める。同号イ中、7,560円を7,700円に改める。第８条中、７円51銭を７円73銭に改める。第11条中、525円６銭を541円31銭に、31万500円を31万6,250円に改めるものであります。

最後に、議案・報告つづりの11ページをご覧ください。

本改正に伴い、附則につきましては、施行期日をこの条例は公布の日から施行するとし、適用区分をこの条例による改正後の横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運

動の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるといたしました。

以上、議案第２号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長　及川雅一君降壇〕

○議長（川島　仁君）　提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前１０時５９分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１０分）

○議長（川島　仁君）　提案理由説明を続けます。

議案第３号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長　郡司　勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司　勇君）　議案第３号　横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明させていただきます。

資料につきましては、ピンクの表紙の議案つづり13ページからと、黄色の表紙の議案関係資料１のつづり12ページからとなります。

初めに、黄色の表紙の議案関係資料１のつづり12ページをお願いいたします。

本案は、制定の概要、内容の要旨に記載しているとおり、令和３年度にと畜頭数の減少に伴う事業収入の減少や老朽化する施設の維持補修費の増加に対応するため、センター使用料を改正したところですが、その後の社会情勢の変化により電気料金が増加し、食肉センターの収益を圧迫している状況にあり、現行料金では今後の食肉センター運営に支障を来すため、食肉センター同業組合等の関係者と協議し、食肉センター使用料の値上げにより経営の安定化を図ることになったことから、使用料の改正を行うものでございます。

食肉センター使用料の改正案につきましては、１頭当たりの料金額を牛・馬を6,637円から7,297円に、中とくを3,982円から4,372円に、とくと豚を1,155円から1,265円に、山羊・めん羊を1,062円から1,162円とするものでございます。

次に、新旧対照表についてご説明させていただきます。

13ページをご覧ください。

左側が現行条例、右側が改正案となります。改正箇所につきましては、アンダーライン部分となります。

第９条第１号の食肉センター使用料につきまして、アの牛、馬からオの山羊、めん羊まで、全体的に引き上げるものでございます。

恐れ入りますが、ピンク色の表紙、議案つづりの15ページをお願いいたします。

附則の施行期日ですが、１項で、この条例は、令和４年12月１日から施行する。経過措置といたしまして、２項で、第９条の規定は、この条例の施行の日以後の使用料から適用し、同日前の使用料については、なお従前の例によるとするものでございます。

以上で、議案第３号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長　郡司　勇君降壇〕

○議長（川島　仁君）　議案第４号について、総務課長。

〔総務課長　及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君）　それでは、議案第４号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、補足説明させていただきます。

資料につきましては、議案・報告つづり17ページから19ページの規約の制定に関する協議文と、黄色の議案関係資料２の１ページと２ページになりますので、ご用意お願いいたします。

本案は、町長の提案理由説明にもございましたように、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市で構成される四市複合事務組合の千葉県市町村総合事務組合への加入に伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第286条第１項の規定により、関係地方公共団体と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるべく提案するものであります。

制定に関する協議の概要についてご説明いたします。

協議の概要ですが、千葉県市町村総合事務組合の組合団体以外の地方公共団体である四市複合事務組合から、共同処理を希望する事務として、公平委員会に関する事務について、令

和５年４月１日から共同処理したい旨の依頼があったことから、組合規約中、組合を組織する地方公共団体に関する規定及び共同処理する事務に関わる共同処理する団体に関する規定について改正を行う必要が生じたことから、議会の議決を求めるべく提案するものであります。

黄色の議案関係資料２の１ページの新旧表をお願いいたします。

千葉県市町村総合事務組合規約の別表第１中の「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合」に改める。

別表第２表中の２ページをお願いいたします。

第３条第１項第11号に掲げる事務の項中の共同処理する団体欄の「安房郡市広域市町村圏事務組合」を「安房郡市広域市町村圏事務組合　四市複合事務組合」に改めるものです。

最後に、議案・報告つづりの19ページをご覧ください。

本改正に伴い、附則につきましては、この規約は、令和５年４月１日から施行するとされるものであります。

以上、議案第４号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔総務課長　及川雅一君降壇〕

○議長（川島　仁君）　議案第５号について、都市建設課長。

〔都市建設課長　若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君）　それでは、議案第５号につきまして補足説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、ピンクの議案つづり21ページをご覧ください。

道路法第８条及び第10条の規定により、別紙のとおり町道路線の認定及び廃止を行うものでございます。

１枚めくっていただきまして、23ページをご覧ください。

認定路線につきましては、上の表記載の１路線Ｈ032号線で、町長からの提案理由説明で申し上げたとおり、既存町道と付替道路用地の交換に伴う町道路線の認定でございます。

廃止路線につきましては、下の表に記載の１路線、Ｈ032号線で、認定路線との交換に伴う町道路線の廃止でございます。なお、今回は道路の付け替えのため、同じ路線名となっております。

黄色の議案関係資料１の14ページをご覧ください。

町道Ｈ032号線認定及び廃止箇所図について説明いたします。

地区は白浜地区で、図面の上が北方向となります。赤色の線が町道認定路線で、起点につきましては、県道横芝停車場白浜線のＪＡちばみどり白浜配送センター北側約270メートルの赤の丸印で、終点が赤い矢印の箇所でございます。延長は96.6メートルで、幅員は5.14メートルから5.2メートルでございます。

青色の線が町道廃止路線で、青色の丸印が起点で、終点が青色の矢印箇所でございます。延長は125.41メートルで、幅員は3.3メートルから5.4メートルでございます。

ピンク色の議案つづり23ページへお戻りください。

認定路線整理番号１、路線名Ｈ032号線は、起点、木戸字十三割10113番25、終点、木戸字十三割10113番19、延長96.6メートル、幅員5.14メートルから5.2メートルとするものでございます。

廃止路線、整理番号１、路線名Ｈ032号線は、起点、木戸字十三割10111番１、終点、木戸字十三割10111番６、延長125.41メートル、幅員3.3メートルから5.4メートルとするものでございます。

以上で議案第５号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔都市建設課長　若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島　仁君）　議案第６号について、財政課長。

〔財政課長　向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君）　議案第６号　令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。

別冊となっております一般会計補正予算書をご用意願います。

令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）は、第１条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億6,988万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,778万2,000円とし、第２条では、債務負担行為の追加を目的に債務負担行為補正を、第３条で、地方債の変更を目的に地方債の補正を行おうとするものです。

次のページをお願いいたします。

２ページから５ページまでは第１表歳入歳出予算補正で、内容につきましては、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げます。

６ページをお願いいたします。

６ページの第２表は債務負担行為補正で、今回追加する債務負担行為は５件で、いずれも期間が今年度末で終了することから、表に定める期間及び限度額で債務負担行為を設定するものです。１つ目と４つ目が指定管理に関するもの、ほかの３つが業務委託に関するものとなります。

７ページをお願いいたします。

続いて、第３表地方債補正ですが、道路橋りょう整備事業債につきましては、限度額を3,290万円増額し9,790万円に、小学校施設整備事業債につきましては、限度額を1,540万円増額し9,220万円に、臨時財政対策債につきましては、限度額を1,500万円減額し１億200万円に変更しようとするもので、いずれも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。内容につきましては、歳入の22款町債で説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

８ページから10ページまでは事項別明細書で総括ですので、後ほどご確認をお願いいたします。

それでは、歳入歳出の内容につきましてご説明申し上げます。

11ページをお願いいたします。

初めに、歳入です。

14款２項３目衛生手数料の犬の登録・鑑札交付手数料は、繁殖業者からの新規登録数の増加により増額するものです。

15款１項２目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金は、オミクロン株対応ワクチン接種に係る負担金で、ワクチン接種委託料の増額に伴うものです。

15款２項１目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、交付限度額が増額し、追加交付されるものです。

２目民生費国庫補助金の保育対策総合支援事業費補助金は、公立保育所と私立保育所における新型コロナウイルス感染症対策支援事業やＩＣＴ化推進等事業に対しての補助金で、補助率は２分の１です。

また、３目衛生費国庫補助金の母子保健衛生費補助金は、新たに母子保健対策強化事業が創設され、各種健診に必要な備品の整備に対しての補助金で、２分の１が補助されるものです。

次の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、オミクロン株対応ワクチン接種に伴う職員手当や看護師委託、接種会場運営委託などの経費に対しての補助金です。

16款２項１目総務費県補助金の鉄道駅バリアフリー設備整備事業補助金は、横芝駅エレベーター整備工事に係る町負担分が補助対象になったことから計上するものです。

２目民生費県補助金の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金は、県が支給するひとり親世帯への給付金について、福祉事務所を設置していない町村が行う事務に対し交付されるもので、補助率は10分の10です。

３目衛生費県補助金の健康増進事業補助金は、肝炎ウイルス検診受診者数の増加に伴い、補助金が増額するものであります。

４目農林水産業費県補助金の「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金は、認定農業者が整備する園芸関係施設等に対して交付される補助金で、１人の認定農業者が補助対象になったことから計上するもので、補助率は３分の１です。

８目教育費県補助金の心のバリアフリー教育推進事業補助金は、オリ・パラ教育を一過性のものとすることなく、共生社会の形成を目指して行う事業に対して交付されるもので、横芝中学校が実施します。

16款３項４目教育費委託金は、県の令和４年度特色ある道徳教育推進校に、上堺小学校が指定されたことにより交付される研究事業委託金です。

17款１項２目利子及び配当金の企業立地促進基金利子は、令和３年度に設置した企業立地促進基金の利子を計上するものです。

12ページをお願いいたします。

18款１項１目一般寄附金は、町内事業者からの1,000万円の寄附があったことから計上するものです。

19款１項３目介護保険特別会計繰入金は、令和３年度の介護保険特別会計への繰出金の精算金です。

19款２項６目地域振興基金繰入金は、基金を活用して実施する産業まつり助成事業の事業費の増額に伴い、繰入額を増額するものです。

７目公共施設総合管理基金繰入金は、横芝小学校改築事業へ充当する地方債の組替えにより、起債充当額を増額することに伴い、繰入金を減額するものです。

20款１項１目繰越金は、本補正予算の財源に充当するため計上したものです。

21款７項１目雑入は、いずれも交付決定や交付見込みにより計上するもので、河川環境整備委託金は、千葉県山武土木事務所との協定に基づき増額、次のコミュニティ助成事業助成金は、篠原区集会施設保全事業に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金、次の

廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金は、一般財団法人千葉県環境財団からの助成金、次のデジタル基盤改革支援補助金は、引越しワンストップサービス導入に対する地方公共団体システム機構からの補助金です。

２目過年度収入は、次の13ページにかけてとなります。いずれも令和３年度分の国庫支出金、県支出金の精算により追加交付されるものです。

22款１項３目土木債の公共施設等適正管理推進事業債は、追加工事により事業費が増額する、町道Ⅱ－30号線屋形地先舗装修繕工事の財源とするため、起債額を増額するものです。

次の防災対策事業債は、小田部地先の急傾斜地で崩落した排水構造物の復旧に係る現地測量業務委託及び設計業務委託を実施するため、本地方債を借り入れるものであります。

５目教育債は、起債充当率及び交付税措置率が有利な地方債へ切り替えることとして、学校施設等整備事業債を減額し、次の公共施設等適正管理推進事業債を増額するものです。

６目臨時財政対策債は、本年度発行可能額の決定に伴い減額するものです。

続いて、14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

歳出は説明欄、黒丸の事業ごとに説明をさせていただきます。なお、本補正予算の給与費関係につきましては、４月１日付の人事異動等に伴う調整のほか、共済費の負担率変更や地方公務員等共済組合法の改正により、短時間勤務職員や会計年度任用職員等が共済組合員になることに伴い、社会保険料の共済組合負担金への組替えであります。

１款１項１目議会費は、人件費の調整です。

２款１項１目一般管理費の特別職給与費は、職員共済組合負担金の負担金率の変更による調整、次の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、15ページに移りまして、一般管理事務費は、会計年度任用職員に係る期末手当と共済費の社会保険料等で、実績見込みによる調整です。

５目財政管理費は、財政調整基金積立金で、地方財政法の規定により前年度繰越金の２分の１相当額を積み立てるものです。

７目財産管理費の本庁舎維持管理事業は、自転車等で来庁する住民の利便性の向上を図るため、現金自動預け払い機、いわゆるＡＴＭ跡地に駐輪場を整備するための工事費を計上、次のその他財産管理（臨時）事業は、旧横芝行政センター跡地と隣接地との境界が確定したことから、敷地の測量業務委託料と土地の表題、保存などの登記に係る書類作成業務委託料を計上するものです。

８目企画費は、乗合タクシーの車両に貼りつける専用マグネットシートの購入と12月から増車するタクシー１台の運行区域を北側区域専用にするためのシステム改修に係る委託料の計上です。

10目地域振興費は、集会施設保全事業に係る財源振替で、篠原区集会施設保全事業に対し、一般財団法人自治総合センターから対象経費の５分の３が助成されることになったことから、一般財源と振り替えるものです。

11目空港対策費は、町内の小学６年生を対象に、航空業界学習の一環として、周遊飛行体験を実施するための委託料を計上したものです。

12目情報管理費は、住民基本台帳法の改正に伴い、引越しワンストップサービス導入に係るシステム改修委託料で、マイナポータル等を通じたオンラインによる転出届、転入予約ができる環境を整備するためのものです。

16ページをお願いいたします。

２項１目税務総務費と、次の３項１目戸籍住民基本台帳費、次の５項１目統計調査総務費は、いずれも人事異動等による人件費の調整です。

17ページをお願いいたします。

３款１項１目社会福祉総務費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、次の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業は、令和３年度国庫補助金の精算による返還金です。

３目障害福祉費の自立支援医療費給付事業と、次の補装具費支給事業は、いずれも令和３年度国庫負担金の精算による返還金です。

次の地域生活支援事業は、地域活動支援センターたんぽぽの施設修繕料と、令和３年度国庫補助金の精算による返還金です。

次の障害児通所支援事業につきましても、18ページに移りまして、令和３年度事業国庫負担金の精算による返還金です。

４目国民年金事務費、５目国民健康保険費、６目後期高齢者医療費は、いずれも人事異動等による人件費の調整です。

７目介護保険費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、19ページに移りまして、認定調査費は、会計年度任用職員に係る期末手当及び共済費の実績見込みによる調整、次の介護保険特別会計繰出事業は、介護報酬改定に伴うシステム改修に係る事務費分と、令和３年度分の低所得者介護保険料軽減負担金を実績により繰り出すものです。

２項１目児童福祉総務費は、子ども・子育て支援交付金の令和３年度分の精算による国への返還金です。

２目児童措置費の児童手当給付事業も、令和３年度国庫負担金の精算による返還金、次の子育て世帯生活支援特別給付金事業は、県が支給するひとり親世帯への給付に係る事務を町が実施するもので、案内通知などの郵送代の計上です。

次の子育て世帯への臨時特別給付事業（先行給付金）は、令和３年度国庫補助金の精算による返還金です。

20ページをお願いいたします。

４目保育所費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、次の町立保育所事務費は、国の補助事業を活用し新型コロナウイルス感染症対策を行うもので、抗原定性検査キットやマスクなどの消耗品費や、保護者との連絡を円滑にするためのウェブサービス使用料、CO_2モニターなどの備品購入費を計上するものです。

次の横芝保育所運営事業は、老朽化による亀裂や塗装に剝離がある園舎とフェンスの改修を行うもので、改修に係る設計委託料と施設改修工事費の計上です。

次の子育てのための施設等利用給付事業は、令和３年度、国、県負担金の精算による返還金です。

次の保育対策総合支援事業は、21ページに移りまして、私立保育所６園が町立保育所と同様に、新型コロナウイルス対策として実施する抗原定性検査キットやマスクなどの購入に対し、補助金を交付するものです。

５目学童保育費は、ひかり児童クラブ貯水槽の修繕料と、保護者との連絡を円滑にするためのウェブサービス使用料の計上です。

４款１項１目保健衛生総務費は、人事異動等による人件費の調整です。

２目予防費の個別予防接種事業は、令和３年度分の精算による国庫補助金の返還金、次の新型コロナウイルスワクチン接種事業は、主にオミクロン株対応ワクチンの接種にかかる経費で、接種対象者数は１回目、２回目接種を完了した方で、１万8,876人を見込んでおります。

３節職員手当は、職員の時間外勤務手当を増額。

４節共済費は、社会保険料の職員共済組合負担金への組替え。

11節役務費は、接種券の郵送代と町外の医療機関で接種した場合の事務手数料を増額。

12節委託料、22ページに移りまして、健康管理システム改修委託料ほか４つの委託料をそ

れぞれ増額するものです。

22節償還金利子及び割引料につきましては、令和３年度国庫補助金等の精算による返還金です。

３目健康づくり費は、３歳児健康診査の視覚検査時において、屈折値の不均等による弱視等を早期に発見することが重要であることから、国庫補助事業を活用し、屈折検査機器を購入するものです。

４目健康増進対策費は、基本健康診査の肝炎ウイルス検診と骨粗鬆症検診の受診者数が増えたことから、それぞれ増額するものです。

５目健康づくりセンター費は、健康づくりセンタープラムで、合併浄化槽保守点検時に指摘のあった微細目スクリーンを交換するための修繕料の計上です。

６目環境衛生費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、23ページに移りまして、畜犬登録事務事業は、繁殖業者による登録頭数の増加に伴う鑑札の追加購入費を計上、次の環境美化推進事業は、河川環境整備委託金を活用し、栗山川環境ボランティアに草刈り機を持参された参加者へ配布する替え刃の購入費と、ボランティアでは除草の困難な場所の除草工事費を計上、次の資源リサイクル促進事業は、廃食油燃料利用促進プロジェクト事業助成金を活用し、廃食油回収作業に使用するごみ袋などの消耗品を計上するものです。

５款１項１目農業委員会費と、次の２目農業総務費は、人事異動等に伴う人件費の調整です。

24ページをお願いいたします。

３目農業振興費の需給調整推進対策奨励事業は、飼料用米の作付面積の増加など、対象作物の実績見込みにより補助金を増額、次の産業まつり助成事業は、新型コロナウイルス感染症対策として、駐車場の誘導や会場警備、受付業務などの外部委託を増員するため、補助金を増額するものです。

次の地域園芸活性化事業は、認定農業者が整備する環境モニタリング装置など、環境制御関連装置の導入に対し補助金を交付するものです。

５目農地費は、栗山地区の幹線３号排水路から悪臭があり、生活環境に悪影響を及ぼすおそれがあることから、排水路の現況を調査するための委託料を計上するものです。

６款１項１目商工振興費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、次の企業誘致促進事業（創生）は、企業立地促進基金利子を積み立てるものです。

２目観光費のニューツーリズム開発促進事業（創生）は、町の魅力発信と経済活性化を図

るため、駅前情報交流館ヨリドコロなどにレンタルバイクを整備するもので、25ページに移りまして、サイクルヘルメット６個の消耗品とレンタルバイク購入時の運搬費、レンタルバイク６台の備品購入費を計上するものです。

次の横芝駅前情報交流館管理事業（創生）は、ヨリドコロの浄化槽からの排水ポンプが故障していることから、交換のための工事費を計上するものです。

７款１項１目土木総務費は、人事異動等に伴う人件費の調整、２項３目道路新設改良費の一般職給与費は、人事異動等に伴う人件費の調整、次の舗装修繕事業は、当初予定していた町道Ⅱ－30号線屋形地先の舗装修繕工事で、新たに排水施設を設置する必要が生じたことから、事業費を増額するものです。

26ページをお願いいたします。

その他町道整備事業は、小田部地先の急傾斜地に設置されている排水構造物が崩落していることから、復旧に係る現地測量業務及び設計業務の委託料を計上するものです。

次の町道Ⅰ－10号線道路改良事業（宮川地先）は、取付け道路の延長による道路新設改良工事費の増額と、物件補償費が確定したことによる補償金の減額計上です。

４項１目都市計画総務費は、人事異動等に伴う人件費の調整です。

８款１項２目非常備消防費は、第７分団第２部が使用している古屋地先消防機庫の大規模修繕に係る補助金で、老朽化による屋根等の修繕費用を全額補助するものです。

27ページをお願いいたします。

９款１項２目事務局費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整、次の英語講師配置事業と、次の学習指導等講師配置事業は、いずれも会計年度任用職員に係る期末手当及び費用弁償の実績見込みによる調整と共済費の組替えです。

２項１目学校管理費は、職員共済組合負担金の負担金率の変更による調整です。

28ページをお願いいたします。

２目教育振興費は、上堺小学校が県の令和４年度特色ある道徳教育推進校に指定されたことによる研究事業に使用するための用紙代など、消耗品を計上するものです。

３目学校建設費は、横芝小学校改築事業に係る地方債の組替えにより、起債充当額が増額することに伴い、基金繰入額を減額することとして財源振替するものです。

３項１目学校管理費は、職員手当の実績見込みと、職員共済組合負担金の負担金率の変更による調整です。

２目教育振興費は、横芝中学校が県補助金を活用して行う心のバリアフリー教育推進事業

の講演会開催に係る講師謝礼と、パラスポーツ体験学習に使用するボッチャゲーム用ボールセットなどの消耗品費を計上するものです。

４項１目社会教育総務費の一般職給与費は、人事異動等による人件費の調整です。

29ページをお願いいたします。

３目共同利用施設費は、大総会館屋上で雨漏りが発生していることから、防水工事を実施するものです。

４目図書館費の一般職給与費は、人事異動等に伴う人件費の調整、次の図書館事務費は、会計年度任用職員１名の採用を、当初フルタイムで予定していたものがパートタイムでの採用となったことによる人件費の組替え、次の図書館一般設備維持管理事業は、浄化槽上部が破損していることから改修工事を行うものです。

５項２目体育施設費の光スポーツ公園一般管理事業は、30ページをお願いいたします。受水槽からの各設備へ送水するためのポンプ１基が故障しているため、交換工事を行うものです。

次の光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業は、プール温水循環ポンプ、１基が故障しているため、交換工事を行うものです。

３目学校給食費の一般職給与費は、人事異動等に伴う人件費の調整、次の学校給食センター施設維持管理事業は、簡易専用水道検査時に指摘のあった受水槽外面の補修工事を行うものです。

歳出の説明は以上となります。

次に、31ページから36ページまでは給与費明細書、37ページは追加した債務負担行為に係る当該年度以降の支出予定額等に関する調書、38ページは地方債の現在高に関する調書となりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上、令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長　向後和彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後１時とします。

（午前１１時４９分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　０時５９分）

○議長（川島　仁君）　提案理由説明を続けます。

議案第７号について、福祉課長。

〔福祉課長　古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君）　議案第７号　令和４年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第２号）の詳細についてご説明を申し上げます。

別冊の介護保険特別会計補正予算書をお願いいたします。

初めに、１ページをご覧ください。

このたびの補正予算は、第１条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,140万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億8,873万8,000円とするものでございます。

主な内容につきましては、令和４年度介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修のほか、令和３年度における保険給付費等に対する国、県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の精算に要する経費について、補正を行おうとするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書により、ご説明させていただきます。

６ページをご覧ください。

歳入からご説明をいたします。

３款国庫支出金、２項６目システム改修費補助金４万4,000円の増額は、介護保険システム改修費用の２分の１につきまして、国庫補助金を見込んだものであります。

８款繰入金、１項３目その他一般会計繰入金、１節事務費繰入金４万4,000円の増額は、介護保険システム改修費用８万8,000円から国庫補助金４万4,000円を差し引いた額を一般会計から繰り入れるものでございます。

４目低所得者保険料軽減繰入金68万3,000円の増額は、令和３年度の実績確定により、国、県から追加交付があり、町一般会計で受け入れたものを介護保険特別会計へ繰り入れるものであります。

９款繰越金9,063万7,000円は、歳出補正予算の財源調整のため増額するものです。

続きまして、７ページ、歳出について説明いたします。

１款総務費、１項１目一般管理費の12節委託料の８万8,000円の増額でありますが、介護職員の処遇改善のため臨時に実施される令和４年度介護報酬改定に伴い、指定介護事業所の

情報を管理している介護保険指定機関等管理システムを改修するための経費でございます。

２款保険給付費、１項１目介護サービス給付費は、歳入８款の低所得者保険料軽減繰入金の追加交付による財源振替でございます。

７款諸支出金、１項２目償還金6,513万8,000円の増額は、令和３年度分の介護給付費地域支援事業の実績確定により、国、県、社会保険診療報酬支払基金へそれぞれ返還するものです。

４目一般会計繰出金、2,618万2,000円の増額につきましては、令和３年度分の実績確定により町一般会計へ返還するもので、内訳としましては、介護給付費分として1,568万3,000円、地域支援事業の総合予防事業分として294万6,000円、包括任意事業分として162万9,000円、一般事務費分として588万円、低所得者保険料軽減分として４万4,000円であります。

以上で、令和４年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第２号）の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長　古作健二君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第８号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長　越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君）　議案第８号　令和４年度横芝光町東陽病院事業会計補正予算（第１号）の補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、議案第８号の補正予算書をお願いいたします。

１ページでございますが、第１条は総則でございます。

第２条は、収益的収入及び支出の補正で、支出の１款１項が医業費用、補正前の額16億3,847万2,000円に330万円を補正し、合計額を16億4,177万2,000円とするものであります。

第３条の債務負担行為の補正は、東陽病院経営強化プラン策定支援業務委託を追加するもので、令和２年度末で終了した新公立病院改革プランに代わり、国から持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドラインが示され、全ての公立病院において、令和９年度までを対象期間とする公立病院経営強化プランを令和４年度または令和５年度中に策定する必要がありますことから、期間を令和５年度とし、限度額を660万円で設定するものでございます。

それでは、詳細についてご説明いたします。

２ページの補正予算説明書をご覧ください。

収益的収入及び支出の支出でありますが、１款１項３目16節の委託費330万円の補正は、

先ほど説明させていただきました東陽病院経営強化プラン策定支援業務委託の初年度分で、今回のプランでは、持続可能な地域医療提供体制を確保するため、それぞれの病院が地域で果たすべき役割分担の明確化、機能分化、病院間の連携強化に加え、経営計画の見直し、経営の効率化など、より経営強化の取組に対する内容が求められていることから、専門的な知識を有するコンサルタントの支援を受け、経営分析を行うとともに、実効性のあるプランを策定しようとするものでございます。

初年度は、市場政策動向、連携競合先、患者、受診者などの外部環境分析、財務統計、損益分岐点、給与、人員などの財務分析、稼働率、診療単価、病棟再編における経営改善策の検証などの診断機能分析に係る業務を予定しております。

また、２年目は、初年度で行った各種分析及び地域医療構想等を踏まえた上で、持続可能な地域医療提供体制を確保するために、東陽病院が地域において果たすべき役割と機能、病院間の連携、医師、看護師等の確保と働き方改革への対応、経営形態の見直し、新興感染症の拡大時に備えた平時からの取組、施設整備の最適化、経営の効率化等の検討を予定しています。

３ページは、第３条で説明いたしました債務負担行為、東陽病院経営強化プラン策定支援業務委託に係ります支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書となっております。

以上、議案第８号の補足説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長　越川直樹君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第９号について、財政課長。

〔財政課長　向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君）　議案第９号　令和３年度横芝光町一般会計決算の認定について、ご説明申し上げます。

議員全員協議会では決算書により説明をさせていただきましたので、本日は別つづりの令和３年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書にて説明をさせていただきます。ご用意願います。

それでは、令和３年度決算資料、表紙から２枚めくっていただきまして、１ページをお願いいたします。

会計別決算の状況です。

一般会計の欄をご覧ください。

令和３年度の歳入決算額は135億1,077万6,000円、歳出決算額は129億9,413万2,000円で、令和２年度決算額との比較では、歳入は13億4,839万7,000円の減、歳出では14億1,955万2,000円の減となりました。

２ページをお願いいたします。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算額の前年度対比です。

初めに、歳入、１款町税の決算額は25億5,183万9,000円で、前年度と比較して、額で3,982万8,000円、率で1.5％の減です。これは固定資産税の減額によるもので、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した中小事業者等に対する軽減措置の実施と、３年に一度の評価替えによるものです。なお、税ごとの収入済額や徴収率につきましては、後ほど本資料の40ページ、町税の徴収実績でご確認ください。

次に、２款地方譲与税は１億5,884万3,000円で、前年度比較では額で242万8,000円、率で1.6％の増です。

３款利子割交付金は158万9,000円で、前年度比較では額で31万2,000円、率で16.4％の減。

４款配当割交付金は1,640万3,000円で、前年度比較では額で502万7,000円、率で44.2％の増。

５款株式等譲渡所得割交付金は2,067万8,000円で、前年度比較では額で685万4,000円、率で49.6％の増となりました。

６款法人事業税交付金は2,623万円で、交付率の引上げにより、前年度比較では額で1,542万8,000円、率で142.8％の増。

７款地方消費税交付金は、５億2,943万7,000円で、前年度比較では額で3,691万円、率で7.5％の増となりました。

８款ゴルフ場利用税交付金は3,093万5,000円で、前年度比較では額で336万1,000円、率で12.2％の増。

９款環境性能割交付金は2,049万6,000円で、前年度比較では額で104万4,000円、率で5.4％の増。

10款地方特例交付金は5,744万4,000円で、前年度比較では額で3,358万3,000円、率で140.7％の増となりました。これはコロナ禍において事業収入が減少した中小事業者等への特例措置による固定資産税の減収額分として、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金が交付されたことにより増額となったものです。

11款地方交付税は37億8,191万8,000円で、前年度比較では額で４億7,373万6,000円、率で14.3％の増となりました。地方交付税のうち、普通交付税は３億1,587万3,000円の増、これは交付税算定に用いられる基準財政需要額に、新たに地域デジタル社会推進費、また令和３年度に限り臨時経済対策費と臨時財政対策償還基金費という項目が追加されたことなどによります。また、特別交付税は１億5,813万5,000円の増で、増額となった主な要因としましては、国からの全国への交付総額が前年度と比較して7.9％、789億円が増額されたことによります。

続きまして、12款交通安全対策特別交付金は422万6,000円で、前年度比較では８万4,000円、1.9％の減。

13款分担金及び負担金は6,873万2,000円で、前年度比較では額で94万8,000円、率で1.4％の減となりました。

14款使用料及び手数料は4,072万6,000円で、前年度比較では106万6,000円、2.7％の増です。

15款国庫支出金は19億9,179万3,000円で、前年度比較では額で18億4,168万5,000円、率で48.0％の減となりました。大幅な減額となった主な要因は、令和２年度にあった特別定額給付金給付補助金の約23億4,881万1,000円が皆減となったことによりますが、令和３年度におきましても、新型コロナウイルス感染症関連の国庫支出金が約９億6,160万5,000円ほどありました。

16款県支出金は８億3,889万4,000円で、前年度比較では額で２億3,299万6,000円、率で21.7％の減となりました。減額となった主な要因は、令和２年度にあった被災農業者支援事業補助金の減額、また農業水路等長寿命化・防災減災事業交付金や被災住宅修繕緊急支援事業補助金の皆減によります。

17款財産収入は1,872万8,000円で、前年度比較では額で1,136万6,000円、率で37.8％の減となりました。これは不動産売払収入が減額したことによるものです。

18款寄附金は１億253万2,000円で、前年度比較では708万7,000円、7.4％の増となりました。内訳としましては、一般寄附金が約243万円の増額、ふるさと納税は約24万3,000円の減額、教育寄附金は490万円の増額です。

19款繰入金は４億2,479万6,000円で、前年度比較では額で１億1,237万9,000円、率で36.0％の増となりました。財政調整基金繰入金は5,000万円が減額しましたが、公共施設総合管理基金繰入金が8,900万円増額、また減債基金繰入金が6,000万円の皆増となったことが

主な要因です。

20款繰越金は４億4,548万9,000円で、前年度比較では額で２億2,935万7,000円、率で34.0％の減です。収入済額のうち、純粋な余剰金としての繰越金と、令和２年度事業の繰越しに伴う繰越金が減額したことによります。

21款諸収入は16億7,094万8,000円で、前年度比較では額で１億3,993万6,000円、率で9.1％の増となります。増額となった主な要因は、成田国際空港株式会社からの空港周辺対策交付金の増額と、スポーツ振興くじ助成金の皆増によるものです。

22款町債は７億810万円で、前年度比較では額で１億6,934万円、率で31.4％の増でした。

恐れ入りますが、42ページをお願いいたします。

令和３年度借入れの状況についてご説明いたします。

上７つが合併特例事業債です。１つ目と２つ目は、令和２年度から繰越しとなった町道２路線の道路改良事業に係る借入れ、３つ目は、地域振興基金積立金の財源とするための借入れ、その下の４つにつきましては、主要町道の改良事業の財源とするための借入れです。合併特例事業債の充当率は95％で、元利償還金の70％が交付税措置されます。

次の公共事業等債は、次のページの３つ目までとなります。県営基盤整備事業のほか、４つの土地改良事業と、広域農道事業の負担金や町道改良事業の２路線、橋りょう長寿命化修繕事業の９つの事業に借入れで、充当率は90％、交付税措置率は元利償還金の20％となります。

なお、42ページの下から３つ目の防災・減災・国土強靭化緊急対策事業債の充当率は100％、交付税措置率は元利償還金の50％です。

43ページ、上から４つ目、公共施設等適正管理推進事業債は、町道２路線の舗装修繕事業に係る借入れで、充当率は事業費の90％、交付税措置率は元利償還金の30％から50％となります。

次の施設整備事業債は、消防団が使用する消防車両２台の購入事業に係る借入れで、事業費の２分の１まで借り入れることができ、充当率は100％、交付税措置率は元利償還金の70％です。

次の緊急防災・減災事業債は、文化会館、町民会館の維持管理事業、非常用電源工事に係る借入れで、充当率は事業費の100％、交付税措置率は元利償還金の70％です。

次の臨時財政対策債は、元利償還金相当額の全額が今年度普通交付税措置されることとなっております。

このように、元利償還金について交付税措置のある町にとって有利な地方債の借入れに努めているところであります。

歳入の説明は以上となります。

３ページに戻っていただきます。

続いて、歳出でございます。

１款議会費の決算額は9,405万6,000円で、前年度比較では額で76万8,000円、率で0.8％の減でした。

２款総務費は29億24万6,000円で、前年度比較では20億5,805万6,000円、41.5％の減でした。これは減債基金の積立てにより財政管理事務費が増額、旧横芝行政センターほか解体工事の実施によりその他財産管理臨時事業が増額、また横芝駅バリアフリー施設整備事業の負担金が増額したものの、令和２年度は新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、１人につき10万円を給付した特別定額給付金事業で約23億4,881万1,000円、１世帯につき１万円を給付した生活応援給付金給付事業で9,939万7,000円といった多額な支出があったことから、大幅な減額となりました。

３款民生費は36億4,748万6,000円で、前年度比較では額で５億4,513万6,000円、率で17.6％の増となりました。これは住民税非課税世帯及び新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯へ10万円を支給した住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業約２億8,822万1,000円、町内在住で65歳以上となる町内の協力店舗で使用できる5,000円分の商品券を発行した高齢者支援商品券発行事業約4,722万8,000円、児童１人当たり５万円の現金の給付後にクーポン券を基本としていた追加の５万円相当の給付を現金により一括支給した子育て世帯への臨時特別給付事業約２億9,173万5,000円などの支出があったことなどによります。

４款衛生費は14億6,795万9,000円で、前年度比較では額で２億4,303万円、率で19.8％の増となりました。これは新型コロナウイルスワクチン接種事業が約１億9,522万2,000円増額したことと、また一般廃棄物処理負担金事業で、匝瑳市ほか二町環境衛生組合負担金は、一般廃棄物処理事業の終了により6,206万8,000円が減額したものの、山武郡市環境衛生組合負担金が光地域のごみ処理高騰、一般最終処分場のかさ上げ工事の実施により約１億2,183万1,000円増額したことが主な要因です。

５款農林水産業費は６億995万7,000円で、前年度比較では額で２億6,093万1,000円、率で30.0％の減です。これは水田農業構造改革対策事業や需給調整推進対策奨励事業、土地改良

施設維持管理適正化事業などが増額したものの、令和２年度には令和元年度台風15号等で被災したハウスなどの復旧に補助を行う被災農業者支援事業で、令和元年度事業の繰越明許費分３億245万5,000円の支出があったことなどが主な減額要因となります。

６款商工費は２億5,686万円で、前年度比較では額で9,176万5,000円、率で55.6％の増となりました。これは企業立地促進に係る造成費や道路整備事業等に充てるための企業立地促進基金積立金１億円を新たに積み立てたことなどによります。

７款土木費は６億5,833万4,000円で、前年度比較では額で1,795万円、率で2.8％の増です。これは令和２年度は元年度から繰越しとなった被災住宅修繕緊急支援事業などの支出があったため、住宅管理費で約5,098万1,000円が減額となったところではありますが、交通安全対策事業や主要幹線道路の改良工事の推進により、道路新設改良費が約6,932万7,000円増額したことなどによります。

８款消防費は５億2,819万4,000円で、前年度比較では額で1,261万9,000円、率で2.4％の増となります。常備消防事業で匝瑳市横芝光町消防組合負担金が増額したことなどによるものです。

９款教育費は16億5,547万円で、前年度比較では額で4,769万6,000円、率で2.8％の減となりました。減額となった主な要因は、横芝小学校改築に係る事業費が学校用地の取得などにより約１億4,105万5,000円増額、ふれあい坂田池公園一般管理事業が野球場の改修工事の実施などにより約２億7,220万円増額したものの、令和２年度には高速大容量通信ネットワーク環境整備や児童生徒１人１台のタブレット購入があったＧＩＧＡスクール構想環境整備に係る事業で約２億255万6,000円が減額、空気調和設備機能回復工事があった町民会館維持管理事業が１億6,210万7,000円減額、プール大規模改修工事があった光しおさい公園スポーツ施設一般管理事業が9,607万9,000円減額したことなどによります。

10款災害復旧費の支出はありませんでした。

11款公債費は11億7,557万円で、前年度比較では額で3,739万9,000円、率で3.3％の増です。

12款諸支出金は支出がありませんでした。

続きまして、４ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、歳出を性質別に分類した表です。

１、人件費の決算額は18億825万3,000円で、前年度比較では額で81万5,000円の減、率では変わりはありません。

２、扶助費は21億6,800万1,000円で、前年度比較では額で４億9,080万7,000円、率で

29.3％の増でした。住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金や子育て世帯への臨時特別給付金の支出があったことなどによります。

３、公債費は11億7,557万円で、前年度比較では額で3,739万9,000円、率で3.3％の増となりました。

４、物件費は19億423万9,000円で、前年度比較では額で２億373万7,000円、率で12.0％の増となりました。ＧＩＧＡスクール構想環境整備のための委託料と備品購入費などが減額となったものの、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る委託料やその他財産管理臨時事業で、旧行政センター解体工事に係る約２億1,221万1,000円の支出があったことが主な増額要因です。

５、維持補修費は3,409万3,000円で、前年度比較では額で1,458万円、率で74.7％の増となりました。共同利用施設空気調和設備機能回復事業で中台共同利用施設空調設備整備に係る約664万5,000円や、各小中学校施設修繕に係る約459万4,000円の支出があったことなどによります。

６、補助費等は26億7,366万2,000円で、前年度比較では24億7,405万4,000円、率で48.1％の減となりました。補助費等には補助金と負担金のほか、東陽病院への繰出金が含まれております。令和２年度には新型コロナウイルス感染症関連で特別定額給付金、生活応援給付金などがあったことから、大幅な減額となりました。

７、投資及び出資・貸付金は2,362万8,000円で、前年度比較では額で826万1,000円、率で53.8％の増となりました。これは成田空港周辺地域共生財団出捐金の増額が主な要因です。成田空港周辺地域共生財団出捐金は、共生財団が町内で実施した防音工事に係る町負担分の支出です。

８、繰出金は９億5,871万8,000円で、前年度比較では額で608万円、率で0.6％の増となりました。この性質別歳出の繰出金は、東陽病院事業会計以外の特別会計への繰出金です。介護保険特別会計への繰出金の増額が主なものです。

９、積立金は７億8,521万3,000円で、前年度比較では額で１億7,582万4,000円、率で28.9％の増となりました。減債基金積立金の増額や企業立地促進基金積立金を新設したことが主な増額要因です。

10、投資的経費は14億6,275万5,000円で、前年度比較では１億1,862万9,000円、率で8.8％の増でした。うち、災害復旧事業費支出はなく、全て普通建設事業費となります。令和２年度にあった横芝光消防署改築事業での消防署用地購入や、町民会館空気調和設備機能

回復工事、光しおさい公園プール大規模改修工事などの支出が減額となったものの、横芝小学校改築事業の学校用地購入、また、ふれあい坂田池公園野球場改修工事の実施などにより増額となりました。

以上が歳出の説明となります。

次の５ページから36ページまでは一般会計の主要な事業の状況、37ページ以降は特別会計を含む各種決算資料となりますが、説明は割愛させていただきますので、後ほどご確認くださるようお願い申し上げます。

以上で、令和３年度一般会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長　向後和彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第10号及び議案第11号について、住民課長。

〔住民課長　川嶋　修君登壇〕

○住民課長（川嶋　修君）　それでは、議案第10号及び議案第11号の詳細についてご説明申し上げます。

初めに、議案第10号　令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について説明させていただきます。

資料につきましては、一般会計と同様に令和３年度決算資料、決算に関わる主要な施策の成果及び実績報告書により説明させていただきます。

資料の52ページをお願いいたします。

左側の歳入から主な区分についてご説明申し上げます。

１款国民健康保険税の決算額は５億6,574万6,000円で、前年度に比較して3,301万3,000円、率で5.5％の減となりました。要因といたしましては、被保険者数の減少などによるものです。徴収率は現年度分で94.65％、前年度比で0.15ポイント増、滞納繰越分は14.74％、前年度比で1.64ポイント減でありました。

５款国庫支出金の53万7,000円は災害臨時特例補助金で、新型コロナウイルス感染症対応分として交付されました。

６款県支出金の決算額は19億3,453万円で、前年度に比較して5,570万7,000円、率で３％の増となりました。これは保険給付の実績に応じ交付される普通交付金の増額によるものです。内訳といたしましては、普通交付金が18億7,807万3,000円、特別交付金が5,645万6,000円で、特別交付金の内訳といたしまして、町の医療費適正化、予防・健康づくりなどの取組

状況に応じ交付される保険者努力支援制度として1,538万5,000円、国庫の特別調整交付金のうち、市町村に交付される特別調整交付金分として1,397万2,000円、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される繰越金2,023万5,000円でありました。

７款財産収入は5,000円で、財政調整基金の利息です。

８款繰入金は１億7,927万2,000円で、制度に基づきまして一般会計から繰り入れたものでございます。前年度に比較いたしまして415万6,000円、率で2.3％の減となりました。

９款繰越金は7,162万円で、令和２年度からの繰越金でございます。前年度に比較して1,502万6,000円、率で26.6％の増となりました。

10款諸収入は1,244万5,000円で、前年度に比較して８万4,000円の減、率で0.7％の減となりました。

以上、歳入合計は27億6,415万5,000円で、前年度に比較いたしまして金額で3,259万円、率で1.2％の増となりました。増額となった主な要因は、普通交付金や繰越金が増額したことなどでございます。

続きまして、歳出、右側の表になります。

１款総務費、一般管理費で委託料などでございますが、決算額は1,547万8,000円で、前年度に比較して81万3,000円、率で５％の減でありました。

２款保険給付費は18億9,291万3,000円で、前年度に比較して5,883万8,000円、率で3.2％の増となりました。これは国保の保険者である町が、令和３年度中に医療機関に支払った医療費の総額であります。

３款国民健康保険事業納付金は７億3,344万円、これは県に納める納付金で、内訳は医療費給付費分が４億5,883万3,000円、後期高齢者支援分が１億8,578万2,000円、介護納付金が8,882万5,000円でありました。県は、この市町村が納める納付金と、公費、国庫負担金を合わせまして、市町村の保険給付費に必要な費用を賄うこととなります。

５款保健事業費は4,037万2,000円で、前年度に比較して1,134万6,000円、率で39.1％の増となりました。これは医療費通知やレセプト点検委託料、短期人間ドック助成、水中ウォーキング教室及び特定健康診査や特定保健指導などに係る経費であります。

６款基金積立金は663万円を積立ていたしました。基金積立金は、財源が不足する事態に備え、決算見込みの余剰金を積立ていたしました。

８款諸支出金は1,975万9,000円で、前年度に比較して327万1,000円、率で19.8％の増でございます。これは国保税の還付金や返還金、東陽病院や一般会計への繰出金であります。

以上、歳出合計は27億859万2,000円で、前年度と比較いたしまして額で4,864万7,000円、率で1.8％の増でありました。なお、歳入歳出差引残高は5,556万3,000円となりました。

以上で、令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

引き続き、議案第11号　令和３年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、令和３年度決算資料の53ページになります。

後期高齢者医療制度は、広域連合が主体となり運営しているものですが、町が分担する事務の収支を本会計において賄うものでございます。

それでは、左側の歳入からご説明申し上げます。

１款後期高齢者医療保険料の決算額は２億1,775万1,000円で、前年度に比較して470万6,000円、率で2.2％の増となりました。令和３年度の保険料収納率は、年金天引きの特別徴収分と口座振替や窓口納付の普通徴収分全体で99.58％でありました。

５款繰入金は8,116万3,000円でありました。前年度に比較して118万6,000円、率で1.5％の増となりました。これは一般会計からの事務費繰入金と保険料軽減分の公費補塡である保険基盤安定繰入金でございます。

６款繰越金は185万6,000円で、前年度に比較して1,134万円、率で85.9％の減となりました。

７款諸収入は845万2,000円で、前年度に比較して76万8,000円、率で10％の増となりました。これは広域連合からの受託事業収入などが主なものでございます。後期高齢者の健康診査事業等、広域連合が費用負担するものであります。

以上、歳入合計額は３億922万2,000円でございます。前年度と比較いたしまして、額で479万円、率にして1.5％の減となりました。

続いて、歳出、右側の表になります。

１款総務費は、事務費に関わる経費でありますが、決算額は217万8,000円で、前年度に比較して46万3,000円、率で17.5％の減となりました。

２款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料納付金と国・県及び町一般会計から補塡される基盤安定納付金の合計で、決算額は２億9,697万円で、前年度に比較して538万円、率で1.8％の減となりました。

３款保健事業費でありますが、こちらは後期高齢者の健康診査に関わる経費として、広域連合からの委託により町が実施しているもので、決算額は637万6,000円、前年度に比較して

46万1,000円、率で7.8％の増となりました。

４款諸支出金、これは保険料の還付金と令和２年度一般会計繰入金の精算返還金で、決算額は214万7,000円で、前年度に比較して89万7,000円、率で71.8％の増となりました。

以上、歳出合計額は３億767万1,000円で、前年度と比較いたしまして額で448万5,000円、率で1.4％の減でありました。なお、歳入歳出差引残高は155万1,000円となりました。

以上、令和３年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。

以上で議案第10号　令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算及び議案第11号　令和３年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、決算認定についてご承認を賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長　川嶋　修君降壇〕

○議長（川島　仁君）　提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後２時とします。

（午後　１時４７分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　１時５９分）

○議長（川島　仁君）　提案理由説明を続けます。

議案第12号について、福祉課長。

〔福祉課長　古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君）　議案第12号　令和３年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

令和３年度決算資料、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書によりご説明させていただきます。

資料の54ページをご覧ください。

介護保険特別会計決算の内訳でございます。

初めに、左側の表の歳入についてご説明いたします。

１款保険料の決算額は４億8,580万2,000円でした。令和２年度と比較しまして率で10.6％、額で4,674万6,000円の増となりました。これは第８期介護保険事業計画の初年度のため、介護保険料の引上げにより増額となったものです。なお、令和４年４月１日現在、65歳以上の

方は8,558人で、高齢化率は37.4％です。保険料はあらかじめ年金から差し引く特別徴収と、個別に保険料を納めていただく普通徴収がありますが、過年度分を含めました全体の徴収率は97.3％で、令和２年度と比較しまして0.4ポイントの増となりました。

２款使用料及び手数料は120万3,000円で、令和２年度と比較しまして率で23.1％、額で36万1,000円の減となりました。任意事業の個人負担分の収入ですが、紙おむつ等の支給につきましては、令和３年度から地域支援事業に該当しない利用者分につきましては、一般会計に予算を組み替えたため減額となりました。

３款国庫支出金は６億3,611万2,000円で、令和２年度と比較しまして率で7.6％、額で4,516万7,000円の増となりました。主なものは、制度に基づきまして施設サービス給付費の15％相当額と、居宅サービス給付費の20％相当額、財政調整のための調整交付金などです。

４款支払基金交付金は６億4,608万7,000円で、令和２年度と比較して率で3.5％、額で2,168万6,000円の増となりました。制度に基づきまして、介護給付費と地域支援事業に要する経費の27％相当額となります。

５款県支出金は３億6,558万4,000円で、令和２年度と比較しまして率で3.9％、額で1,376万円の増となりました。３款、４款と同じく、制度に基づきまして、施設サービス給付費の17.5％相当額と、居宅サービス給付費の12.5％相当額などです。なお、３款国庫支出金から５款県支出金までの主な増額理由は、令和３年度の介護報酬改定によるものです。

６款財産収入は１万1,000円で、令和２年度と比較しますと率で64.5％、額で２万円の減となりました。介護給付費準備基金の利子です。

８款繰入金は３億8,948万6,000円で、令和２年度と比較しまして率で9.3％、額で4,007万1,000円の減となりました。制度に基づきまして、介護給付費分の12.5％相当額、地域支援事業の総合事業分の17.5％相当額、地域支援事業の総合事業以外分の19.25％相当額、介護認定審査等に要する経費など事務的経費及び低所得者層の保険料軽減相当額を一般会計から繰入れしたものです。主な減額理由につきましては、令和３年度の介護報酬改定により介護給付費が増となったものの、基金の取崩しがなかったことから減額になりました。

９款繰越金は１億9,895万円で、令和２年度からの繰越金ですが、二度の緊急事態宣言の影響もあり、令和２年度と比較いたしますと、率で40.4％、額で5,727万2,000円の増となりました。

11款諸収入は２万3,000円で、令和２年度と比較しまして率で99.5％、額で430万6,000円の減となりました。令和３年度は交通事故等、第三者の行為により補塡された納付金がなか

ったため減額となっております。

以上、歳入合計は、令和２年度と比較しまして率で5.4％、額で１億3,987万3,000円の増となり、27億2,325万8,000円でありました。

続いて、右側の表の歳出についてご説明をいたします。

１款総務費2,649万1,000円でございますが、令和２年度と比較しまして率で4.6％、額で126万7,000円の減となりました。前年度に計上していた介護保険事業計画費が令和３年度はなかったことから減額となっております。

２款保険給付費は22億8,491万6,000円で、令和２年度と比較しまして率で2.8％、額で6,123万8,000円の増となりました。歳出全体の88.7％を占めるものです。令和３年度の要介護認定者数は1,444人です。主な増額理由としましては、令和３年度の介護報酬改定によるものです。

４款基金積立金１億2,001万1,000円は、令和２年度と比較しまして額で１億1,997万9,000円の増となりました。介護給付費準備基金の利息及び新たに介護給付費準備基金を積立てしたものです。３月末現在の基金残高は３億3,035万5,000円となっております。

５款地域支援事業費は１億189万5,000円で、令和２年度と比較しまして率で2.5％、額で260万3,000円の減となりました。介護予防・日常生活支援サービス事業費を支出したほか、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業、在宅医療・介護連携推進事業、生活支援体制整備事業、認知症総合支援事業などへの支出です。

７款諸支出金4,112万7,000円は、令和２年度と比較いたしまして率で44.5％、額で1,265万8,000円の増となりました。第１号被保険者保険料の還付や令和２年度分の介護給付費等の精算をした結果、超過分を国、社会保険診療報酬支払基金、千葉県及び町一般会計に返還したものです。

以上、歳出合計は、令和２年度と比較いたしまして率で8.0％、額で１億9,000万5,000円の増となり、25億7,444万円でありました。この結果、歳入歳出差引残高は１億4,881万8,000円となりました。

以上で、令和３年度横芝光町介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔福祉課長　古作健二君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第13号について、産業課長。

〔産業課長　佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君）　議案第13号　令和３年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

55ページをご覧ください。

まず、左側の歳入でございます。

１款分担金及び負担金は、新規の加入者がおりませんでしたので、収入額はありませんでした。

２款使用料及び手数料は840万6,000円で、前年度と比較して15万3,000円の減額、率で1.8％の減でございます。

３款繰入金は4,488万4,000円で、前年度と比較して27万5,000円の減額、率で0.6％の減。一般会計からの繰入金でございます。

４款繰越金は275万2,000円で、前年度と比較して124万4,000円の増額、率で82.5％の増でありました。

５款諸収入はありませんでした。

６款町債は680万円で、公営企業会計法適用移行業務に係る町債でございます。

以上、歳入合計は6,284万2,000円で、前年度と比較して761万6,000円の増額、率で13.8％の増となりました。

次に、右側、歳出でございます。

１款総務費は558万5,000円で、前年度と比較して６万1,000円の増額、率で1.1％の増となりました。職員１名分の一般給与費でございます。

２款事業費は1,842万円で、前年度と比較して670万4,000円の増額、率で57.2％の増となりました。これは公営企業会計に移行するための業務委託料の増額が要因となるものでございます。

３款公債費は3,523万4,000円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は5,923万9,000円で、前年度と比較して676万5,000円の増額、率で12.9％の増となりました。なお、歳入歳出差引残高は360万3,000円となりました。

以上で、令和３年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業課長　佐久間真一君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第14号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長　郡司　勇君登壇〕

○食肉センター所長（郡司　勇君）　議案第14号　令和３年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書により説明をさせていただきます。

56ページをご覧ください。

まず、左の表、歳入でございます。

１款事業収入は１億7,883万5,000円で、前年度と比較して2,698万1,000円の増、プラス17.8％でありました。これは令和３年度の全と畜頭数は、前年度と比較して4,549頭の減、マイナス4.1％でありましたが、令和３年４月に東陽食肉センターの運営の安定化を図るため、食肉センター使用料等の改正を行ったことが主な要因でございます。歳入の内訳は、食肉センター使用料のほか、冷蔵庫使用料、内臓ボイル処理使用料、カット室使用料でございます。

２款県支出金は185万1,000円で、前年度と比較すると29万9,000円の減、マイナス13.9％でありました。検査に合格した枝肉へのと畜検印委託料が、と畜頭数の減少に伴い減額となったほか、令和３年度は食肉処理施設衛生費補助金の対象事業がなかったことから減額となっております。

３款財産収入は1,000円で、基金積立金の利子でございます。

４款繰越金は3,773万円で、前年度と比較すると572万7,000円の増、プラス17.9％でありました。

５款諸収入は35万5,000円で、前年度と比較すると１万円の増、プラス2.9％でありました。これは例年受け入れている牛枝肉確認票発行業務委託費につきまして、枝肉確認票の発行件数が増加したことが主な要因でございます。

６款繰入金は36万円で、前年度と比較すると3,500万円の減、マイナス99％でありました。一般会計から児童手当分として36万円を繰り入れたほかは、令和３年度は財政調整基金からの繰入れはありませんでした。

以上、歳入合計は２億1,913万2,000円で、前年度と比較して258万6,000円の減額、マイナス1.2％でありました。

次に、右の表、歳出でございます。

１款総務費は、職員の人件費や事務費などで7,553万3,000円、前年度比較すると955万6,000円の減、マイナス11.2％でありました。これは人事異動などによる人件費の減が主な要因でございます。

２款施設管理費は9,294万4,000円で、前年度と比較すると202万4,000円の増、プラス2.2％でありました。これは施設整備費の工事請負費が減額となったものの、原油価格や電気料金の高騰に伴い、燃料費や光熱費が増額となったことが主な要因でございます。

３款公債費は797万3,000円でございます。これにより、令和３年度末の元金未償還額は943万6,000円となります。

４款積立金は1,000円でございます。

以上、歳出合計は１億7,645万1,000円で、前年度と比較すると753万7,000円の減額、マイナス4.1％でありました。なお、歳入歳出差引残高は4,268万1,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は3,716万3,000円となりました。

以上で、令和３年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長　郡司　勇君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、議案第15号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長　越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君）　議案第15号　令和３年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてご説明させていただきます。

資料につきましては、引き続き決算に係る主要な施策の成果及び実績報告により説明をさせていただきます。

57ページをお願いいたします。

この表は、東陽病院事業会計の消費税を含んだ決算額を、前年度と比較したものでございます。

初めに、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてでありますが、１款病院事業収益は15億9,069万円で、前年度と比較して額で972万7,000円、率で0.6％の増となりました。内訳につきましては、１項医業収益は10億3,833万8,000円で、前年度と比較して額で8,897万1,000円、率で9.4％の増となりました。新型コロナウイルス感染症の影響がある中、外来患者数、入院患者数ともに増加したほか、病床機能の転換により高い施設基準を取得できたことで、療養入院の１人当たりの収益及び病床利用率が上がったことによる療養入院収益の増

収が主な要因となっております。

２項訪問看護ステーション収益は2,641万4,000円で、利用者の増により、前年度と比較して額で535万1,000円、率で25.4％の増となりました。

３項医業外収益は５億1,952万1,000円で、前年度と比較して額で5,841万2,000円、率で10.1％の減となりました。主な要因といたしましては、一般会計からの繰入金を主とする負担金交付金の減額によるものです。

４項特別利益は、看護師奨学金の返還金641万7,000円で、前年度と比較して額で2,618万3,000円、率で80.3％の減となりました。主な要因としては、令和２年度は新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金3,200万円があったためでございます。

続きまして、上段右側の表になりますが、支出の１款病院事業費用は、16億796万4,000円で、前年度と比較して額で1,793万3,000円、率で1.1％の増となりました。

内訳につきましては、１項医業費用は15億3,442万3,000円で、前年度と比較して額で4,737万9,000円、率で3.2％の増となっております。新型コロナウイルス感染症の検査に係る診療材料費、原油価格高騰に伴う電気料金の増額が主な要因となっております。

２項訪問看護ステーション費用は3,276万5,000円となりました。主なものは給与費で、1,695万7,000円となっております。

３項医業外費用は4,077万6,000円で、前年度と比較して32万5,000円、率で0.8％の増となりました。

４項特別損失はございませんでした。

次に、下段の表、資本的収入及び支出でございますが、左側の収入の表、１款資本的収入は１億15万7,000円で、前年度と比較して額で35万9,000円、率で0.4％の減となりました。

内訳ですが、１項の企業債は、令和３年度の借入れはございませんでした。

２項出資金は4,311万5,000円で、前年度と比較して額で1,169万4,000円、率で37.2％の増となっております。企業債の元金償還金及び施設改修工事や医療機器購入等に伴う財源として、町一般会計からの繰入金4,255万5,000円と匝瑳市からの負担金560万円で、令和元年度に実施した病棟改修工事の償還が始まったことによるものでございます。

３項補助金は5,704万2,000円で、医療機器の購入に伴う国民健康保険調整交付金203万6,000円、成田空港周辺対策特別交付金5,500万6,000円でございます。

続きまして、右側の表、支出でありますが、１款資本的支出は１億5,728万9,000円で、前年度と比較して額で2,211万7,000円、率で16.4％の増となりました。

内訳といたしましては、１項建設改良費は8,761万8,000円で、前年度と比較して額で511万5,000円、率で6.2％の増となりました。非常用電源装置増設工事に係る工事請負費の増額が主な要因でございます。

２項企業債償還金は6,967万1,000円で、前年度と比較して額で1,700万2,000円、率で32.3％の増となりました。これは令和元年度分の病院改築事業、医療機器整備事業、令和２年度分の医療機器整備事業に係る元利償還が始まったことによるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額5,713万2,167円は、過年度分損益勘定留保資金で補塡することといたしました。

以上、議案第15号　令和３年度横芝光町病院事業会計決算の承認についての説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長　越川直樹君降壇〕

○議長（川島　仁君）　議案第９号から議案第15号までの令和３年度各会計決算の説明は終わりました。

ここで、代表監査委員から、令和３年度横芝光町一般会計及び特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

押尾幹代表監査委員。

○監査委員（押尾　幹君）　それでは、決算審査に関する意見を述べさせていただきます。

去る８月18日、19日、22日の３日間にわたり、令和３年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院に関わる病院事業会計決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計となります。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が適正に行われているか審査しました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸

帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、おおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政状況は依然として厳しい状況にあることから、財源の確保に努め、歳入歳出の均衡を保つよう、適正な財務運営を行うよう要望いたしました。

次に、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院事業会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係諸帳簿、その他証拠書類を照合精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などは、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿、その他証書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

事業運営は、公共の福祉の増進という地方公営企業法の基本原則に留意して適正に行われており、予算執行と併せておおむね適正に行われているものと認められました。

しかしながら、病院を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあり、公立病院としての使命感を持ちつつ、さらなる効率的経営に努めるとともに、町民から信頼される地域医療の拠点となるよう要望いたしました。

詳しい決算の概要及び審査結果に対する意見ですが、報告書に記載しましたので省略させていただきます。

以上、決算審査に関する意見を述べさせていただきました。

○議長（川島　仁君）　次に、議案第16号について、財政課長。

〔財政課長　向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君）　議案第16号財産の取得について、補足説明をさせていただきます。

ピンクの表紙の議案・報告つづり29ページをご覧ください。

財産の種類は、消防団員用新基準活動服です。消防団員服制基準に基づいた機能性及び安全性の向上が図られた新基準活動服を購入するもので、契約の方法は一般競争入札で、入札参加資格に一定の要件を付した制限付一般競争入札により実施しました。

予定価格を事前公表した上で去る７月27日に電子入札を行ったところ、ミドリ安全成田株式会社が税抜の予定価格1,304万5,000円に対しまして、入札金額1,247万6,900円で落札候補者となり、８月３日開催の入札参加業者選定審査委員会におきまして、資格審査を行い、落

札者に決定したことから、入札金額に消費税を加えた1,372万4,590円を契約金額とし、契約の相手方を千葉県成田市公津の杜３丁目37－４、ミドリ安全成田株式会社代表取締役鷲尾一郎として契約を締結することについて、地方自治法第96条第１項第８号で規定する700万円以上の動産の買入れに該当することから、議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第16号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、可決、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔財政課長　向後和彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　次に、報告第１号ないし報告第３号について、財政課長。

〔財政課長　向後和彦君登壇〕

○財政課長（向後和彦君）　報告第１号、報告第２号及び報告第３号につきましてご説明申し上げます。

ピンクの表紙の議案・報告つづり31ページをお願いいたします。

初めに、報告第１号　継続費の継続年度終了による精算についてであります。

本件は、地方自治法施行令第145条第２項の規定により、令和３年度に終了した継続費の精算について、次のとおり報告するものです。

今回、一般会計で報告する事業は１事業で、報告書記載の７款土木費、４項都市計画費の都市計画策定事業（都市計画マスタープラン見直し業務）です。

本事業は、令和２年度と３年度の２か年継続事業で、令和４年度からおおむね20年間を計画期間とする横芝光町都市計画マスタープランを見直ししたもので、全体計画が867万9,000円、実績につきましても同額の867万9,000円で、計画どおり実施されました。

以上、報告第１号の説明とさせていただきます。

続きまして、報告第２号及び報告第３号につきましては、いずれも地方公共団体の財政の健全化に関する法律、いわゆる財政健全化法に基づく議会への報告事項であります。

33ページをお願いいたします。

報告第２号　令和３年度健全化判断比率の報告についてであります。

財政健全化法では、中ほどの表にあります実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の４つの指標を健全化判断比率としています。４つの指標それぞれが標準財政規模に対する割合で示されます。

令和３年度決算では、一般会計、特別会計ともに赤字がありませんでしたので、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は表示しておりません。実質公債費比率は5.8％で、前年度と比

較して0.3ポイント低くなりました。また、将来負担比率は、将来負担額に充当可能な財源額が将来負担額を上回っているため、表示しておりません。

表中括弧書きの数値は、横芝光町の早期健全化基準を参考までに記載したものです。この数値を１つでも超えると、町は財政健全化計画を策定しなければならなくなり、さらに実質赤字比率が20.0％、連結実質赤字比率が30.0％、実質公債費比率が35.0％を１つでも超えると財政再生計画の策定が義務づけられることになりますが、当町のいずれの数値も早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政運営がされているものと判断をしています。

次に35ページをお願いいたします。

報告第３号は、令和３年度資金不足比率の報告についてであります。

資金不足比率は公営企業を対象としたもので、令和３年度決算における当町の公営企業の資金不足比率につきましては、報告書のとおり病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の３会計ともに資金不足はなく、資金不足比率は発生しておりません。

以上で、報告第１号、報告第２号及び報告第３号の説明とさせていただきます。

〔財政課長　向後和彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

なお、報告第１号　一般会計継続費の継続年度終了による精算について、報告第２号　令和３年度健全化判断比率の報告について、報告第３号　令和３年度資金不足比率の報告については、ただいまの説明のとおりで、ご了承をお願いします。

◎休会の件

○議長（川島　仁君）　日程第５、休会の件を議題とします。

お諮りします。

９月３日から９月８日までは議案調査のため休会としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　異議ないと認めます。

よって、９月３日から９月８日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島　仁君）　本日の日程はこれをもって終了します。

９月９日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会。

ご苦労さまでした。

（午後　２時４０分）

９　　月　　定　　例　　会

（第　２　号）

令和４年９月横芝光町議会定例会

議　事　日　程（第２号）

令和４年９月９日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　一般質問

日程第　２　休会の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	小倉弘業君	２番	森川貴恵君
３番	印東彦治君	４番	秋鹿幹夫君
５番	宮薗博香君	６番	山﨑義貞君
７番	越川一雄君	８番	庄内賢一君
９番	鈴木和彦君	１０番	鈴木輝男君
１１番	川島　仁君	１２番	川島富士子君
１３番	鈴木克征君	１４番	鈴木唯夫君
１５番	八角健一君	１６番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課副課長	平山昭彦君	環境防災課長	北田勝也君
税務課長	椎名雄一君	住民課長	川嶋　修君
産業課長	佐久間真一君	都市建設課長	若梅吉伸君

福祉課長	古作健二君	健康こども課長	鈴木正広君
食肉センター所長	郡司　勇君	東陽病院事務長	越川直樹君
会計管理者	大木敏江君	教育長	實川睦子君
教育課長	椎名　淳君	社会文化課長	霞　澄人君

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邉　奨	書記	伊藤多美恵

◎開議の宣告

○議長（川島　仁君）　おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名全員です。

よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（川島　仁君）　日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本日、議長の出席要求に対する出席者について変更の申出があったので、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎一般質問

○議長（川島　仁君）　これより日程に入ります。

日程第１、これより一般質問を行います。

◇　宮　薗　博　香　君

○議長（川島　仁君）　通告順に発言を許します。

宮薗博香議員。

〔５番議員　宮薗博香君登壇〕

○５番（宮薗博香君）　改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、宮薗博香が通告に従い、一般質問をさせていただきます。

今年の夏は猛暑が続き、体感温度では異常な暑さを感じたことと思います。そして、温暖化等による影響で、８月３日から４日にかけての東北・北陸記録的豪雨をはじめ、大雨による被害が全国各地で発生しました。改めて自然の力のすごさと線状降水帯が発生するなど、科学では計り知ることのできないものであるということが再認識され、同時に、日本全国どこの地域で発生してもおかしくないということであります。

当町としても、特に大雨等による被害が懸念されます。町民の生命と財産を守るために、いかに日頃からの準備と周知が大切であるかということです。いつ起こるか分からない災害に備えていただきたいと思います。

今まさに地方自治の分権時代を迎え、いざというときの行政の力が試されるときであり、その対応が住民との信頼関係につながります。住民との信頼関係が構築できるように、佐藤町長、山田副町長を中心に頑張っていただきたいと思います。

また、現在は基幹産業である水稲の稲刈りも終盤を迎えていることと思います。今年の早生の収穫量は昨年よりも落ちているということですが、単価は昨年より１割程度高値ということでした。しかしながら、肥料代等の経費が高騰していることにより、生産者には厳しい状況になっているということでありました。晩生については、良質なお米が多く収穫でき、農家の皆さんが喜べる姿を願うものであります。

さて、これからは学びの秋を迎えるわけでありますが、町当局におかれましては、きめ細かな計画行政の推進はもとより、横芝小学校の改築や令和５年度から教職員の働き方改革による部活動の部外指導者の対応など、教育環境の整備を急務に行う必要性があります。實川教育長を中心に教育課と教職員が一体となり、プロ野球の世界で活躍している伊藤将司君や早川隆久君のように、それぞれの子供たちの夢がかなえられるような教育を展開していただければと願うものであります。

そして、現在最も懸念されていることは、令和元年１月頃に確認された新型コロナウイルスが、当初とは形を変えながら猛威を振るい、国内では第７波に突入しました。当町では、７月から８月、さらには現在も今までにない感染者が出ており、歯止めがかからない状況にあります。

特に、保育園児、幼稚園児及び小中学生などの若年層の世代が多く感染している状況にあります。目に見えないものであるので、十分注意を払っていても、感染することは仕方のないことと思われますが、９月から学校も始まりましたので、迅速な対応をしなければいろいろな分野で弊害が出てくるものと思われます。

そして、最近になって国が医療現場の負担軽減に効果があるとし、感染者の全数把握方法の全国的な見直しや療養期間の短縮も検討されているようですが、そうしますと、軽症者や無症状者はＨＥＲ－ＳＹＳに登録されなくなり、生命保険の適用外になったり、宅配支援などが受けられなくなる可能性があります。さらに、軽症だったものが重症化した場合には、受入れ医療機関が対応できない場合も想定されます。このようなことが生じないように、千

葉県との綿密な連携が必要になってくるものと思われます。

また、別件になりますが、７月25日に東京都で１例目が、県内では８月９日に成田検疫で確認されたサル痘が町内で確認された場合の対応もお願いするものであります。

それでは、大綱２点について一般質問をさせていただきます。

大綱１点目としましては、新型コロナウイルス対策について、４点お伺いいたします。

１点目として、第７波に対する町の具体的な対応についてでありますが、防災行政無線により、町長から新型コロナウイルスに係る呼びかけがありましたが、この３年間の町内の現状と、今までになく多くの町民が感染している状況を踏まえ、現在はどのような対応をしているのか、町長にお伺いするものであります。

２点目として、健康こども課と各保育所（園）及び小中学校の連携についてでありますが、健康こども課長は今の状況を捉え、前向きな対応をしている姿に頭は下がりますが、組織として点にすぎず、線になっていないように感じてなりません。

といいますのは、いまだに多くの町民がコロナにかかったような気がする、倦怠感がある、自己防衛をしたいのだがと健康こども課に相談しても、明確な回答をいただけなかったという声が聞かれますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

３点目として、健康こども課と東陽病院の連携についてでありますが、言うまでもなく、東陽病院は自治体病院であります。そして、毎年４億を超える繰り出しを一般会計から行っています。それであるならば、健康こども課と東陽病院とで情報交換や連携を取り合い、それらに合った対応をすべきであると思いますが、町長のお考えをお伺いするものであります。

４点目として、東陽病院の対応についてでありますが、なぜ東陽病院は自治体病院としての役割を果たないのか理解できません。なぜかといいますと、東陽病院という職場で新型コロナウイルスによる感染が確認された場合には、すぐに対応することができるのに、町民に対する対応については、近隣の自治体病院よりも全くできていないということであります。本当にやる気があるのか、医療スタッフが近隣と比較して落ちているのか。現在、院長が不在であるならば、管理者である町長が病院へ出向き、陣頭指示をしなければならない状況にあると思いますが、管理者である町長のお考えをお伺いします。

大綱２点目として、人事について３点お伺いします。

１点目として、令和４年８月１日現在の休職者の状況についてですが、一般的に公務災害や定期検査等により重大疾患が見つかり、その治療に専念するために休職しているのであれば問題ありませんが、当町の休職者は精神的な理由等により休んでいる者が見受けられます。

そして、職員数の割には、他の自治体と比較して多いようにも感じられます。

このような状況が続くと、職場全体にテンションが下がり、職場環境としてよろしくない状況になるものと思います。特に、４月以降の休職者が増えていると思いますので、どのような状況により何名いるのかお伺いします。

２点目として、休職者のうち佐藤町長が採用した職員数についてお伺いします。

３点目として、令和４年度の退職予定者と令和５年度の新規採用者についてでありますが、それぞれ何名を予定しているのか。また、町の人口が減少している中、どのような採用計画に基づき対応しているのか、お伺いするものであります。

以上をもちまして、壇上からの質問とさせていただきますが、町当局の簡潔で明快なご答弁をお願いいたします。

〔５番議員　宮薗博香君降壇〕

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　おはようございます。

それでは、早速宮薗博香議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱２点目、人事についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせますので、よろしくお願いいたします。

初めに、令和４年８月１日現在の休職者の状況についてお答えをさせていただきます。

職員の休職は、地方公務員法第28条第２項に規定されております。心身の故障のため、長期の休養を要する場合及び刑事事件に関し起訴された場合に該当するときは、その意に反して休職することができるとされております。８月１日現在の休職者は１名で、長期休養を要する場合に該当するものでございます。

参考までに、９月１日現在で長期に休んでいる職員の状況でありますが、休職者が３名で、休職ではございませんが、育児休業中の職員は５名であります。また、年間90日以内で取得することのできる病気休暇のうち、１か月以上療養している職員は４名でございます。

健康問題で休業している職員が円滑に業務復帰できるよう、衛生管理者、所属、人事担当課といった職場全体でサポートしているところでございます。

次に、休職者のうち佐藤町長が採用した職員数についてでありますが、９月１日現在、休

職や病気休暇を取得している７名のうち、４名は私の在職中に採用した職員でございます。令和２年９月議会定例会で宮薗議員から人事についての一般質問にお答えをしましたとおり、職員採用に当たっては、知識だけで測れない能力を見抜き、高い倫理感と使命感を持ち、向上心のある人材で、協調性があり幅広い視野を持った環境の変化に対応できる人材を確保できるよう努めております。

平成29年度から、より人物を重視した採用試験となるよう、２次試験に若い職員が評価する集団討議を加え、受験者と年齢の近い職員の評価が試験結果に反映されるよう、試験の項目を追加しております。

一人ひとりの将来性を見据え、横芝光町の職員にふさわしく、住民に公平・公正・誠実に対応し、信頼される職員を採用したいとの思いで行ってまいりました。また、これからも継続したいと考えております。

次に、令和４年度末の退職予定者と令和５年度の新規採用予定者についてお答えをさせていただきます。

令和４年度末の退職予定者は、再任用職員、任期付職員を含め合計17名の予定であります。

令和５年度の新規採用予定者は、再任用職員、任期付職員を含め合計15名で、内訳といたしましては、事務職が10名、資格職である保健師が１名、社会福祉士が１名、東陽病院職員が３名であります。

現在、国が自治体に推進をしているデジタル活用によるデジタルトランスフォーメーション社会に乗り遅れることなく取り組むための体制を確保するとともに、新型コロナウイルス感染症への対応や空港の機能強化など、社会情勢が急速に変動する中で、各種施策の実現に係る人材を確保し、安定した行政運営を継続するためには、計画的に人材を育成することが大変重要であると認識しております。会計年度任用職員や任期付職員を採用しながら、適正な人数で業務を行えるよう努めてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

〔健康こども課長　鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君）　おはようございます。

宮薗博香議員ご質問の大綱１点目、新型コロナウイルス対策についてのうち、第７波に対する町の具体的な対応についてと、健康こども課と各保育所（園）及び小中学校との連携に

ついてと、健康こども課と東陽病院との連携についてお答えいたします。

初めに、第７波に対する町の具体的な対応についてですが、基本的な感染防止対策を呼びかける防災行政無線を毎週末、連休中やお盆期間中に放送しておりますが、新規感染者の急拡大を受けて、町長から防災行政無線等を通じてメッセージを発信しました。このことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種予約が増え、接種の促進につながったところです。

さらには、町ホームページやまちナビ２を活用して、感染拡大防止のお知らせや情報提供を随時行っております。また、感染拡大防止の周知啓発用ポケットティッシュを役場窓口等へ設置しております。

現在も健康こども課で発熱相談等の電話対応をしておりますが、特に第７波の影響で発熱外来受診等に関する相談が急増していますことから、必要な情報を提供することにより、不安の解消に努めております。

一方、感染拡大防止のお願い及び新型コロナウイルスワクチン接種の勧奨についてのチラシを作成し、広報よこしばひかり令和４年８月号と同時に各戸配布いたしました。また、町内診療所医師の協力により、臨時的に夜間、小児や４回目接種の対象拡大に伴う医療従事者、高齢者施設等従事者への集団接種を行い、接種の促進に努めているところでございます。

加えて、第７波における感染拡大を受けて、町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を２回開催し、第７波に関する情報共有を図り、各所属における対応策について協議を行ってまいりました。

次に、健康こども課と各保育所（園）及び小中学校との連携についてでありますが、健康こども課におきましては、町内各保育所、保育園及び小中学校と、新型コロナウイルス感染症の感染状況等の情報共有を行い、感染対策に係る相談窓口として、対策についての助言や保健所との調整等を行い、対応の判断に困ることがないよう連携に努めております。

万が一、町内各保育所、保育園及び小中学校でクラスターが発生した際には、保健所が主となって町と連携し、検査に当たることとしております。

町内各保育所、保育園におきましては、千葉県で対応していた濃厚接触者の特定を本年７月から行わないことになり、速やかな対応の検討が必要となったため、臨時園長会議を開催し、統一基準となる町独自のガイドラインについて協議し、作成したところでございます。

また、保育所等の職員が濃厚接触者となった場合は、自宅待機期間を短縮し、早期に職場復帰をするために、早急に抗原定性検査キットを入手する必要がありますが、現在一般での入手が困難な状況であります。このことから、町内各保育所、保育園の安定した通常保育を

実施することを目的に、緊急的に要望を取りまとめ、入手の対応を行ったところでございます。

さらには、本９月議会定例会におきまして、補正予算（案）に国の補助制度を活用し、新型コロナウイルス関連経費として、町内各私立保育園に対する補助金を計上させていただいております。

今後も、各保育所、保育園及び小中学校と連携を密にし、適切な新型コロナウイルス対策が行えるよう努めてまいります。

次に、健康こども課と東陽病院との連携についてでありますが、町公式ホームページに、発熱外来を実施している町内医療機関を掲載し、連携を図っております。また、困っている方への相談体制を強化するため、発熱外来を受診した方へ、町で実施している「新型コロナウイルス感染症で自宅療養される方への支援について」のリーフレットを配布していただくことで不安解消に努めております。

さらには、新型コロナウイルスワクチンの個別接種への連携を図り、接種を促進してまいりました。

今後も、感染予防等の適切な情報発信や関係機関との連携を継続しつつ、感染拡大防止に取り組んでまいります。

〔健康こども課長　鈴木正広君降壇〕

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長　越川直樹君登壇〕

○東陽病院事務長（越川直樹君）　宮薗博香議員の大綱１点目、新型コロナウイルス対策についての東陽病院の対応についてのご質問にお答えいたします。

東陽病院では、新型コロナウイルス感染症への対応として、外来診療では発熱外来の開設、入院では患者の受入れのほか、自宅で療養している方への訪問診療、訪問看護の体制を取っております。

まず、外来診療の発熱外来ですが、月曜日から金曜日までの午後２時から午後４時まで、高校生以上で症状のある方を対象に予約制で開設しています。感染が再拡大し始めた７月中旬以降、午前９時の受付開始から15分ほどで予約枠が埋まってしまうという状況が続いており、当院で対応できない方には、県の発熱相談センターを案内しています。

第７波では、高齢者よりも若い方で喉の痛みなど軽症状の方が多く、子供の感染が多いというのが特徴で、小児医療が逼迫している状況になっています。そのため、町長から副院長

に、小中学生の発熱外来ができないかと要請がありましたが、当院には小児科医がおらず、また、小児の発熱の原因は新型コロナウイルスのほかにも多数あるため判断が難しく、見逃しの心配があることから、対応は難しいということになりました。

しかし、感染急拡大の状況であり、少しでも受診できる機会を確保しようと、発熱外来の１日当たりの枠を８から10人に増やすことといたしました。この人数について、当院ではＰＣＲ検査を外部委託しており、検査結果が出るのは翌日になるため、１日当たりに対応する実際の患者数は、陽性者の人数にもよりますが、15、６人となります。

また、参考までに、当院よりも規模が大きい病床500床以上、医師300人弱、看護師1,000人弱がいる病院でも、１日当たりの枠は20人とのことでありますので、対応可能な人数の目安になるかと思います。

次に、入院患者の受入れですが、当初、当院では新型コロナウイルス感染症から回復した後も引き続き入院管理が必要な患者を受け入れる後方病院としての役割を担ってきましたが、昨年12月からは、息苦しさや肺炎が認められるが酸素投与の必要のない中等症Ｉの患者を対象に病床確保をしました。

院内感染防止の観点から、建物の構造上の制約と換気設備がある部屋との条件を満たし、確保できる病床は個室１床ではありますが、この１床を確保するために２部屋６床を休床しております。

なお、これまでに受け入れた入院患者数は、９月８日時点で18人でございますが、受入れ先が見つからず、２人以上の対応をしたこともあり、また、新型コロナウイルス感染症の症状は軽くても、高齢で日常生活動作に全介助が必要な場合や、認知症で常時見守りが必要なケースもあり、受入れには大きな負担がかかっております。

続いて、自宅で療養している方への訪問看護・診療についてですが、当院の訪問看護・診療の利用者が対象で、今年８月に１件の対応がございました。新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に伴い、職員の中にも陽性者や濃厚接触者となり、就業できないケースが増えており、通常の診療体制を維持しながら新型コロナウイルス感染症に対応する体制を継続するには、一人一人の負担が大きくなっている状況にあります。

しかしながら、東陽病院は地域に密着した医療機関であり、医療の提供を中断することはできませんので、安心して受診していただけるよう感染対策を徹底し、診療業務を継続してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

〔東陽病院事務長　越川直樹君降壇〕

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　いろいろとご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

それでは、改めて通告順に質問させていただきます。

最初に、第７波に対する具体的な対応についてでありますが、健康こども課長のほうからいろいろと対策を行っているということは分かりましたが、感染防止マニュアル等が作成されていれば提示していただきたいと思いますが、いかがなものかお伺いをいたします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　今回の新型コロナウイルスに特化したマニュアルというのはございませんが、町は平成26年７月に横芝光町新型インフルエンザ等対策行動計画という感染対応マニュアルを作成しております。

このマニュアルを読み返しますと、まだまだ細かな点について、今回のコロナウイルスに対応するような点につきましては、まだまだ不足しているところがございます。このマニュアルを見直しながら、もっと実効性のある、そんな計画につくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　マニュアル等を作成しないということであるんですけれども、やっぱり今、当町では新型コロナウイルス感染がかなり出ているということについては、そういうものが作成されていない。ですから、そういうものに対する、要するに住民から連絡等あった場合に、職員が対応していても同じような対応ができていない。ですから、このような状況になっておると思います。

しっかりしたものをつくっておけば、今課長のほうからもお話がありましたけれども、対応した中で不都合が生じたときには、それに基づいて部分的な改正をする方法で対応することが私は一案じゃないのかなと。要するに、それを行うことによって、こういう感染拡大を防ぐ一途になるのではないのかなと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　宮薗議員がおっしゃっていることも重々よく理解はできるのでありますが、今現在、日本にある全ての自治体の中で、この新型コロナウイルス感染症に対する対応マニュアルが完成できているというところは、まだ私のところには聞き及んでおりません。

現実問題、今回の全く新しいウイルスによる感染症が起きて、パンデミックにつながった

わけでございます。そういう状況の中でこのマニュアルをつくるには、極めて高い専門性の高度な意見等を組み込んで、国においてもまだこれが形成されていない状況の中でありますので、我々としては本当にもう手探り状態の中でやっているというのも、ひとつご理解を賜りたいと思いますが、今後この経験を生かしてしっかりしたマニュアルをつくるべきであるというのは私も同感でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　全国どこでも作成されていないということであるんですけれども、横芝光町版マニュアルをつくるのは、私は町に合った対応をできると思います。それで、町で対応できないものについては、国・県と打合せした中で患者等を対応していただく。ですから、そういうふうにすればスムーズにいろんな対応が行くと思います。

ですから、他の自治体よりも速やかな対応をいかに取れるかということが、住民との信頼関係を構築できるものと思いますが、ですから、全く話は変わりますけれども、防災計画だって、いろいろ風水害から、地震から、いろいろつくってあるわけですよね。

ですから、ああいうものができているから、それに基づいて対応できるわけですね。それでも、前回のような防災の関係についても停電が長く続いたり云々という問題が、初めて当町の場合に生じてきた。ですから、そういうものも改善していかなければならない。

ですから、そういうふうに基になるものができないで対応するといったって、職員の一貫性というのはできないし、なぜそういうことができないのか私は不思議でならないんですけれども、逆に副町長にも確認したいんですけれども、なぜそういうことを考えることができないのか。考え方があれば教えていただきたいと思います。

○議長（川島　仁君）　副町長。

○副町長（山田智志君）　それでは、今のご質問にお答えします。

先ほど健康こども課長がお答えしましたとおり、新型コロナウイルス対応ではありませんけれども、インフルエンザの対応するための以前作成したマニュアルがございますので、町長も言われましたとおり、今回のコロナワクチンについては様々な難しい点があると思いますが、それらを踏まえまして、対応できるところは対応していく必要があるかなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　ですから、私はもう新型コロナウイルスに対応する、町の一般的に対応できるようなものをやっておかなければ、やっぱりこれから住民との信頼関係も構築できなくなると思いますので、その辺は先ほど町長も考えなければならないということであったんですけれども、もう早急に考えなければ、これはいつまでいたっても、今うちのほうの町については感染拡大してきているんですけれども、抑えることは私はできないと思います。

では、次に、健康こども課と各保育園、小中学校との連携でありますが、これはスムーズな対応ができるようにぜひお願いしたいと思います。特に、現在は検査キットの配布とか、保育所等においていろんな感染者が発生した場合の対応などということで、いろいろ課長から説明がありましたけれども、要は各保育所とか、各小中学校というのは、多分健康こども課に連絡をする場合には、教頭先生とか、ある程度幹部の先生が連絡をすると思います。

だけれども、健康こども課に照会しても、明確な回答がいただけないという意見がありますけれども、やっぱりそういうようなことにならないように、しっかりしたものを作成することによって、担当者も同じような対応ができるわけでありますので、私はぜひそういうふうにしていただかないと、みんな困るんじゃないのかなと。

先ほどの東陽病院の事務長の話の中で、後でまた東陽病院の関係で言いますけれども、小児科医がいない。なおさら、それについてはもっともっと早く対応してあげなかったらしようがない部分じゃないのかなと。

ですから、そこらをもう少ししっかり考えて、それで町長も、事務長の先ほどの答弁ですと、病院にお願いしたり云々ということで言っているわけですけれども、なぜ管理者がそういうふうに言って対応ができないのかも疑問なんですけれども、これも後でやるんですけれども、やっぱりそういうものが対応できるように、町独自のガイドラインを作成してしっかりやらなければならないと思うんですけれども、その辺町長どのように考えていますか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど東陽病院事務長から答弁がありましたとおり、私もこの発熱外来の枠を広げると、また非常に幼児の感染が多くなって、小児科、要するに幼児の発熱外来の対応はできないのかと、直接副院長に申し上げました。

そうしたところ、今の段階でいまだ８人だったところが10人に広げることぐらいはできますけれども、それ以上の対応については今のマンパワーでは不可能であると。そういう中で少し枠を広げるというところでお許しを願いたいと、そういうような状況でございましたので、私もそれ以上のことは言えませんでしたし、致し方ない問題であるなというふうに認識

をしております。

そうした中においても、通常の医療業務を行いながら、別枠の中で予約制として発熱外来をやっている東陽病院の医療従事者には、我々としても感謝をしているところでございます。それ以上のものを望みたい気持ちは重々あるわけでございますけれども、それがままならない今の東陽病院、東陽病院のみならず、この地域の医療現場の問題等も含めて、それはそれで致し方ない問題であるというふうに認識しておりますし、みんな一人一人がしっかりと対応しているものと私は思って考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　今、町長のほうから東陽病院の関係がありましたけれども、それは後ほどやらないとまた飛んでしまいますので。

それでは、いずれにしても内部でのまず意思疎通が図られないというのは、多分住民に対しても対応できないと思いますので、そのようなことを重点に置いて考えていただきたいと思います。

次に、健康こども課と東陽病院の連携ですが、自治体病院の東陽病院があるのにもかかわらず、なぜ東陽病院とそういう健康こども課との連携が図れないのか。再度、管理者である町長にお考えをお伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　その連携が図れないという部分の具体的な部分について、ご指摘をいただきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　それであれば、次に東陽病院の関係に行きますけれども、まず、東陽病院の対応ですが、壇上でも申し上げましたように、近隣の他の自治体病院が対応しているのに、なぜ東陽病院はそんなに対応できないのかということであります。

実際問題、事務長から訪問看護なんかという対応をしているという話もありますけれども、実際問題、コロナ、そういうものになった人たちも訪問看護で対応しているのかというのをまず明確に聞きたい。

それから、高校生以上は対応しているけれども、小児科はいないので対応できないというような答弁もありました。

たまたまうちは今、自治医大の内科の先生が結構、医師の割合からするとかなりいると思います。自治医大の先生というのは僻地医療から始まって、対応できるようには、そういう指導は受けております。かつ、医者というのは、外科医とか内科医といって医師免許が出されるわけではありません。医師免許として発行されているわけです。

そうしたら、一般的なことについては、対応できるだけのノウハウというのは持っているわけです。これは、診るか、診ないかというのは、それはもうその医師の資質、考え方のみしかないと思います。ですから、その辺については、自治体病院ということであれば、管理者である町長がしっかりした考え方を持って対応する必要性があると思います。

あえてこういうふうに言わせてもらうのは、東陽病院に毎年４億以上の繰入れをしているわけです。極論になっちゃいますけれども、東陽病院をやっていなければ４億違う分野で使えるわけなんですよ。だけれども、必要性があるということで、東陽病院が町立病院で運営がなされているわけです。それであれば、せっかくある病院を有効活用しないで何をするんだと。その辺、管理者の考え方、お願いいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　まず毎年４億円の一般会計からの繰入れの件でございますけれども、そこについては自治体病院を国から支援していただく地方交付税２億円と、また、空港会社からの4,000万円等、そういうような部分もございますので、丸々４億円が一般会計というか、使っているということでもないということをまず１点申し上げさせていただきたいと思います。

それと、今の医療システムが当然専門性を富んだ状況の中で、特に内科にしろ、外科にしろ、内科の中においてもいろいろと循環器であるですとか、肝臓であるですとか、そういうようにいろいろと分かれている状況の中で、ましてや今、小児科の医師が大変不足している状況の中で、そこの部分を通常の医療業務を行いながら、そこまでのことはもうできないというようなことをはっきり伝えられておりますし、我々としてもそれ以上を望むものではないという認識をさせていただいています。

今現在、一生懸命本当に努力して、院長のいない中においても副院長を筆頭に本当に努力して頑張っていただいている状況にある中で、そこについてはご理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　町内開業医等についても、小児科医ということではないんだけれども、

そういうものを診ているにもかかわらず、今の町長の答弁だと、小児科は診ないということですけれども、そういう考え方でよろしいんでしょうか。再度確認をしたいと思います。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　診ないんじゃなくて、診れない。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　診ないということですね。はい、分かりました。

それでは次に、発熱外来の関係ですけれども、８人だったものを10人診るようになった。大規模病院でも20人しか診ていないということでありますが、なぜ一般的に考えた場合に、うちの病院の医師というのは、外来、大体午前中しか診ないですよね。午後から、別に発熱外来が対応できるように、ルートも変えて、みんなあれだけ持っているわけですよね。

医者の勤務時間というのは、17時15分まであるわけですね。午後から発熱外来を診るにしても、もっともっと幾らでも見れるんじゃないのかなと。逆に、東陽病院はやっていないんじゃないかと一般的に見られるんじゃないのかな。その辺ちょっともう一回答弁をお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　発熱外来の人数についてですが、東陽病院は10人という枠で、もっとできるんじゃないかなというお話でございますけれども、発熱外来を受けて、看護師がまず抗体を採取するというような作業があります。それから、検査をしてから、医師の受診。受診が終わりますと、保健所への登録というような業務が一連の流れになっております。

新聞報道等でもありますように、その登録作業が結構項目が多く、時間がかかるということもあります。最近では緩和されるということがありましたけれども、第７波の当初は全てそういう業務を行うというところで、我々医師ではない者が考えるよりも、結構医師の業務というのは多岐にわたるものがあるということで、対応できる人数は限られてくるということが１点ございます。

ほかの午前中に外来の診療をやってということですけれども、午後は検査をやったり、病棟管理をしたり、訪問診療に行ったりというようなことで、発熱外来については常勤の医師が月曜日から金曜日交代でやっている。また、研修日等も設けたりしておりますので、医師がローテーションを組んでやっているということで、今の医師の人数では月曜日から金曜日

の午後対応するということで、かなりの業務量が上がるということも踏まえて、この人数にしているところです。ご理解を賜れればと思います。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　これはあまり言わないようにしようかと思って、言わなければいいなと思ったんですけれども、あえて言わせてもらいます。８月15日です。盆のとき、開業医はほとんど休みのような状況でありました。

それで、山武市の人から私は相談を受けました。発熱が出ちゃって対応したいんだけれどもと。じゃ、まず最初に地元でありますので、さんむ医療センターや東千葉メディカルにかけて予約を取ってみたらどうですかと。そうしたら、電話がつながらないような状況でありました。開業医はやっていないところがほとんどで、みんな断られました。

じゃ、穴場かもしれないけれども、参考までに東陽病院かけてみたらと。10時過ぎていました。先ほど15分でいっぱいになっちゃうということでしたけれども、10時過ぎてから、あっ、じゃ、うち受けますよと、町外の人でもそうやって受けていました。正直な話。

ですから、まず東陽病院は町民にしてみれば発熱外来もほとんど受けてくれないような状況に思われているんじゃないのかな。私は多分そういう状況にあるんじゃないかなと。それで、多古中央病院なんかについては、今、多古町で増えてきたから、町内優先ということで今はやるようになってきましたよね。

ですから、そういう一つの基本線を持って、やっぱり町民優先でみんな困っているわけだから、それを対応するというのが本来の姿じゃないのかな。こんなこと言っちゃ怒られますけれども、検査は自分で全部やっているわけじゃなくして、たかが10人ですよね。私は幾らでもできると思いますよ。それは、病院のシフトの中で十分対応ができると思います。

というのは、ふだん仕事やらないで遊んでいる先生だっているわけでしょうよ。ここまで言いたくなかったんですけれどもね。そういうような答弁だったから。ですから、そういうものをしっかりと考えた中で、やっぱり町民のために対応する必要性があるということを言わさせていただきます。だから、これも言ってみれば管理者の姿勢なのかなというふうに思いますけれども。

では、次に、人事についてお伺いいたします。

先ほど壇上で町長のほうから休業者１名と、あとは育児とかそういうものでそれぞれいるんですよと。私が言わんとしていることは、法律に関する休業者ということではなくて、一般論で言わせていただきますが、４月以降長く休んでいる職員が何名いるのかということで

す。まず、それは総務課長のほうに確認をしたいと思います。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　先ほど答弁の中で９月でおっしゃっている人数で、トータル的に８名おります。

以上です。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　たしか、８月１日現在で長く休んでいる職員は８名だと思います。そして、この４月から休む職員が増えてきました。私は異常事態と思いますが、今の状況を副町長はどのようにお感じになっていますか。お伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　副町長。

○副町長（山田智志君）　それでは、ただいまのご質問にお答えします。

私が県のほうから初めて町のほうに来たときに、県のほうで健康管理の仕事もしていたこともありまして、この辺の休職、療休の関係の業務に携わっていたことがあったんですが、町に来たときはかなりそういった方々はほとんどいなかったので、この町は少ないなというふうに思っていたところですが、現在は、先ほど総務課長からもトータルの数字がありましたけれども、人数としてはちょっと多い状況だなというふうに認識しております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　今言いましたように、そういう状況なんですよね。だから、私が言いたいのは今、間違っているかもしれませんけれども、90日休んでも職員の給与というのは満額支払われるんです。それを超えた場合でも、多分１年間は80％ぐらい支払われると思います。

このような状況でこういう職員がいっぱい出てきたら、職員のやる気も薄れ、組織としてまとまりもなくなるような状況になると思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　今現在なかなか町役場職員の業務も非常に煩雑化、そしてまた専門的になりつつある中で、いろいろと心に傷を負ってしまうような方がおられるのかなという思いでいっぱいであります。

なるべくそうならないように努めているところではございますけれども、そこについては本当にもう早く帰ってきて、一生懸命その仕事に復帰していただきたい思いでございます。

それともう一つ、この場で申し上げたいことがございまして、先ほど東陽病院の医師の件で、宮薗議員から遊んでいる医師がいるという旨の発言がございました。何の根拠によっての発言かは定かではありませんけれども、我々は東陽病院の医師の名誉のためにも申し上げますけれども、今現在東陽病院に遊んでいる医師はおりません。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　それは、じゃ、また後で次の機会にでも一般質問をさせていただきたいと思います。

それで、あと、私があえて採用、そういうものについて、町長のほうからいろいろ答弁はありましたけれども、休職者のうち佐藤町長が採用した職員というのが多いんですよ。今１人出てきたから４人ということなんですけれども、５人ぐらいいたんじゃないかなと思うんですけれども、４人という答弁でしたので４人ということなんでしょうけれども、そうすると、職員数の割合からいくと、佐藤町長が採用した職員の休職者というのが、休職者と言うとまた定義の問題があるから、休んでいる人。

だから、そういう人たちが休まなくなるような、要するにそういう採用方法等、やっぱり見直す時期にあるんじゃないのかなと思っています。その辺については町長はどう思いますか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　この職員採用については、私の任期以前よりも同じような流れの中で、職員採用の試験というのをやっていたかというふうに聞き及んでおりますし、そうした中で、先ほど壇上でもお答えをさせてもらったとおり、本当に試験だけでは分からない部分というのもございますし、ですから、若い職員たちの意見も取り入れながら、その採用を決めているわけでございまして、そこについて云々ということは差し控えさせてもらいますけれども、今現在の状況の中で、多少なりともその部分については今後とも、どういうようなことがよりよい職員採用につながるかというのは日々研究しているわけでございますけれども、今後何かあればまた対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　それでは、令和４年度末の退職予定者と、５年度の新規採用予定者ですけれども、私が調べた中では、令和４年度末の一般行政職の退職予定者は８人、令和５年

度の一般行政職の新規採用予定者は多分12人じゃないのかなと思います。

そうすると、一般行政職だけを見ると、４人増えています。町の総人口は毎年減ってきている状況にもかかわらず、職員数を増やすということは、どのようなことなのか。町長の具体的なお考えをお伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　それでは、一般行政職の人数なんですが、確かにおっしゃるとおり増えているように思えるんですが、令和３年度中に年度末とかに急遽退職された方がおります。また、新年度においても中途で退職されている方がいますので、そのような方たちを含めて増えたように感じ、人数的には多く感じているかと思います。

以上です。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　あと、宮薗議員もご承知かと思いますけれども、今、先ほどからいろいろ論議しています新型コロナウイルス対応の問題、そして、また成田空港の容量拡大の問題、圏央道・銚子連絡道の開通の問題等々、この横芝光町を取り巻く非常にポジティブな環境整備が整いつつある中で、この横芝光町の発展にどうつなげていくか。ある意味、千載一遇のチャンスのときに、やはり職員のしっかりとした体制を整えるというのは非常に重要なことだと考えておりますし、先ほど来お話がありました休職者の問題につきましても、やはり仕事を分散するということに関しましても、今積極的に、財政推計の問題もございますし、積極的に職員を減らしていこうという認識は、私の中には今ございません。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　一般的に、職員１人を採用すると２億5,000万円から３億円と言われています。人口が減少している中で、退職予定者以上の職員を採用しなくても、まちづくりは人づくり、人づくりはまちづくりという言葉を合言葉として、町長を中心に職員一丸となって対応すれば、何とかなりそうな感じはしますんで、そういうところを踏まえて、現在休んでいる職員、そういう者を復帰させた中で対応していくということが一番じゃないのかなと思います。

いずれにしても、いろいろ質問させていただきましたが、職員の皆さんにおかれましては、夏の疲れが出てくるところでありますので、健康には十分留意され、それぞれの分野で頑張っていただくことに期待申し上げ、私の一般質問を終わらさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（川島　仁君）　以上で、宮薗博香議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

（午前１１時００分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時０９分）

◇　森　川　貴　恵　君

○議長（川島　仁君）　一般質問を続けます。

森川貴恵議員。

〔２番議員　森川貴恵君登壇〕

○２番（森川貴恵君）　議長のお許しを得ましたので、議席番号２番、森川貴恵が通告に従いまして一般質問をいたします。

酷暑の８月がようやく終わり、何をするにも心地のよい秋がすぐそこまで来ています。３年ぶりに行動制限のない夏休みを過ごし、行事やイベントも少しずつ平時を取り戻しつつあるように感じますが、新型コロナウイルス感染症との付き合いはもうしばらく続きそうで、気の抜けない毎日です。

日々、感染症と戦いながらお仕事をなさっている皆様、我慢の行動を余儀なくされている皆様など、多くの皆様に感謝を申し上げ、質問に入らせていただきます。

質問は大綱２点、町立図書館について、そして町長の政治姿勢についてといたします。

それでは１番目、町立図書館について、３点質問いたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、しばらくの間、他の公共施設同様、町立図書館は休館となり、やむを得ないこととは思いますが、町民の皆様に対して町立図書館としての役割が十分に果たせない事態となりました。

そこで、まず１番目として、コロナ禍の図書館業務対応について伺います。閉館・開館の時期や期間はどのように決められたのですか。ステイホームが呼びかけられた時期こそ、図書館のサービスを要望する町民は多かったと思いますが、利用者への対応はどのような形でなされたのですか。本館、分館ともに、どのような業務を行っていたのか。利用者の皆様へ

の対応に何か工夫なさったことがありましたか、お聞きします。そして、そのようなときだからこそ利用したいとお考えの方も多くいらしたと思いますが、皆様からのお声はどのようなものであったのかお尋ねします。

２番目として、図書館の現在の状況を伺います。コロナ禍の図書館運営から見えてきた課題、また、新しい生活様式への対応の観点から、以前と全く同じ形での運営は難しい点があると思います。利用状況やイベント開催の変化はありますか。また、新型コロナウイルス感染症に対してどのような対策を行っているのかお聞きします。

３番目に、今後の図書館運営では、非接触型のサービスを充実させるなど、これまでの利用者の来館や滞在だけを前提とした機能の見直しを図っていく必要があると考えますが、今後のサービスの在り方についてどのような方針で行うのかお尋ねします。

今回の経験、コロナ禍から見えた今後に生かせる取組の中で、どのようなことを計画していますか。ほかの自治体で、自粛期間中に図書館の機能が予約本の受渡しだけになったところでは、様々な工夫を凝らしたという話を聞きました。例えば、おすすめの本を詰め合わせた福袋の貸出しを行い、大変喜ばれたということでした。そのほか、非接触型のサービスとして、本の宅配サービスや電子書籍の導入などを積極的に進めている図書館もあると聞きますが、当町の図書館での導入についてのお考えをお聞かせください。

次に、町長の政治姿勢についてお聞きします。

前回の６月議会で、町長の示される５つの基本方針について、①として、高齢者も安心して暮らせるまちづくり、②として、産業・観光振興のまちづくりについての成果をお尋ねしました。ご答弁では、たくさんの事業を挙げていただきましたが、どれもほかの団体や協会の取組を取り上げ支援していくというもので、町長自ら考え発案し、積極的に取り組んでおられることは少なかったようでした。これから残りの任期で確約することは、についてのお答えも具体的ではなく、引き続き全力で取り組んでいくというものでした。

そこで、今回はより具体的に、町長が全力で取り組んでこられた成果を目に見える形でお示ししていただきたく、４番目の雇用創出・若者定住のまちづくり、５番目の住民参加のまちづくりについてお聞きします。

（１）として、雇用創出として、具体的にいつ、どのようなことをなさいましたか。そして、その成果をどのように図っておられますか。雇用の場の拡大や増加など、具体的数値を示した統計があればお示しください。また、そこから見えてきた課題はどのようなものがありますか。解決策についてのお考えはございますか。

２番として、若者定住のまちづくりについて伺います。若い人たちに横芝光町を定住先に選んでもらえるよう、どのような工夫をし、具体的施策をいつ、どのように行われましたか。実際に定住の数値はどのように動いていますか。成果も上がっていることを期待しますが、見えてきた課題もあると思います。それはどのようなものですか。解決策としては、どのようなお考えをお持ちですか。

３番目に、住民参加のまちづくりについてお尋ねします。令和４年８月１日現在、２万2,809人の方がお住まいの横芝光町です。多くの皆様にまちづくりに参加していると感じていただきたいとのお考えのことと思います。できるだけ多くの皆様にまちづくりに参加していただくために、いつ、どのような具体的施策をなさいましたか。そこで得られた成果や課題はいかがですか。

たくさんの人がいればそれだけ多くの考え方があり、意見も様々です。しかしながら、横芝光町に暮らす人として、町の発展や住みやすさへの期待は皆同じだと思います。町長には先頭に立って住民の意見をまとめ、町の発展のために進んでほしいと思いますが、今後、限られた時間の中でどのようなさらなる成果が期待できるのか、明確なお答えをお願いいたし、私の壇上からの最初の質問といたします。

〔２番議員　森川貴恵君降壇〕

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　森川貴恵議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは大綱２点目、町長の政治姿勢についてのご質問にお答えをし、その他のご質問につきましては、各担当課長から答弁させますので、よろしくお願いを申し上げます。

初めに、雇用創出の具体的施策として、いつ、どのようなことを行ったかでございますが、令和２年３月に策定した第２期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で「産業を振興し安定した雇用を創出する」を基本目標の第１番目に掲げ、この基本目標を実現するため、「横芝光町の基幹産業である農業の強化」、「町内の雇用や起業の促進」、そして「遊休公共用地の有効活用による企業誘致」という３つの柱を掲げました。

具体的な事業といたしましては、「横芝光町の基幹産業である農業の強化」は、農業経営基盤強化促進対策事業や経営・法人化支援事業など、「町内の雇用や起業の促進」は、企業誘致促進事業や雇用促進事業、雇用創業支援事業などに、「遊休公共用地の有効活用による

企業誘致」は、横芝海のこどもの国跡地への観光企業誘致及び雇用促進事業などに取り組んでいます。

次に、成果はどのように図っているのか、具体的数値はでございますが、町総合戦略の中で雇用という点では、全体的な目標指標を人口に占める就業者の割合として、平成27年の基準値49.8％を、令和６年には52％に引き上げる目標を掲げておりますが、残念ながら令和２年に調査をした直近の数値では48.3％にまで下落をしてしまいました。

そこで、どのような課題が見えてきたか、解決策としての考えはでございますが、成田空港のさらなる機能強化や圏央道の延伸により、今後、横芝光町に進出や移転を希望する企業立地ニーズの高まりが予想されています。既に町内の工業団地には空きがないことから、その受皿として、横芝光インターチェンジ周辺に新たな産業団地を開発し、町内雇用の創出を進めたいと考えております。

と同時に、町内に住みながら、成長が期待される成田空港や関連する企業への就業が進むよう、施策を行ってまいります。

次に、若者定住のまちづくりの具体的施策として、いつ、どのようなことを行ったかでございますが、平成27年10月に策定した第１期横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の下では、具体的施策として、移住相談の窓口となる移住定住サポートセンター事業、子育て世代の負担を軽減する子ども医療費・児童医療費助成事業、保育料負担軽減事業、学校給食費負担金助成事業などに取り組んでまいりました。

第２期町総合戦略におきましても、「横芝光町へ新しい人の流れをつくる」を基本目標に掲げ、従来の施策に加え、町外からの移住者受入れを強化する住宅取得奨励金交付事業、また、積極的な町の情報発信による認知度向上を図るべく、町情報発信強化事業に取り組んでいるところでございます。

次に、若者定住の数値はどのように動いているかでございますが、町総合戦略の中で、目標指標を人口に占める20代から40代の割合として、令和元年の基準値30.02％に対しまして、令和６年の目標値30.00％を掲げております。数値といたしましては、令和２年が29.83％、令和３年が29.46％、令和４年が28.96％と推移しております。

そこで、どのような課題が見えてきたか、解決策としての考えはでございますが、改めて若者の定住推進は難しい課題であると認識しております。解決策として、今町内に住んでいる若者はもとより、成田空港のさらなる機能強化に伴い、成田空港内外で増える就業者の方が当町に魅力を感じる施策を行うことが肝要であると思っております。

そのため、今年度、町総合戦略を改正し、具体的施策として新たな住居地を生み出す居住地拠点創出事業や、町の強みである栗山川沿いの回遊性を向上させ、人の流れをつくり、人を呼び込む栗山川活用高度化事業を加え、若者から選ばれるまちづくり、若者定住につながるまちづくりの取組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、住民参加のまちづくりの具体的施策について、どのようなことを行ったかについてでございますが、住民の皆さんの声を反映したよりよいまちづくりを展開することが、私の行政運営における基本理念とするところでございます。

その上で、具体的な施策といたしましては、１つ目として、地方創生会議やまち・ひと・しごと創生総合戦略分科会、総合計画審議会等に多くの住民の皆様方にご参加をいただき、各種施策の実現に向けご助言等のご協力をいただき、住民と行政が一体となり、まちづくりを進めております。

２つ目として、町長とまちづくりを語る、まちづくりを語ろう会や町長への手紙など、広聴活動を展開しております。町長への手紙につきましては、令和元年度26件、令和２年度65件、令和３年度78件となっております。

３つ目といたしまして、パブリックコメントの実施により、住民の方の意見を政策立案に反映することとしております。パブリックコメントの実施状況は、令和元年度に５件を実施し、うち、ご意見をいただいた件数が１件で、令和２年度には５件を実施し、ご意見をいただいたのは３件であります。令和３年度に６件を実施し、ご意見をいただいたものは６件でございました。また、各地区の代表である行政総務員を通じ、地域活動における課題等につきましては常に要望を受入れており、対応可能なものであればいつでも実施していくものとして継続したいと考えております。

次に、どのような成果が上がっているのか、また課題はについてでございますが、各種計画の策定や進捗管理において、住民の方々の意見を取り入れることができ、よりよいまちづくりにつながっているものと考えており、また、人口減少、少子高齢化が進む中で、地域の課題解決に向けて、住民の方と町が協働しともにまちづくりを担うという意識を持っていただいていると認識しております。課題につきましては、より多くの方々にご参加をいただく方法を検討してまいります。

次に、今後どのようなさらなる成果を期待できるかについてでございますが、ＩＣＴ技術を活用しながら、町政や地域密着型の情報を分かりやすく魅力的な方法で提供し、住民の方々のご意見を聞かせていただく機会の充実を図り、多様な参加の場を創出することにより、

住民の方がまちづくりに参加しやすい環境を整えていくことといたしたいと考えております。

住民の視点に立った町政の確立は、行政のみの力で達成できるものではなく、住民の積極的な行政参画によって実現できるものでございます。広報広聴を充実させ、積極的な情報公開を行っていくことは、行政の透明化が図られ、住民との信頼関係を築くこととつながっております。住民自身がまちづくりの担い手であるという意識を持っていただけるよう、住民が積極的に行政に参画できる環境づくりを推進してまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

〔社会文化課長　霞　澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞　澄人君）　森川貴恵議員ご質問の大綱１点目、町立図書館についてお答えさせていただきます。

初めに、コロナ禍の図書館の業務対応についての閉館・開館の期間はどのように決められたのかでありますが、千葉県や近隣市町の状況を踏まえ、横芝光町新型コロナウイルス感染症対策本部会議におきまして決定されております。

続きまして、利用者への対応はどのようにされたのかでありますが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が最初に心配されました令和２年２月29日から４月９日までは、図書館を臨時休館し、特設窓口を設けて予約図書などの貸出し、返却を実施いたしました。４月７日に第１回緊急事態宣言が発令され、４月10日から５月22日までは特設窓口を閉鎖し、予約受付も停止いたしました。５月23日からは予約図書などの貸出しを図書館内で再開し、その後の緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が実施されましたが、現在まで図書などの貸出しと返却は停止することなく、開館しながら実施しております。なお、状況が変わるごとに防災行政無線やホームページで周知を図ったところでございます。

続きまして、利用者の声はどのようであったかでございますが、特設窓口を閉鎖し予約受付も停止しました令和２年４月10日から５月22日までの期間に、どうして図書館を閉めるのか、どこにも出かけられないので本を読みたいのに借りられないなどの意見が多数ございました。図書の貸出し、返却を再開してからは、本を借りられてありがたい、自分で本を選んで借りることができてうれしいなど、良い意見が多数ございました。

次に、現在の状況はの利用状況やイベントの開催の変化はあるのかでございますが、利用状況につきましては、来館者数を見ますと、令和２年度は通常の３分の１程度の５万9,748

人で、令和３年度は徐々に来館者数も増えて７万8,840人でございました。

イベントの開催につきましては、感染対策を行い実施しております。おはなし会・わらべうたと絵本の会は、参加人数により少ないときはおはなし室で、多いときは２階会議室で空気清浄機を活用して行っております。

映画会も令和３年度から再開し、入場時に申込書の記入をしていただき、ハイビジョンホール内では空間を除菌、消臭できますオゾン発生器を活用し、定員も通常の半分の60名としております。

続きまして、感染対策としてどのような取り組みを行っているかでございますが、コロナ対策の補助金を利用し、空気清浄機とオゾン発生器を購入いたしました。イベントや通常のカウンター業務時に使用しております。正面入り口にはサーマルカメラを設置し、入館時に体温測定を行っております。また、図書館内には手指消毒液を８か所に設置し、小まめに手指消毒をしていただくようお願いしております。

次に、今後のサービスの在り方についての、コロナ禍から見えた今後に生かせる取り組みはでございますが、当図書館の利用者は、来館して自ら本を選んで借りたいという方が多数でございます。閉館せずに利用していただけるよう、感染対策を工夫してまいります。また、今後Ｗｉ－Ｆｉが設置されますので、地域の交流拠点となるよう取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、本の宅配サービス、電子書籍の導入についての考えはでございますが、本の宅配サービスにつきましては、費用対効果等を調査研究するとともに、先進地の視察を検討してまいります。

電子書籍の導入につきましては、令和４年３月議会で川島富士子議員の一般質問での答弁と一部同様になりますが、先進事例の有効性や利用状況等を調査するため、今年度、銚子市と酒々井町の視察を計画しておりますので、その結果を踏まえ検討してまいります。

いずれにいたしましても、今後も地域の情報拠点として最新の情報を提供し、住民が集い交流する図書館を目指してまいります。

〔社会文化課長　霞　澄人君降壇〕

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　ありがとうございました。それでは、通告順に再質問いたします。

まず、町立図書館についてですが、当町には本館と分館という図書館もあると思います。それぞれの役割、全く同じように閉館していたのかということと、それと、そのときの職員

の方は配置はどのようになっていたのでしょうかということをお尋ねしたいです。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　分館につきましては、町の文化会館の中にございます。そちらの分館につきましては、緊急事態宣言やまん延防止等措置期間につきましては、閉館とさせていただいておりました。

図書館の職員でございますが、予約図書の受付をしているときには、通常勤務でございました。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　来館者がいないということで職員の方、いろいろな作業ができたのではないかと思います。それで、そのときに他の市町村では、ユーチューブで文学作品の紹介とか、朗読を行ったところもあると聞きました。そのような作業をするお考えとか、また、やられた作業はなかったでしょうか。お尋ねします。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　ユーチューブなどにつきましては、配信する道具がございませんでしたので、そちらは行っておりません。期間中に行っております作業といたしましては、廃棄する図書の選定などを行っておりました。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　先ほども答弁の中でありましたが、こういう時期だからこそ本を読みたいとか、読書をしたいとか、これは今まで図書館へ足を向けなかった方にもとてもいいチャンスだと思いましたが、その時期にやはりそういう何としてでも町民に本を身近に感じてもらうような努力というのが必要だったのではないかと思いますが、他の市町村では、やはり昼間いらっしゃるおうちに、先着で無料で本をお届けするサービスとかもやったというのを聞きました。何かそのような空いている時期だからこそ、ユーチューブとは限らず、工夫はなかったでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　大変申し訳ありません。そのようなことはいたしておりませんでした。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　コロナ禍でやはり様々な制約を受ける中、完璧なサービスの提供は難しいかもしれませんが、何とかして工夫してできることだけでもやるという姿勢が、その時期に感じられないのがちょっと残念だなという気がしました。そういう姿勢だけでも分かっていただけるような工夫をすることが必要ではなかったのではないかと思います。

休館中に宅配サービスなどを行ったという事例はやはり多くの、他の自治体ですが、町民や市民に喜ばれたということです。そして、そういう接触型のサービスではなく、こういう時期を経験したからこそ、宅配サービスや電子書籍の導入が有効だなと感じられると思いますが、電子書籍では図書館に足を運ぶことなく、スマートフォンとか、それからタブレットとかでも、ネットを通じて返却とか貸出しができるということです。当町の小中学生、１人１台端末タブレットを持っていますが、それと町の図書館というのは何か連携があるのですか。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　図書館と各小中学校を連携しておりますのは、各小中学校に図書室がございますので、そちらの図書室の関係では連携はございますが、タブレット関係につきましては、まだ連携はしておりません。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　学校の図書館ですと、ある本が限られてきますが、町の図書館は本当にたくさんの蔵書がいろんな分野ありますので、それは連携できるといいかなと思いますが、そのようなお考えはありませんか。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　図書館にある本をタブレットで配信するとか、そういったものにつきましては、電子化しなければいけませんので、電子書籍の導入に絡んできますけれども、電子書籍の場合には初期費用がかかりまして、そのほかに、本を選定して何冊ぐらいの本を選んで金額が変わってまいりますので、図書館にある本全てが電子書籍として見られるわけではございませんので、そちらにつきましても今年度視察を予定しております。そちらのほうをよく調査してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　金額がかかるということで、先ほどコロナ対策の補助金を空気清浄機、それから消毒、そういうものを購入したというお話がありました。空気清浄機、それから消毒液、十分必要だということは分かりますが、少しでもそちらのほうに新しいサービスのほうへ、電子書籍の導入ですとか、そういう形で回すことは可能ではなかったのかどうか、知りたいです。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　コロナ対策の補助金につきましては、今森川議員おっしゃいましたように、空気清浄機とオゾン発生器、こちらの購入に充てさせていただきました。電子書籍のほうに関しましては、たしかその補助金のメニューの中にはなかったように記憶してございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　新しい生活様式に対応するという観点から可能じゃないかなとふと思ったもので、もし可能ならそちらを少しでも回していただけると、さらに電子書籍化が進むのではないかと思いますが、もしできたらよろしくお願いします。

それから、この町の図書館ではなくて、ちょっと小中学校の図書館についてお尋ねしたいのですが、小中学校の図書館には新聞というものが置いてあるのでしょうか。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　各小中学校、新聞は取っておりますので、図書館のほうに置いてあります。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　新聞もやはり子供の頃から読むということが大事ではないかと思いましたので、ちょっとお尋ねしました。

最近の小中学生は１人１台端末の導入でデジタルに慣れていると思いますが、ある大学院の教授の研究では、文章に没入し深く読む読解力の育成には紙のほうが適しているという研究結果が出ているそうですので、端末も電子書籍もいいんですが、小中学校の図書館に新聞があるといいなと、今、当町はあるということで、置いてあるだけでは絵に描いた餅になってしまいますので、子供たちにぜひ読むように働きかけていただけるといいと思います。

ちょっとそれましたが、町の図書館についてもう１点だけお尋ねします。今の図書館ですが、託児つき図書館利用サービスなどというのは存在するのでしょうか。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　今、森川議員おっしゃいました託児所つきサービスは行っておりません。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　小さな子供のいる親子が休館日などを利用してできる、休館日は託児所、子供も連れて来ていいよみたいな、そんなのもあると気兼ねなく図書館で過ごせる場が利用者を増やす、非常に有効になると思いますが、ちょっとお考えはどうでしょうか。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　今、休館日というようなお言葉でしたけれども、休館日でよろしいでしょうか。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　はい。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　休館日につきましては、職員なども休む日が必要でございますので、休館日に開けるという考えはございません。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　一般の方というか、うるさいなと思われる方がいらっしゃると、小さい子供たちもふだんから図書館に足を運ばせるような形で、そういうのがあるといいかなとちょっと思ったものですから質問いたしました。

今後も、居場所としての図書館の充実とか、貸出し手段を増やすことに加え、読み聞かせもやっていると聞きましたが、小さい頃から本好きを育てることにつながって、大変いいと思います。

図書館の最後に、ちょっと教育長にお尋ねしたいです。今回のコロナ禍において、教育長は最初は図書館を外のほうから見ていただいていました。今は教育長というお立場で、図書館の役割をご覧になっていると思います。また、新しい生活様式に対応した今後の図書館サービスについての見解をお伺いしたいのですが、よろしくお願いします。

○議長（川島　仁君）　教育長。

○教育長（實川睦子君）　それでは、森川議員のご質問についてお答えさせていただきたいと

思います。

令和２年度中には大変コロナ禍の中で閉館をしていたということで、やはりこれは生命、安全・安心を考えた場合にはやむを得ないということで、町の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において閉館したということでございますので、この件については妥当であったというふうに考えております。

その後ですけれども、５月25日からは現在まで図書館開館しているということで、非常にコロナ禍で感染症の対策を十分に対応しながら開館をしている状況ですので、今後も引き続き感染対策をしっかりしながら進めていくことが大事かなというふうに思っております。

私のほうとしては、学校としては、やはり町の住民が集い交流する図書館を目指すという大きな目標がありますので、そこに向けて、小学校、中学校では先日、町の図書館の会議がありました。そのときに本年度、町子ども読書活動推進計画の第四次というのが策定されまして、進められております。

その中でも、やはり家庭・地域・学校等における子供の読書活動の推進、それから資料等に充実した子供の読書活動の推進、それから子供の読書活動に関する理解、関心の普及ということで確認をさせていただき、会議が終了しておりますので、これからも子供たちがいろいろな興味関心を持って図書館のほうに行けるように、進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　ありがとうございます。町民にますます愛される町立図書館であってほしいなと思います。

次に、町長の政治姿勢について質問いたしましたところの再質問をお願いします。

まず１番目に、雇用創出として、町長は農業や企業誘致を大変力入れられているということでしたが、その中で、こどもの国の跡地の利用について出てまいりました。そこに企業誘致を図られ、町長は何回ぐらいと申しますか、何社ぐらいにお声がけをいただいたのでしょうか。こどもの国跡地利用の企業誘致、足を運ばれたでしょうか。何社。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　海のこどもの国跡地につきましては、まず地権者が千葉県であるというところの中で、千葉県と相談しながら数社に、具体的に言いますと、直接的に私が会社に足を運んだのは１社でございますが、千葉県とともにその部分についてはなるべくいい企業

に誘致できればなということで、日々努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　１社。もっと積極的に動いていただきたいなという気はございますが、展望はどんな感じでしょうか。これからの先、もっとお声かけしなきゃいけないとか、これで決まりそうとかを教えてください。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　今進めさせていただいている企業が極めて優秀なといいましょうか、ところでございますので、あまりあちこちにふらふらするというのもいかがなものかという思いはございますんで、取りあえずはそこに一点集中的に努力をして、積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　あまり浮気をしないでいくというのは大事だと思いますので、よろしくお願いします。

次に、若者定住のまちづくりとして、住宅奨励金などを出して若い方、20代から40代の方に横芝光町に住んでいただこうということで活動されていることは、大変いいと思います。子育て世代を呼び込むということは、当町は給食費もただということで、ほかの市町村からも羨ましがられたりとかしていますので、ただ、それがちょっとあまり先ほどのお話で数値として上がってきません。

私思うに、最近とてもすてきな映画のような町並みができているところがあります。１つ例に出しますと、駅裏なんですが、住宅が結構できております。あの後、ずっと向こうの国道まで広がっていくといいなと思うんですが、例えば駅向こうから電車をまたいで、直接駅の表側へ出られるような大歩道橋などができたら、もっと住民がたくさんそちらのほうに住んでいただけるようになるんじゃないかなとふと思ったんですが、電車はよく使って、歩道橋を登ってくると左手がすごく空いているんですが、そこに住宅ができたらいいなとふと思ったんですが、そのような計画というか、ございませんか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　実は、駅裏に過去にコンクリートの２次製品をつくっている会社がございまして、このベルテクスという会社が今所有しているところでございまして、せんだっ

てもベルテクス本社に職員を行かせまして、あそこの有効利用について協議をさせていただきました。まだ具体的な計画云々というのはございませんが、それに向けて何ができるかについて、今協議を進めたところでございます。

今、森川議員がおっしゃったとおり、あそこの部分を、広い部分を地権者と一緒にどういうような駅北側の開発ができるか、そして、また当然のことながら、駅の北側から駅に乗り入れられるような環境をつくれれば、本当にもう議員おっしゃられるようなすばらしいものが構築できるのではないかという認識の中で、それを進められればいいなということの中で実際進めております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　ありがとうございます。すごいうれしいです。

やはり若い方は駅近物件、とても人気あると思うんですが、ただ、今の状態ですと、駅が向こうに見えているのに、直線距離では何メートルでもないのに、駅から徒歩９分とか10分になってしまうんですね。あそこに大歩道橋ができると、本当に駅まで徒歩１分とか、そういう感じで行けるので、もっと若者はあの場所に住みたいと思うようになるのではないかなと思います。進められているということで、とてもうれしく思います。

次に、住民参加のまちづくりの件についてお尋ねします。町長はまちづくりを語ろう会をなさっているというお話でしたが、これ、具体的に今までに何回ぐらい行われたのでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　これについては、リクエストがあってやるわけでございますけれども、過去に正確な数字は分かりませんけれども、３回、４回あったのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　それには、どのような住民が参加するのでしょうか。年代、それから性別、様々だと思いますが教えてください。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　この数年来ちょっとなかったもので、定かではない部分があるんですけれども、基本的には地域の人たちの集まりの中に入っていって、その地域の課題を解決す

る、そのような状況が多かったというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　あまり何か積極的ではなくて。具体的に、今の千葉県の県知事さんなんですが、私、千葉市で仕事をしておりましたときに、千葉市長だった時代のお話をよく聞いたんですが、そのときに千葉市民との対話を100回以上なさったということでした。出前出張講座や奥様方とのランチミーティングとか、若手職員の声を聞く会とか、いろいろなさって、あらゆる対話の機会を300回以上、それから、足を向けない方にはオンラインの対話会などもなさったという話を聞きました。

町長は例えば女性の意見を多く取り入れるとか、若者の意見だけを聞くとか、そういうスポットで対象を絞った座談会というのを計画はないでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど壇上でもご答弁させていただきましたけれども、創生会議の中で分科会ですとかについては、できる限り顔を出させていただいて、その意見についてもしっかりと直接耳にさせていただいて、例えば農業の女性が、農業に介入していくのにどうした施策があればいいだとか、やっぱり子育て世代に対してエンゼルヘルパーが必要だというようなご意見を聞く機会は、年に何回というのでしょうかね。数回はございますので、そういう中で対応しているところでございます。

また、私も今４期目をやらさせてもらっている中で、特に１期目には各地区を回らさせてもらって、直接各地域の中に行っていろいろお話を聞いた過去もあるんですが、それが２回目、３回目ぐらいになりますと、なかなか人が集まってこなくなってしまったという状況もあって、ちょっと中断をしているところでございまして、考えようによってはそろそろそれをコロナを克服した中で、どのような状況でまたできるかなという思いがございますので、その節にはまた皆さんにもご協力いただければなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　特に、私が一番最初にこの議場に来たときに、何をびっくりしたかというと、男性しかいなかったことに驚きました。そういう中で、議会が進められたりとかしても、女性の意見や若い方たちの意見ってどこから吸い取るのかなとちょっと心配になったことがあります。町長にはぜひ女性、何か女性だけ集めてというとちょっと変な感じもしま

すけれども、そういう集まる場所、お母様たちが集まる場所とか、ぜひ足を運んでいただいて、若い方の意見、それから女性の意見を聞いていただきたいと思います。

それから、もちろん施設等を訪問されて、高齢者の意見も聞いていただきたいと思いますが、いろんな場に足を運んでお話を聞いていただく機会がいただけたらいいかなと思いますが、今後のその辺の取組の計画等あればお知らせください。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　いろんな各地区の例えば毎年行われる総会に出席したり、あとは実際お祭り行事に対して積極的に参加をさせていただいた中で、そこの特に高齢者の皆さんのお話を聞かせてもらったり、ご婦人方がいろいろと作業しているところに顔を出してご挨拶させてもらって積極的にご意見をいただく方もおられますし、そういう状況の中は、今後とも進めていきたいというふうに考えております。

そこについては、やはり住民の意見、また本当に生の声を聞く機会というのは非常に重要だという認識がございますので、それについてはもう一度精査して、考え直してみたいところもあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　町長は先ほど１期目のときは足を運んだけれども、だんだん人も減ってきたというふうにご自分でおっしゃっておりました。やはりいつでも初心に返って自分から働きかけていかなくてはいけないのかなという、ちょっとふと感じたんですが、町長はすばらしい方で、ですが、１人の知恵にはやはり限界があると思います。

町長という存在が町役場、それから町民、関係者の英知を集結するハブとなることで、集合知の力を最大限活用できるような立場にいらっしゃるのは町長しかいらっしゃらないと思いますので、町民の意見をぜひ大切に引き上げて、お話をいろんな方から聞いていただきたいと思います。

この前、先日亡くなられた安倍晋三元首相も、重要なことは結果だと。100の言葉より１の結果だとおっしゃっておりました。やはり、結果を残すこと、それから初心に返っていつでも忘れないように、全力で進んでいただきたいと思います。

コロナが大変な時期で、ちょうどその時期と当たってしまって、町長はいろんなところに目を向けられなかったかもしれませんが、私がなぜこういう質問をしたかといいますと、町長の紙面にありました、これを忘れられているんではないかなとふと思ったときがありまし

たので、一つ一つ取り上げさせていただきました。ぜひ初心に振り返っていただきたく、ご自分の書いたものも見られて、今後残りの時期、頑張っていただきたいと思います。

どうも今日はありがとうございました。以上で質問を終わりにいたします。

○議長（川島　仁君）　以上で、森川貴恵議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後１時とします。

（午後　０時０４分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　０時５９分）

◇　秋　鹿　幹　夫　君

○議長（川島　仁君）　一般質問を続けます。

秋鹿幹夫議員。

〔４番議員　秋鹿幹夫君登壇〕

○４番（秋鹿幹夫君）　皆様、改めましてこんにちは。議席番号４番、秋鹿幹夫です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告順に従い一般質問を行います。

初めに、７月８日、奈良市の駅前で街頭演説をしていた安倍晋三元首相が銃撃され死亡した事件は、日本のみならず世界の人々が大きな衝撃を受けました。暴力によって言論が封殺されるようなことは断じてあってはならないことです。４名の警備員がついていながら、なぜこのような事態になったのか。しっかりと再検証をして体制の強化や見直しを行い、このようなことが二度と起こらないようにしてもらいたいと強く願うものであります。亡くなられました安倍晋三元首相は、さぞかし無念であったことと思います。心よりお悔やみを申し上げます。

続いて、新型コロナウイルス関係でありますが、全国の感染者数が過去最多を更新し続けたこともありました。千葉県からもＢＡ．５対策強化宣言が当初８月４日から31日の間で発令、そして現在は９月30日まで延長されている状況で、住民や事業者等に対する協力要請や呼びかけがされました。

しかしながら、このような宣言が全国で発令される中、３年ぶりに行動制限を伴わないお盆休みを迎え、感染者数は激増し、医療逼迫も依然として高い水準となってしまっておりま

す。宣言の中の基本的な考え方で、感染リスクを下げながら経済社会活動の継続を可能とする新たな日常の実現を目指すとありますが、国もこれ以上打つ手がないようにも感じます。

感染症の分類を現在の２類から５類相当とする議論も上がっているようです。現状では難しいかもしれませんが、前回も申し上げましたとおり、今までのインフルエンザウイルスと同等の分類になりますことを願うものであります。

それでは、質問に入ります。

大綱１点目に、成田空港機能強化に関わる問題についてであります。

当町では、町長名で平成29年２月、国、県、空港会社に対し、成田空港の更なる機能強化に関わる地域振興策について、８項目の要望を行っております。その後、諸事情により１項目を外し、新たに２項目を加えた９項目について、平成29年７月に再度要望を行ったと伺っております。

これらの進捗について、令和２年９月議会での宮薗議員による一般質問の答弁を参考にさせていただきますと経過が確認できるものでありますが、その中でも、進捗に遅れが生じている項目に絞ってお伺いをいたします。

１項目めの芝山鉄道の延伸、２項目めの総武本線のＪＲ横芝駅発着便の増加、３項目めの成田空港へ直結する道路整備、以上３点の進捗についてお伺いをいたします。

続いて、補償問題についてでありますが、航空機の騒音エリアＬｄｅｎ62地域の中で、移転対象になる家屋と、対象とならない家屋がありますが、同じ町民の中で不公平感が出てきており、また、このようなご意見もいただきました。こういった現状は町民の差別と考えますが、町長の認識をお伺いするものであります。

町長は、空港問題は地域振興と補償のバランスとおっしゃっておりますので、今回は両方の側面から質問させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

次に、大綱２点目、災害に強い町づくりについてであります。

７月下旬から連日のように、真夏日から猛暑日となる日が続いてまいりました。全国的にも例年より厳しい暑さとなったということですが、そのような中、青森県では８月初旬より線状降水帯が停滞し、甚大な土砂災害と浸水被害に見舞われました。復旧作業も難航し、今も避難所での生活を余儀なくされる人がいるなど、影響が長期化しているとのことです。また、福井県でも記録的な大雨により農道や林道が崩れるなど、農業被害は１億円以上、農林水産省に関するインフラの被害は81億円に上ると見られております。

私、以前までは津波や浸水被害に関しての質問を何度かしておりましたが、このたびの内

水氾濫や土砂災害についても、どのような取組をされているのか、お伺いするものであります。集中豪雨等による土砂災害、浸水被害の周知について質問いたします。

最後、大綱３点目は、保育、学校関係についてであります。

１点目の新型コロナウイルス対応についてでありますが、８月に入り感染者数が急激に拡大してしまった中で、当町でも休校や保育施設の休業措置に至った経緯があります。しかしながら、突然休業されて保護者の方々でお困りになった方もいらっしゃることと考えます。小学校の休校や学童保育休業の判断基準と、突然の休業対応で町民からの問合せはなかったかについてお伺いをいたします。

そして、そのような中、授業の遅れを生じさせないように、タブレット端末を通じたリモート授業が考えられますが、これは学級閉鎖や休校ばかりでなく、罹患されてしまった児童生徒個人への対応としても有効とされ、児童生徒の学習保障についての全国の取組事例が文部科学省からも発信されております。以前より、リモート授業の推進については何度か質問しておりますが、当町のリモート授業の実績と今後の課題についてお伺いいたします。

次に、横芝光町通学路交通安全プログラムの中で、スクールバス停車場から自宅までのルートをプログラムで点検する考えについてでありますが、令和３年９月議会での一般質問でいただいた答弁では、スクールバス停車場から自宅までのルートは通学路ではないという認識でありましたので、再度通告をいたしました。考えを改めていただきたくお伺いするものであります。

以上、私からの壇上からの質問といたします。町当局の明快な答弁をお願いいたします。

〔４番議員　秋鹿幹夫君降壇〕

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　それでは、早速秋鹿幹夫議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、私からは、大綱１点目、成田空港機能強化に関わる問題についてのうち、Ｌｄｅｎ62地域の中で移転対象とそうでいない家屋があり、町民差別と考えるが、町長の認識はのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、各担当課長からの答弁とさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法、いわゆる騒特法及び同施行令では、航空機騒音の評価指標であるＬｄｅｎの値がおおむね10年後において62デシベル以上である地域を基準

として、航空機騒音障害防止地区、いわゆる防止地区を、Ｌｄｅｎ66デシベル以上である地域を基準として、航空機騒音障害防止特別地区、いわゆる防止特別地区を定め、防止特別地区内においては、新たな住宅等の建築を禁止するとともに、移転希望者に対しては土地の買入れなど、移転補償が行われることとしております。

成田空港の更なる機能強化に関し、令和２年４月１日に千葉県で都市計画決定された防止特別地区は、先ほど述べましたとおり、法に基づきＬｄｅｎ66デシベルのコンターを基準として定めるべきものであるが、円卓会議の合意事項を踏まえ、集落分断されないよう配慮し、当該コンターが既存集落にかかる場合には、防止地区の設定基準であるＬｄｅｎ62デシベルのコンターを限度として、集落の一体性に配慮して区域を決定する、ここでの集落の捉え方は、従来の組・班より大きな区となることを基本とするとの考え方に基づいて設定されています。

このようなことから、結果として秋鹿議員がご指摘のとおり、同じＬｄｅｎ62デシベル以上Ｌｄｅｎ60デシベル未満の航空機騒音を受ける家屋でも、Ｌｄｅｎ66デシベルのコンターがかかる集落に属するかどうかで、移転補償の有無に差が生じることになります。

防止特別地区の設定につきましては、法令によりＬｄｅｎ66デシベルのコンターを基準に定めることとされているため、Ｌｄｅｎ66デシベルのコンターがかからない集落を防止特別地区とすることは法令の趣旨に反することとなり、この差は集落分断を可能な範囲で防ぐために、防止特別地区を拡大しようとした結果であることを理解しております。

また、この考え方を案として関係市町で約１年半かけて住民説明会が行われ、平成30年３月に開催された、成田空港に関する四者協議会で合意をした経緯を尊重しなければならないと考えているところでございます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　企画空港課長。

〔企画空港課長　平山貴之君登壇〕

○企画空港課長（平山貴之君）　秋鹿幹夫議員ご質問の大綱１点目、成田空港機能強化に関わる問題についてのうち、成田空港の更なる機能強化に係る地域振興策の要望についての、芝山鉄道延伸の進捗はと、総武本線のＪＲ横芝駅発着便の増加の進捗はにお答えさせていただきます。

初めに、芝山鉄道延伸の進捗はについてですが、令和４年３月議会定例会で、宮薗博香議

員からの芝山鉄道の延伸についての一般質問の答弁にて、芝山町、山武市、横芝光町で構成されている芝山鉄道延伸連絡協議会などで意見交換を行っているものの、非常に大きなプロジェクトであり、莫大な費用と時間を費やすことなどから、芝山鉄道の延伸は今の段階で必要ない旨を町長からお答えさせていただきました。

もっとも、成田方面へのアクセスを強化することが重要であると認識しておりますので、関係機関とも相談しながら、持続可能で地域に適した広域公共交通の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、総武本線のＪＲ横芝駅発着便の増加の進捗はについてですが、町長が要望のためＪＲ東日本千葉支社を訪問した際には、通勤通学時間帯の横芝駅発着便の増便、通勤時間帯の特急しおさい号の増便、快速電車の乗り入れについて今後も検討を進めていくが、現状では厳しいとの回答をいただいておりますが、千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟などを通じて、今後も要望を継続して行ってまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、ＪＲ東日本の経営状況は非常に厳しいと聞いており、横芝駅の発着便の増加はハードルが高くなっていると感じております。

〔企画空港課長　平山貴之君降壇〕

○議長（川島　仁君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君）　秋鹿幹夫議員ご質問の大綱１点目、成田空港機能強化に関わる問題についての、成田空港の更なる機能強化に係る地域振興策の要望についてのうち、成田国際空港へ直結する道路整備の進捗はにお答えいたします。

本路線は、平成30年３月の成田空港に関する四者協議会において、成田空港の更なる機能強化が合意された際、当町から最優先で整備要望した道路でございます。

要望の早期実現を図るため、町で令和３年９月の補正予算により、空港直結幹線道路概略設計業務委託を発注し、横芝光インターチェンジから北進し空港へ向かう具体的な道路線形案を作成し、令和４年４月に千葉県へ提出いたしました。

これを受け、千葉県では本年度から必要な調査を行っていくとのことでありましたので、町といたしましても引き続き事業の早期実現へ向け、関係機関と連携を図っていきたいと考えております。

〔都市建設課長　若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

〔環境防災課長　北田勝也君登壇〕

○環境防災課長（北田勝也君）　秋鹿幹夫議員の大綱２点目、災害に強いまちづくりについて、集中豪雨等による土砂災害、浸水被害の周知についてのご質問にお答えいたします。

集中豪雨等により土砂災害や浸水被害等の災害発生が予想される場合は、警戒レベル３高齢者等避難、警戒レベル４避難指示、または警戒レベル５緊急安全確保のいずれかを発令し、防災行政無線や町ホームページ、町情報発信アプリまちナビ２などにより避難情報等を周知しております。

また、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域内の住民に対しては、都市建設課より８月下旬から９月上旬に、土砂災害警戒区域または土砂災害特別警戒区域に指定されている旨の通知と併せ、土砂災害の前兆、土砂災害から命を守るためになどの避難等に役立つ資料を郵送し、万が一の際の対応方法について周知を図っております。

全国では、大雨の発生が連日報道されております。町では防災行政無線や町ホームページ、町情報発信アプリ、まちナビ２などで地域住民に対して避難情報等周知を行っておりますが、より効果的な周知方法について調査研究してまいります。

町としては、防災対策の充実に一層の努力を続けてまいりますが、突発的な災害や激甚な災害では、避難情報の発令が間に合わないことも想定されます。このことから、町民に対しては日頃から災害に備えた事前準備を心がけることの重要性を周知し、自らの命は自らが守るという認識を持っていただき、テレビやラジオなどの情報により、親類や知人宅など安全が確保できる場所へ自主的に避難することを引き続き推奨していきたいと考えております。

〔環境防災課長　北田勝也君降壇〕

○議長（川島　仁君）　教育課長。

〔教育課長　椎名　淳君登壇〕

○教育課長（椎名　淳君）　秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、保育、学校関係についての、新型コロナウイルス対応についての学校関係と、横芝光町通学路交通安全プログラムについてお答えいたします。

初めに、新型コロナウイルス対応についての小学校の休校の判断基準はでありますが、原則として令和４年１月18日付の千葉県教育委員会からの通知「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの再周知等について」に基づいて判断しております。

同一の学級から複数名の感染が確認された場合、または、１名の感染でも、その他に複数

名の濃厚接触者、もしくは風邪症状の体調不良者がいる場合は、学級閉鎖の措置となります。同一の学年で複数の学級が学級閉鎖となった場合、学年閉鎖となり、複数の学年で学年閉鎖があった場合、学校閉鎖（休校）となります。

ただし、複数の感染者が発生しても、感染経路が異なると判断された場合、閉鎖とならないケースがあります。また、逆に、同一の集団に複数の感染者及び体調不良者がいなくても、急速に感染拡大したり、町内または学区内の感染状況がひっ迫したりしている場合、閉鎖の措置を取ることがあります。

次に、突然の休業対応で、町民からの問合せはなかったかについてですが、教育委員会への問合せは１件でありました。今後も、感染防止対策を徹底し、未然防止に努めてまいりますが、感染状況によっては、児童生徒の安全を優先して、突然の休業対応もあり得ますので、ご家庭のご理解、ご協力を得られるよう情報の提供に努めてまいります。

続いて、リモート授業の実績と今後の課題についてですが、通常、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触や陽性判定（症状軽快）等により自宅待機となった児童生徒には、１人１台端末を活用しリモート授業を行っており、その際は学級の授業を配信し、学びの保障に配慮しております。

ただし、学級閉鎖等の措置の場合には通常の授業配信ができないため、改めて資料を作成したり、授業配信（場合によっては動画作成）の準備をしたりする必要が生じるため、十分に対応し切れなかった場面もあると聞いております。

このように、教員のＩＣＴスキルに差が生じつつあることが課題となっていることから、現在、ＩＣＴ支援員を配置したり、千葉県総合教育センターのＩＣＴ教育推進事業を通じて、助言をいただいたりし、教員のＩＣＴスキルの向上に努めてまいります。

次に、横芝光町通学路交通安全プログラムについての、スクールバス停車場から自宅までのルートをプログラムで点検する考えはあるかですが、通学路の合同点検につきましては、横芝光町通学路交通安全プログラムに基づき毎年実施しており、関係機関が連携して児童生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図っております。

点検範囲につきましては、各学校において抽出した通学路における危険箇所を対象に実施しており、状況に応じた安全対策を実施しております。

ご質問のスクールバス停車場から自宅までのルートにつきましては、各学校の通学路として指定されてはおりませんが、登下校時に児童生徒が通る道で危険な場所として学校等にご相談があれば、同様に関係機関と連携し、安全確保に努めてまいりたいと考えております。

〔教育課長　椎名　淳君降壇〕

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

〔健康こども課長　鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君）　秋鹿幹夫議員ご質問の大綱３点目、保育、学校関係についてのうち、小学校の休校や学童保育休業の判断基準はと、突然の休業対応で町民からの問い合わせはなかったかのご質問のうち、学童保育に関する部分についてお答えいたします。

初めに、学童保育休業の判断基準についてでありますが、横芝光町児童クラブ条例施行規則第３条の規定によりまして、学童保育の実施時間を小学校において授業を行う日の授業終了後から午後６時30分までと、小学校の休業日の土曜日、学年始め休業日、夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日の午前８時から午後６時30分までとしておりますことから、小学校の臨時休業の場合はこれに当てはまらないため、休業としております。

なお、小学校休業日の土曜日や長期休業日等における新型コロナウイルス対応としましては、前日までの小学校の対応状況や利用児童及び支援員の感染状況、また、学童保育利用等の状況を総合的に考慮して判断することとしております。

次に、突然の休業対応で町民からの問合せはなかったかについてですが、本年７月に横芝小学校が臨時休業になった際には、町民からの問合せはございませんでした。新型コロナウイルス感染症が急拡大している現状ではありますが、引き続き子供たちの健全育成を第一に考え、感染症対策を万全に行い、学童保育運営に努めてまいります。

〔健康こども課長　鈴木正広君降壇〕

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　答弁いただきありがとうございました。１点目から再質問のほうに入らさせていただきます。

芝山鉄道延伸の進捗ということで、壇上のご答弁の中でもせんだっての宮薗議員の一般質問の中から出ました町長の見解、現段階では必要ないということを今壇上でいただいてしまいましたけれども、現段階では必要ないと考えていて、延伸連絡協議会は事前にお伺いしましたところ、本年も総会は１回されているということでありますが、今後の方向性、現段階には必要ないと考えながらの方向性というのは、どのようになっていくと考えられますか。

○議長（川島　仁君）　企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君）　先日、町長が現段階では必要ないという答弁をしたその経過といいますか、人口がある程度増えてきた頃合いを見て、またそういう活動もあり得るんじ

ゃないかなという流れの中での、こういう最終的な発言になりました。

芝山鉄道延伸連絡協議会の中では、今年度も町長が発言していましたけれども、広域的な交通を検討していく必要があるんじゃないかなという発言等もしておりますので、決して矛盾した構造ではないかなと思っております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　その広域的な交通というものが、具体的にどのようなものなのか分からないんですけれども、具体的に何かあればお願いします。

○議長（川島　仁君）　企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君）　一つとしましては、今の空港シャトルバスですね。一市二町でやっている空港シャトルバスをもっと広域的にやるということですとか、あと、町から要望を出していましたけれども、ＢＲＴというバス専用道路の検討ですとか、そういうものを広く含んでいるものだと思っております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　町長はそのつもりでお話をされたんですか。お願いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　今、企画空港課長が答弁した部分、さらには今町でやっています成田便、そういうものをやっぱり公共的にもっと広いエリアの中で、今の段階ではバス移動が合理的であるというふうに認識の下、これは私だけではなくて芝山町、山武市においても、その方向性で進んでいるところでございますので、その中において、一体的な広いエリアでの公共交通の在り方を検討していく場でもあるんではないかという発言をさせていただいたわけでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　ということは、先ほど空港シャトルバスのお話なんかもありましたけれども、空港シャトルバスに関しては暫定措置ということなんですよね。今お話の中にあったＢＲＴというお話もありましたけれども、もう今後この協議会の中では、芝山鉄道というお話はもうなくなっていってしまうということなんですか、もう一度お願いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　今の段階で、現状としてはその発言がどこからも出ていないのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　どちらからも出ていないということでありますけれども、少し話を戻しますと、以前のご答弁の中で、意識の醸成を図ると何度もおっしゃっていられるんです。意識の醸成というのは、どこでどういうふうに図られていたものなんですか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　その費用対効果と必要性の意識の醸成が、その三者の中でできるかどうかという認識であるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　それは意識の醸成を図るということなんですか。今の、お答えになっていないと思うんですけれども。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　醸成を図るといいましても、その意識の到達点にそこがあるか、ないかという部分がありまして、その到達点に秋鹿議員が思っておられるようなところに行っていない状況の三者の中で、そこまで行っている状況ではないというようなお答えであります。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　そこまで行かせるために、強く進めていくというのが町長の責任なんじゃないでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど申し上げましたとおり、費用対効果、そして必要性、それをやはりしっかりと勘案しながら、私の考えを述べさせていただくものでございまして、それを習熟させること自体が目的であるかどうかについては、また別の考え方であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　費用対効果等々あるということなんで、事業規模というのは約1,500億円ということでお伺いしています。これ、私、せんだっての一般質問でも申し上げました

けれども、３市町とＮＡＡなどで負担をしていくというのは、かなり厳しいものというふうに私も認識する部分はありますけれども、そもそも成田空港の問題は国策と言われるように、国全体の利益のために横芝光町が負担を強いられているのですから、これは国にも県にも格別なひいきをしていただいて、事業を早期に進めていくいう考えはないのかと思うんです。

そういったところから、国や県に協議会の中でも、またそれとは別のところでも結構ですので、働きかけというのは行っているんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　しておりません。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　まず、そういうところからしていくという考え、そういうものはないんですか。お願いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　ございません。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　何度も申し上げますけれども、町長は成田空港の補償問題というのは地域振興と補償のバランスとおっしゃっているんです。そんな中で、きっぱりおっしゃられましたけれども、国にも県にも要望していかないというのは、まず、そこの要望していかないという考えに至るのがちょっと私には理解できないんですが、そこに至るというのはどういう考えなんですか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど来申し上げましているとおり、費用対効果とその必要性の問題を鑑みますと、そういう結論に至ったわけでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　費用対効果等々の問題、意識の醸成の問題、それはこの話、成田空港の機能強化に関わる問題が出る前から分かることなんじゃないでしょうか。お願いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　機能強化が出る前から分かっている問題であって、もうそれこそ44年前に開港した当時から、この芝山鉄道の延伸については地域要望があったというふうに認識をしております。

特に、芝山町においては、小池地域までの延伸を希望していたということもございましたし、それはまた国や県、空港会社が約束した記録もございませんでした。そうした中においても、芝山町においては、そういう要望があった旨の話を聞いておりますが、それから44年たった今現在の状況の中で、毎年１億数千万、２億近い赤字負担を背負ってながらのその運営が本当に必要なのかどうかについては、今、芝山町自体の中でもいろいろと考えておられるところがあるというふうには聞き及んでおりますし、その部分も総合的に勘案しまして、今、私のような心境になっている状況でございます。心境というか、考え方になっているということでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　では、この問題が始まる前からそのような状況になるのではないかと予想していながら、なぜこの要望事項の１番目に入れるという考え方にそもそもなったんですか。お願いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　その当時、私自体はそれを要望に上げることについては、否定的でございました。そういう中で、私もその要望自体を私の一存で決める要望ではございませんし、町全体の考え方として一応この要望は上げておきましょうという意見も、役場の中でございましたので、それについては認めたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　否定的であったということでございますね。でも、皆さんで決めたことですから、私も機能強化に合意することすら半分は否定的だった人間ですので、ですが、今進んでいる以上、地域振興策というのはどのように進んでいくのかというのを確認、もしくは強く推し進める部分もありますから、そういった意味で確認をしているんです。

町民にとって裏切らないような、そんな姿勢で今後は臨んでいただきたいと思うんですけれども、それが熟慮に熟慮を重ねて、断腸の思いで合意した考えだったということですよね。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　地域振興につきましては、今もう職員一丸となってそれに進めているところでございます。ただ、今秋鹿議員が求めておられると思いますけれども、その芝山鉄道の延伸については、何らのモーメントも働いていないというのが現状でありますけれども、

町民の多くの負託に応えながら、今しっかりと騒音対策、そしてまた地域振興に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　継続して確認してまいります。ちょっと時間が過ぎていってしまいますので先に進みますけれども、今ＢＲＴのお話が出ましたので、ちなみに現在の空港シャトルバスというのをもっと試験的に拡大していって、まず、バスというのは定時性が確保されていませんから、定時性の確保や増便による利便性の向上に努めていって、その実績づくりやデータ収集による調査を行っていく。そこから皮切りとしてＢＲＴにするのかとかいう話とかというのも考えられますから、これはちょっと意見にとどめておきますけれども、ちょっと時間がないので、ご提案だけ差し上げます。

次にまいります。総武本線のＪＲ横芝駅発着便の増加と成田国際空港へ直結する道路整備、併せて再質問いたしますが、ＪＲのほうは前回と同じような答弁だと思います。直結する道路整備のほうの進捗というのは、少し県のほうでは今年度から調査していくということでお伺いいたしましたので、これは少しずつ進んでいるのかなと思いますけれども、空港の機能強化の完成というのは、2029年頃というような情報もありますから、もうあと７年しかないんですね。しかも、運用開始より数年前から企業の誘致というのは始まるというふうに予想されますから、これ以上に時間はないものと考えたほうがよいかと私は考えています。

度々申し上げますけれども、第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略の人口ビジョンでは、空港の雇用に関する人口増を３％獲得ということでありますけれども、この数値自体も現状、当町から成田に通う雇用人口、0.86％から約2.2％増加して算出したようですが、これでは当町の現在のポテンシャルから多少厚く見積もっただけで、大きな期待は持てないと思います。

自然減や社会減を算定しないで、単純に15年間で4,032人の増ですよね。人口が増えたとしても、これは本当に道路は必要かもしれませんが、先ほど町長がおっしゃった人口がたくさん増えた際の大型輸送というのは、もうそもそも計画の段階から程遠い話になってしまうんじゃないでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　確かに程遠いことになると思いますよ。ただ、しかし、その夢を持ってまちづくりをしていかなければならないということもございます。そして、また、これだ

けははっきり申し上げられるのは、間違いなく一歩一歩確実に前に進んでいるという事実もございます。

これは職員の頑張りでありますし、また、県や国、ＮＡＡの協力の下でございますけれども、それをより一層充実させることによって、しっかりとした結果を積み上げていくこと以外にこの町の発展というのはできるものではございませんし、私というよりも横芝光町だけの予算でそれがかなうものではないというのはご理解いただけていると思いますし、それをどうやってトータルに成果として上げていくかについて、これからも努力をしていかなければならない、そういう思いの中で進めておりますので、ご理解を賜りたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　ですから、これは提案になりますけれども、空港内で見込める人口増をまず３％ではなくて、もっと高い数値に見積もって、そこを獲得できるように、それに対してインフラ整備というのを先行して整備していけば、おのずとそれに伴う空港外の人口にも当然選ばれる町になってくると思うんです。両方３％というふうに考えるのではなくて。

町長は将来の話をされましたけれども、この将来の横芝光町の姿、このイメージ図というのも、合意する前に町民に納得していただくためのツールとして作成されたんですよね。なので、住民説明会とかでも配っていると思うんです。

それであれば、やっぱりＣ滑走路の運用開始前に参入する企業とか、そういった関係する方々に選ばれる町にできるように、早急にやっぱり整備していかないと、選ばれる町にはなりませんから、ちょっと時間がなくなってまいりましたので、提言だけとさせていただきますけれども、今後はさらにやっぱり強い思いで進めていっていただきたいと、強くお願いをいたします。

災害に強いまちづくりのところは、ちょっと後回しにさせてください。

保育、学校関係についてまいります。このたび横芝地域のほうで小学校の休校とか、学童保育の休業というのが突然数日あったもので、このような質問に至ったわけでありますけれども、やっぱり行政としてはお困りになる方々の問合せというのは、教育委員会のほうで１件、健康こども課のほうではなかったということで、ひとまずよろしかったかな、安心はいたしましたけれども、とにかく行政としてもお困りになる方々が少しでも減るように案内していくような姿勢、そういった形を構築していくことが必要かと考えられますので、そうい

った対策、ちょっと教育課に関しては基準があって難しいかもしれないんですけれども、健康こども課長、何か対策があればお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　対策についてというご質問にお答えいたします。

特にガイドラインというようなもの、健康こども課では用意はしておりませんけれども、施行規則とか、過去からの対応実績とかは、当課のほうで積み上げてはおりますので、これを参考に、対応指針となるようなガイドライン、そんなものがつくれていけばいいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　突然休業されますというのではやっぱり困りますんで、困った方の受皿となるような窓口とか、困った方はこういうところにご連絡をくださいとか、そういった行政からの姿勢というか、対応が必要だと思いますので、そういったところで何か対策がありますかという意味でお伺いしたんですが。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　窓口というものはちょっと今は用意してございませんけれども、突然のご連絡ということでありますので、当町で、今回もそうですが、小学校と一緒にメールのほうを送らせていただいたんですが、このタイミングであれば送ることはできるんですけれども、これ以外の場合は保護者のほうに一件一件電話でのご連絡を差し上げたりとかしております。

周知に時間がかかるものでありますので、今回の９月補正予算におきまして、アプリのほうの要望のほうを計上させていただいておりますので、ちょっとまずはこういうところから対応してまいりたいと思います。申し訳ありません。お願いいたします。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　そういう突然困る方がいらっしゃらない、そういうふうに出ないような、しっかりした対策をきちっと行うことによって、やっぱりちょっと趣旨とは違いますけれども、子育て支援とかにも関係してくると思うんですよね。今後ともよろしくお願いいたします。

続きまして、リモート授業の実績と今後の課題ということでありますけれども、度々質問させていただいていますが、進捗というのは大まかには分かりました。とにかく教員のＩＣ

Ｔスキルの向上ですよね。

そういったところに努めていただき、私、先ほど壇上のほうからもご提案を差し上げましたけれども、文科省のほうからも全国の取組事例として様々載っていますので、そういったところも参考にしていただいて、せっかくタブレット、１人１台端末ありますから、コロナ対策以外でも強く推し進めていただきたいと、そのように思いますので、よろしくお願いいたします。

スクールバス停車場から自宅までのルートをプログラムで点検する考えはあるかにまいります。学校のほうに相談があれば関係機関と連携して今後対応していきたいということで、少し前進した答弁をいただいて、どのようにやっていけばいいかというような兆しは見えたような気はします。

しかしながら、やっぱり小学校区がなくなった地域というのが通学路がなくなってしまうわけでありますけれども、また少し趣旨とは違いますが、中学生の生徒はやっぱりそこは通学で使うわけですよね、そのまま小学校から中学校に上がるわけですから。

やっぱりプログラム内にも児童生徒が、これは児童生徒というのは小学生と中学生という意味ですんで、安全に通学できるよう通学路の安全確保を図っていきますというふうに記載されていますので、そのような観点からも十分それを、小学校区がなくなっても必要かというように考えますが、この構成員の中には各小中学校校長も入られているわけであります。そういったところから、そのような疑問の声とか、そういうものはなかったんでしょうか。お願いいたします。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　特にそういう疑問の声というのは、今のところは伺っておりません。先ほどもご答弁いたしましたけれども、通学路に指定されていなくても、当然児童生徒が登下校する道につきましては、危険であればプログラムの合同点検のテーブルへ乗せられるというふうには考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　今は学区検討委員会が行われている、小学校も現在実際にありますので、また別の小学校区とかでも同じように今後統合になっていく可能性があって、そうなりますと、また同じような問題が考えられます。出てくる可能性があります。

やっぱりそういったところを考えても、今私も２回ほどこのように質問をしておりますし、その小中学校校長から何も異論が出ないというような状況であったとしても、今後同じよう

な問題というのは考えられますから、この構成員の中で今後どのような方向性で廃校になった小学校区をどう考えていくかというのを考えていくべきなんじゃないでしょうか。教育長からのご意見をいただきたいなと思いますけれども。

○議長（川島　仁君）　教育長。

○教育長（實川睦子君）　それでは、秋鹿議員の質問についてお答えさせていただきます。

通学路の安全対策ということで、交通安全プログラムに沿って、それぞれ関係機関と連絡を取りながら年に１回巡回をし、確認をしているわけですけれども、やはりそれぞれの関係機関と綿密な、共通な意見を出し合いながら、より安全で子供たちが通学できるように、やっぱり意識をみんなで持っていくことが必要だと考えておりますので、まず命が一番大切ですので、そちらのほうを考えながら進めていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　当然ながらそのようなお考えでありがたいですけれども、そのようなお考えの先に、廃校になってしまった小学校区のほうの通学路というのを、もうプログラムの中で廃校になった時点で考えていこうというような、何か別に基準とかを設ける必要はないので、誰かがやっぱりこの構成員の中でそのような考えをしっかり持っていてくれれば、またそこから通学路のほうに入れ込んでいくという考え方もできると思いますので、そのような考えの下、進めていっていただければと思います。

とにかく、あまり考えたくもないことですけれども、仮にその八街市の死亡事故のようなことが横芝光町の中で起こりました、それが廃校になった小学校区の中の通学路で、実際にはまだ生徒児童が使っている道路でしたというときに、道路管理者としても何も言い訳ができないと思うんですが、そのような考えの中で、町長は今の現状をどう考えますか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　統廃合した学区の今まで通学路であった部分につきましては、通学路でなくなったかもしれませんが、議員おっしゃるとおり、確かに子供たちも使います。また、一般の皆さんも使います。その道路管理者の中で、やはり道路の安全・安心というものをどれだけこれからも、行き過ぎることはないんですよね、道路の安全・安心には。

しかしながら、その全てを100％にクリアできるというのも、なかなかこれもまた難しい話でありますけれども、一つ一つそれをクリアをしていくことが我々の務めだというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　今、通学路として使われているようなところはできる限りカバーしてあげて、安全を担保していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

少しだけ時間がありますので、災害に強いまちづくりの中で、集中豪雨等による土砂災害、浸水被害の周知についてに戻りますが、これ、ご提案だけにとどめますけれども、このたび内水の被害、土地の中で大きな水たまりができるような被害ですよね。浸水被害というのがかなりクローズアップされておりました。

自治体独自に内水ハザードマップというのも作成されている自治体も、ちょっと調べただけですぐたくさん出てまいりますので、ちょっとまたこれは趣旨と違いますけれども、建設業者とか、不動産業者とかの方々がよく見られるそうです。横芝光町に来て、家を建てる際に、建物を建てる際に、できるだけやっぱり安全なところをしっかりと提供する、示してあげるということも、また趣旨とは違いますけれども、まちづくりの一環だとも思いますので、そういったところを調査研究していただければと思います。

時間となりましたので、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川島　仁君）　以上で、秋鹿幹夫議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後２時10分とします。

（午後　１時５８分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時０９分）

◇　川　島　富士子　君

○議長（川島　仁君）　一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔１２番議員　川島富士子君登壇〕

○１２番（川島富士子君）　改めまして、皆様こんにちは。公明党の川島富士子でございます。議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ち、今なお続く感染急拡大、第７波のコロナ禍やロシアによるウクライナ侵略

という世界的な危機にあっての円安や物価高騰などの中で、国民の皆様の生命、生活、暮らしを断じて守らねばなりません。今ほど国と自治体が連携しながら実効性ある支援体制の強化を推進すべきと考えます。本町においても、町民の皆様に安心を届けるきめ細かな対応を強く求め、質問に入ります。当局の明快なご答弁をお願い申し上げます。

第１に、安全で安心なまちづくりについて２点お伺いいたします。

１点目として、横芝光町ＬＩＮＥ公式アカウントによる情報発信について伺います。コロナ禍にあって様々なイベントや活動が制限され、人との会話、身体的距離の保持が求められ、非接触が前提となり、行動制限をせざるを得ない状況が今なお続いております。その中で、町民にとって必要な情報をどのように入手するかは、大きな課題であると考えます。何といっても、町政情報がより多くの方に伝わるよう取り組んでいくことが喫緊の課題でなかろうかと思います。

本町には、まちナビ２という情報サービスアプリがございますが、さらに国内で最も普及しているＳＮＳである無料通信アプリＬＩＮＥを活用することで、町政情報を求める多くの方々に町が伝えたい情報をスピーディーかつ確実にお届けできるものと確信いたします。横芝光町ＬＩＮＥ公式アカウントの運用を開始していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。当局のご所見を伺います。

２点目として、所有者不明土地の現状と活用について伺います。我が国では、狭い国土なのに九州の面積に相当する土地が所有者不明にあります。こんな衝撃的な推計値が民間研究機関から発表されたのが2017年６月でした。政府は翌18年１月から関係閣僚会議を設置して法整備を進め、本年４月、改正所有者不明土地利用円滑化特別措置法、いわゆる改正特措法が成立しました。

全政策の完全実施は来年以降になりますが、行政側の準備とともに国民への周知徹底が重要になります。今回の改正は、所有者不明土地の利活用を大きく進め、アイデア次第で地域福利や防災に役立てることができるようになり、地域住民の要望を生かした改正特措法の運用が求められます。

何といっても、市町村長が防災工事などを代執行できる制度も創設され、さらに市町村が所有者不明土地の対策協議会を設置し、利活用のための計画を作成できるようになりました。地域のアイデアを存分に生かし、所有者不明土地を積極的に有効活用すべきと考えます。そこで、本町における所有者不明土地の状況と、今後の利活用についてのご所見をお聞かせください。

第２に、思いやりのある教育行政について２点お伺いいたします。

１点目として、小中学校の女子トイレにおける生理用品の配備について伺います。本町では、防災備蓄の入替えを生かし、各学校等へ配布するなど、有効活用してくださったことは周知の事実であります。今なお続くコロナ禍の長期化による経済的な理由などで、生理用品を十分に確保できない生理の貧困が昨年末社会問題となっています。

入手が困難な子を含め、急に生理になってしまった場合や、持ってくるのを忘れたり、足りなくなった場合でも安心して学校生活を送れるようにするために、町内小中学校の女子トイレに生理用ナプキンを配置して、必要な子が遠慮なく利用できるようにすべきと考えます。

生理用品が何らかの理由で入手できないとき、先生に相談できる子もいますが、言うのをためらうケースが多いことが様々なアンケート結果で明らかであり、千葉の県立高校での調査でも、トイレ配置は保健室配置に比べ５倍以上の利用があったそうであります。全ての女子児童生徒が安心な学校生活を送れるようにするために、トイレに生理用品の配備を求めますが、女性教育長の英断を伺います。

２点目として、男性トイレにおけるサニタリーボックスの設置について伺います。男性に多い膀胱がんや前立腺がんの手術後、排尿のコントロールが難しくなり、尿漏れパッドを使わざるを得ない人が一定数いらっしゃいます。しかし、男性トイレの個室には汚物入れ、サニタリーボックスが設置されているケースがほとんどなく、その処理に困って、無理やりトイレに流して詰まらせたり、水分をたっぷり含んだパッドをやむを得ず持ち帰っている男性も少なくないとのことです。

尿漏れパッド利用者の方の声は大変重要であることから、社会文化施設をはじめ町内公共施設等における男性用個室トイレにサニタリーボックスを設置してはいかがでしょうか、当局のご所見を聞かせ願います。

第３に、優しさあふれるまちづくりについて、４点お伺いいたします。

１点目として、リトルベビー（低出生体重児）支援について伺います。低出生体重児は、身長、体重などの成長や運動機能の発達が遅れることが多く、こうしたお子様を育てる保護者の皆様のご心配、ご苦労は非常に大きなものと拝察をいたします。行政の寄り添った支援は、不安を抱える保護者にとって心の支えとなるものと考えます。

そこで、産後最初にいただく本町の母子健康手帳は、出生体重1,000グラム未満で生まれた場合、母子手帳のグラフへ大切な記録の書き込みができず、寂しい思いをされているとお察しいたします。このことに鑑み、小さく生まれた赤ちゃんと保護者のために、記録ができ

るよう、母子手帳と併せて、町オリジナルリーフレットを作成し、配布してはいかがでしょうか。当局のご所見をお聞かせ願います。

２点目として、手話言語条例の制定施行について伺います。過去にも質問させていただきました手話言語条例でありますが、現在地域や企業、学校等で手話の普及が少しずつ進んできていると実感いたします。手話は日本語や英語などと同列の言語であり、生きる糧であることから、条例によって手話は言語であるということをろう者協会や聾者の方々は、その制定を強く求めています。

ＳＤＧｓの視点からも、今こそ手話への理解普及を進める条例を制定すべきときと考えます。条例をつくり、手話が広がることが町の優しさと思いますし、聴覚障がい者らが手話を使いやすくなる共生社会が実現できることにつながると確信いたしますが、いかがでしょうか。当局のご見解をお聞かせください。

３点目として、本町における重度障がい者の現状と支援の強化について伺います。重度障がいの方々にとって、生きる希望を持つためには、自治体の支援が不可欠であります。重度障がい者にとって、例えば介護サービス利用時の費用の減額や免除になる制度における申請の窓口手続を簡素化させたりと、申請手続が大変という声に応えて差し上げるべきと考えます。

そこで、改めて本町の対象となる重度障がいの方がどのくらいおられるか、そして、現在どのような支援があり、どのくらいの相談を受けておられるか。また、今後の支援の強化をどうお考えか、お聞かせ願います。

４点目として、ヤングケアラーの現状と課題、支援の強化について伺います。ヤングケアラーとは、病気や障がいのある家族の介護や家事など、大人が担う役割を日常的にしている18歳未満の子供のことで、問題なのは、家族のケアがお手伝いの範囲を超えて、学校生活や健康面に支障を来すほど大きな負担になっているケースであります。

以前にも取り上げさせていただきましたが、その後の町のヤングケアラー早期発見、実態把握と、これまでの取組についてお聞かせください。

千葉県では本年７月から実態調査を開始し、その実態を分析して支援につなげる方針です。そこで、本町においても必要なさらなる支援をどのように考えておられるかお尋ねし、私の最初の質問といたします。

〔１２番議員　川島富士子君降壇〕

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長　佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君）　それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

私からは、大綱３点目、優しさあふれるまちづくりについてのヤングケアラーの現状と課題、支援の強化についてのご質問にお答えをさせていただき、その他のご質問につきましては、教育長及び各担当課長からの答弁とさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

令和３年６月の議会定例会でも答弁をさせていただきましたが、ヤングケアラーとは、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている子供のことをいいます。年齢等に見合わない重い責任や負担を負うことで、本来なら享受できたはずの勉強に励む時間、部活に打ち込む時間、将来に思いを巡らせる時間、友人との他愛ない時間など、これらの子供としての時間と引換えに、家事や家族の世話をしていると考えられます。

令和２年度の厚生労働省の調査では、家族の中にあなたがお世話をしている人はいますかという質問に対して、いると答えた中学２年生は5.7％に上りました。これは回答した中学２年生の17人に１人がヤングケアラーだったということになります。

ヤングケアラーが直面する問題といたしましては、学業への影響として、遅刻、早退、欠席が増える、勉強の時間が取れない、就職への影響として、自分にできると思う仕事の範囲を狭めて考えてしまう、自分のやってきたことをアピールできない、友人関係への影響として、友人等とコミュニケーションを取れる時間が少ない等が挙げられます。

今年度、千葉県では介護問題に詳しい専門家や教育関係者などでつくる委員会が開かれ、ヤングケアラーを支援するための実態調査を行うことを決めました。調査の対象は、県内の小学６年生、中学と高校が２年生、大学が３年生のそれぞれ全員、合わせて14万人余りであります。千葉県内では初めての実態調査となります。

調査は、家族に対する介護の有無や介護の理由や内容などについて、ウェブで回答してもらう形で行われます。さらに、県内の公立学校や市町村に対しても、ヤングケアラーの支援状況について調査が行われています。

千葉県では、今年度末までにヤングケアラーの実態の分析結果や支援策の提言をまとめることにしております。今後も、国や県の動向を注視しつつ、福祉課、健康こども課、教育課等、関係課で連携を強化し、ヤングケアラーの早期発見、把握と必要な支援策を推進してま

いります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長　佐藤晴彦君降壇〕

○議長（川島　仁君）　教育長。

〔教育長　實川睦子君登壇〕

○教育長（實川睦子君）　教育長の實川でございます。今回、初めての町議会に出席させていただき、本日初の壇上からの答弁となりますので、よろしくお願いいたします。

川島富士子議員のご質問にお答えします。

なお、私からは大綱２点目、思いやりのある教育行政についてのうち、小・中学校の女子トイレにおける生理用品の配備についてのご質問にお答えいたします。

生理用品の配備につきましては、令和３年度に災害用備蓄品として備えてあった約3,500個を、町内小中学校、社会教育施設及び生活困窮者等に配布いたしました。小中学校では養護教諭等から周知していただき、女子トイレに配置し、児童生徒が必要に応じて使用できるよう、有効に活用させていただきました。

なお、現在は保健室等で相談のあった児童生徒に、各学校予算で用意したものを必要に応じ配布する等の対応を取っております。

今後、女子トイレにおける継続的な配置につきましては、各学校の状況を確認しながら、検討してまいりたいと考えております。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長　實川睦子君降壇〕

○議長（川島　仁君）　総務課長。

〔総務課長　及川雅一君登壇〕

○総務課長（及川雅一君）　川島富士子議員の大綱１点目、安全で安心なまちづくりについてのご質問のうち、横芝光町ＬＩＮＥ公式アカウントによる情報発信についてお答えします。

現在、町からの町民の皆様への主な情報提供手段としては、防災行政無線、広報紙、ホームページ、まちナビ２にて行っております。川島富士子議員ご質問と同様の携帯アプリによる情報発信としては、令和２年度よりまちナビ２による情報発信を行っております。まちナビ２は防災、子育て、観光情報など、その人が必要な情報をリアルタイムで受信できるものであり、本年７月末現在で1,661名の方が登録されております。

町といたしましては、まちナビ２の利用者が増え、情報発信が的確に行えるよう周知を行

うとともに、携帯電話等への情報発信については近隣自治体を参考とし、調査・研究してまいります。

〔総務課長　及川雅一君降壇〕

○議長（川島　仁君）　都市建設課長。

〔都市建設課長　若梅吉伸君登壇〕

○都市建設課長（若梅吉伸君）　川島富士子議員ご質問の大綱１点で、安全で安心なまちづくりについてのうち、所有者不明土地の現状と活用についてにお答えいたします。

所有者不明土地とは、相続登記がなされないこと等により、登記簿に記載された内容が古く、所有者を特定することが困難な土地。また、所有者が特定できていても、その所有者の所在が分からない土地。多数の共有者がいる土地で、共有者の全員を特定することが困難な土地でございます。

このような土地は、公共事業や復旧・復興事業を進める上での妨げとなるほか、そのような土地が長年放置されると、雑草等の繁茂やごみの投棄など、管理不全の状態となり、住民生活に悪影響を及ぼすおそれがあることから、所有者不明土地の問題解決は全国的に喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、平成30年に国は所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法を制定し、所有権の取得に関し、公共事業における用地取得手続きの合理化、円滑化、また、地方公共団体のみならず、民間企業、ＮＰＯ、自治会等が店舗、広場、集会所等、地域のための事業に利用する地域福利増進事業として、利用権の設定を可能とする法整備がなされました。

また、令和４年５月には、利用円滑化の促進として、地域福利増進事業の対象事業に備蓄倉庫等の災害対策に関する施設等の整備の追加。また、災害等の発生防止に向けた管理の適正化として、周辺の地域における災害等の発生を防止するため、市町村長による代執行等の制度の創設や、所有者不明土地対策の推進体制の強化として、対策計画の作成や協議会の設置が可能とするなど、法改正が図られたところでございます。

現在、当町において所有者不明土地がどの程度存在するか把握できておりませんが、特別措置法が整備されたことにより、公共事業等に係る所有者不明土地の所有者探索のための時間と費用が大幅に軽減されることが期待されます。

また、所有者不明土地の活用に関し、どのようなことが想定されるか、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

〔都市建設課長　若梅吉伸君降壇〕

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

〔社会文化課長　霞　澄人君登壇〕

○社会文化課長（霞　澄人君）　川島富士子議員ご質問の大綱２点目、思いやりのある教育行政についての、男性トイレにおけるサニタリーボックスの設置についてのご質問にお答えさせていただきます。

社会文化課が管理を行っております社会教育施設４か所、社会体育施設11か所につきましては、男性用トイレの個室にサニタリーボックスの設置はしていない現状でございます。しかしながら、全国的に排尿障害などにより、男性でもおむつや尿漏れパッドを使用する方が増えており、男性用トイレでも使用済みのおむつや尿漏れパッドを廃棄するサニタリーボックスの設置が求められている状況でございますので、当町におきましても、利用者ニーズに注視しながら検討してまいりたいと思います。

〔社会文化課長　霞　澄人君降壇〕

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

〔健康こども課長　鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君）　川島富士子議員ご質問の大綱３点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、リトルベビー（低出生体重児）支援についてお答えいたします。

低出生体重児とは、世界保健機構によりますと、2,500グラム未満の出生児としております。低出生体重児は、出生後にも医療的ケアが必要となる場合も多く、出生の状況によっては、赤ちゃんはＮＩＣＵ、いわゆる新生児集中治療管理室やＧＣＵ、いわゆる回復治療室に入院する必要があり、保護者とはしばらく離れ離れになってしまいます。そのため、保護者の不安は大きくなる傾向が見受けられます。

当町の低出生体重児で出産された件数は、令和元年度は８件、令和２年度は６件、令和３年度は10件でした。町の取組といたしましては、令和２年度から健康づくりセンタープラム内に開設した子育て世代包括支援センターにおきまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に行い、きめ細やかな支援を行っております。

お子さんがＮＩＣＵやＧＣＵから退院する場合は、病院から町へ看護サマリー、いわゆる赤ちゃんの出産記録や治療・看護等の情報を要約した書類が送られてきます。その記録を基に、保健師や助産師で家庭訪問し、身長や体重、育児状況などの確認と、保護者のメンタル

的な面も含め支援を行っております。

その後の町の支援といたしましては、訪問時の記録等を基に、通院する病院や関係機関と連携、情報共有を行い、定期的な訪問や電話に加え、乳幼児健康相談や健診等で個別に面談を行っております。なお、町では今年度の新たな取組として、低出生体重児向けサポートブックを用意しております。

また、母子健康手帳に都度、経過を記録しますが、現行の母子手帳では乳児身体発育曲線が記入できる表は、標準で出産されたお子さん用に作成されており、小さく生まれたお子さんについては記入ができませんことから、実際に生まれた日ではなく、出産予定日を基準とした修正月齢として病院等から引き継ぎ、出産時から継続して町でも書き入れております。

現在、千葉県では低出生体重児の支援のためのハンドブックの作成について検討を進めております。

低出生体重児の赤ちゃんを育てる保護者の皆様のご心配やご苦労は非常に大きいものでありますことから、町では今後も不安を抱えている方に寄り添ったきめ細やかな支援を行い、安心して育児ができる環境づくりに努めてまいります。

〔健康こども課長　鈴木正広君降壇〕

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

〔福祉課長　古作健二君登壇〕

○福祉課長（古作健二君）　川島富士子議員ご質問の大綱３点目、優しさあふれるまちづくりについてのうち、手話言語条例の制定、施行についてと、本町における重度障がい者の現状と支援の強化についてお答えします。

初めに、手話言語条例の制定、施行についてお答えします。手話言語条例の制定につきましては、令和４年８月18日現在、全国で457自治体、県内では千葉県と７市が制定しております。いずれの自治体も、手話が言語であることの明確な認識の下、手話等の普及により聴覚障害者と聴覚障害者以外の人が共生することのできる地域社会の実現を目的としています。

現在、当町には聴覚障害で身体障害者手帳を取得されている人が43人います。このうち、手話通訳派遣を利用された人は、実人数で５人となっております。

町では、聴覚に障害のある人への理解を深め、手話等の普及の促進を図るため、手話通訳派遣事業、要約筆記者派遣事業、小中学校での手話学習への手話通訳者等の派遣、山武圏域での共同事業として手話奉仕員養成研修事業を行うなど、意思疎通支援策の充実に努めています。

平成28年６月に施行された千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例では、市町村の役割として、県と連携し、聴覚障害者が日常又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及、環境の整備に努めるものとすると規定されています。また、県民の役割として、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深め、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとすると規定されています。

このように、既に千葉県の条例において、市町村と県民に対しての努力義務が規定されておりますので、引き続き、聴覚に障害のある人への理解の促進を図り、社会的障壁の除去に努めてまいりたいと思います。

次に、本町における重度障がい者の現状と支援の強化についてお答えします。障害者手帳には、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３つがあります。重度障害者は、身体障害者手帳では１級または２級をお持ちの方、療育手帳では、障害の程度がＡ以上と判定された人、精神障害者保健福祉手帳では、１級と認定された人になります。当町では約524人がこの重度障害者に当たります。

障害者への支援は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付や訓練等給付、自立支援医療や補装具費、重度心身障害者（児）医療費給付事業などの公的な支援に加え、有料道路の割引やＮＨＫ放送受信料の減免など、多岐にわたります。

実際に受けられる支援の内容は、手帳の種別や障害の程度などによって変わってきます。このため、窓口での手帳交付の際に、その人が受けられる支援やサービス、手続等の詳細についてご案内をしています。

令和３年度は委託先への相談を含め、実人数453人から延べ1,363件の障害に関する相談を受けました。今年４月に開設された障害がある人の総合相談窓口である山武郡市障害者基幹相談支援センターや障害者就業・生活支援センターなどでは、専門的な職員が相談者に合わせた方法で、来所、電話、訪問による相談を受付しています。関係機関と連携し、相談の内容に合った適切な相談機関につなげることで、包括的な支援が提供できる環境を整え、支援の強化に努めてまいります。

〔福祉課長　古作健二君降壇〕

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　それでは、通告順に再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず、横芝光町ＬＩＮＥ公式アカウントによる情報発信についてでございますけれども、総務課長のほうからご答弁いただきましたけれども、近隣の情報ということでありましたので、山武市、九十九里町が既に導入をされておりますので、ぜひ早急な研究をしていただきたいというふうに思います。

静岡市の例でございますけれども、昨年６月10日から開始して、ＬＩＮＥの登録者数は僅か３か月程度で想定の３倍以上の２万3,000人が利用され、ＬＩＮＥの活用に伴い、ホームページへのアクセス数が運用開始前に比べ、約1.7倍に増えたということもありますし、また、その静岡市民から、大雨の際の避難所の開設情報がありがたかったなどの声が届いたそうであります。

情報発信の手段は多様で、特に現社会においては、先ほども申しましたけれども、ＬＩＮＥの導入が非常に有効でなかろうかというふうに思います。また、山武市が安心安全メールに移行できるということを伺っておりまして、特に、防犯防災情報を正確に素早くタイムリーに発信することは、町民による寄り添う行政サービスの一つとしても安心・安全の確保に寄与するものと考えますが、ぜひ緊急性の高い情報を町民へ即座に伝えるツールとして認知度向上を図り、登録者の増加に努めるためにも、早急な調査研究をお願いしたいと思いますが、いま一度ご決意をお聞かせください。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　先ほども答弁の中でお答えさせていただきましたが、近隣自治体を参考とし、山武市、九十九里町についても、自分のほうでもちょっと調べさせていただいてはあるんですが、そういうふうな市町と話を聞きながら調査研究していきたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　よろしくお願いいたします。

次に、所有者不明土地の現状と活用についてでありますけれども、今後、少子高齢化の進展により、相続機会が増加することや身寄りのない高齢者が増えることにより、相続登記が速やかに行われず、不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない、または判明しても所有者に連絡がつかない所有者不明土地が顕在することが懸念されております。

今回の法改正による国の新制度、主に所有者不明土地の利用の円滑化、また、災害発生や環境悪化を防ぐ管理の適正化を図ること、そして、市町村長が土地所有者を探し、対応を勧告、命令する、このような仕組みなどを導入するということでありますけれども、町におけ

るメリットを町長はどのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど都市建設課長から答弁がありましたとおり、町でも公共工事等の道路の工事ですとか、いろいろな施策の中でやはりなかなか思うように進めない。特に、非常に相続が順調にいってなくて、非常にそれがもう何代にもわたってしまった状況の中で、大変苦労したときの経験も当然私どもにもございます。

そうした状況の中、今後しっかり精査して、整理して、この法律に合わせられるような状況づくりをすることが、極めて重要なものであるというふうに認識をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　ありがとうございます。非常に難しい問題だというふうに思っておりましたけれども、いよいよ国も動いて、私も厄介な問題ゆえにほかの事業と比較したら優先順位はかなり町の中では低いのだろうというふうに思っておりましたけれども、個人の問題としてきた今までとは違って、まちづくりの観点から取り組む必要があり、発生した場合は速やかに対応できる準備をしてほしく、取り上げました。

全部の施行は来年以降だというふうに思いますけれども、先手先手を、とにかく準備を早くして、町のメリットになるようなこの仕組みの利用をお願いしたいというふうに思います。

次に、教育長、初めての登壇ということでありがとうございました。非常に同じ女性ということで心強く思っております。

それで、本当に女性ということであれですけれども、本当に県の教育長、女性教育長、副町長もご存じかと思いますけれども、県では県立中学、高校、トイレ配備をしているわけですね。様々な情報をいただきましたけれども、そのほかに君津市も女性教育長だったと思います。女性教育長じゃなくても、白井市、こういったところには既に個室にプライバシーの配慮からということで設置をされております。

昨年の６月議会、押尾教育長に男性の視点でありましたけれども、生理用品のことを伺うのも心重く、しかし、しっかりと取り上げさせていただいて、そのとき教育長から検討しているところということで伺いました。

プライバシーの配慮と周囲を気にせず使えるようなお取組をいただきたいというふうに思いますが、ぜひさきに申し上げました県の調査で、トイレ配置は保健室配置に比べ５倍以上

の利用があったという記録もございますので、いま一度教育長のご決意を聞かせていただけませんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　教育長。

○教育長（實川睦子君）　先ほどお話をしましたけれども、現在各学校の状況ですと、昨年度６月に配布した生理用品につきましては、小中７校ありますけれども、まだ在庫がある学校が４校ありまして、あと１校につきましてはちょうど終わって、８月19日なんですけれども、もう１校につきましては保健消耗品ということで、そちらのほうで各その学校で予算を組み、トイレに配置して、あと２校につきましては、もう既に在庫がないということで、保健室のほうで対応しているという状況です。

やはり生理というのは公には語りたくない、そして、またちょっと恥ずかしいという、そういう声が大分聞かれているかと思いますけれども、女性にとって生理は当たり前のことであり、日常で不浄ではないということをやはり社会全体の中で意識を持って取り組んでいくことが、これから先にこの生理の貧困について考えられることではないかと考えておりますので、ぜひ各学校の状況を考えながら進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　ご答弁ありがとうございます。

ちょっとずれるかもしれませんけれども、本年６月に国会でこども基本法が成立をいたしました。様々な権利の中で最も大切な４つの子供の権利ということで、安全・安心に成長する権利、子供にとって最も良いことが実現される権利、自分の意見を伝え参画する権利、差別されない権利、こうした権利を大切にするためにも、社会の中に反映していかなければならないというふうに思います。そのために具体的な施策を行うことが重要というふうに考えておりますので、どうか自治体の本気度が試されることになりますので、よろしくお願いいたします。

前回の質問のときに町長にお願いした、お話をしたんではないかという記憶で、間違えていたら申し訳ないんですが、オイテルという生理用品をスマホをかざすと無料でいただけるというのをご紹介したというのを覚えているでしょうか。

25日間、これ、企業が無償でナプキンを受け取る機械を置いてくれるというやつなんですね、オイテルという。結構全国あちこち今増えておりまして、25日間で最大７枚まで利用できる。２時間ごとに１枚だけいただけるというやつなんですけれども、こういったのを若い

子供たちが出入りする、多い、町民会館のトイレとか、ヨリドコロとか、プラムとか、そういうところの検討を、また全国で今増えているので検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　前向きに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　心強い答弁ありがとうございます。国連が掲げるＳＤＧｓ、町長つけておりますけれども、持続可能な開発目標、貧困や差別をなくすというところにも当てはまりますので、よろしくお願いいたします。

サニタリーボックスでありますけれども、ぜひ男性トイレに置く汚物入れなんですけれども、本当に気がつかなかったことであります。あるキャスター、男性の方が、テレビで一生懸命自分が膀胱がんになって、こういう苦労があったとお話しされておりましたけれども、ユーチューブでも見れるようなんですが、ぜひお願いしたいと思います。

特に、長時間滞在するような、想定される施設には、特に急ぐべきだというふうに思いますので、よろしくお願いします。もし設置した場合に、広報、まちナビ２、またホームページ等で設置の周知、また、トイレの出入口に病気等で尿漏れパッドを利用している方のためにサニタリーボックスを設置していますとの表示を掲示して周知している自治体もあるようです。

検討段階ということでありますけれども、必要な方の行動範囲は公共施設だけではありませんので、いずれ設置後には町民が利用するであろう大きな民間施設にも働きかけるなど、この問題にお取組いただけないでしょうか。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　サニタリーボックス設置ができるようになりましたら、トイレの出入口に表示、また、広報紙、ホームページなどで周知させていただきたいと思っております。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　ありがとうございます。どうかよろしくお願いいたします。

次に、リトルベビー（低出生体重児）支援であります。日々の子供の成長を見守り、安心していただくための大事なツールであります。当局の寄り添ったお取組に心から感謝申し上

げます。これからも誰も置き去りにせず、誰もが幸せを享受できる社会の実現を目指して、多様なニーズに対応する母子健康施策が求められる中で、様々な配慮が必要であります。県からの事業に対しましても、丁寧な配付をよろしくお願いいたします。いずれにいたしましても、相談事業に関しては、担当課の皆様にお世話になることと存じますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そこで、１つだけお伺いしたいと思いますが、1948年、もともと日本で生まれて今や世界50以上の国や地域に広がった母子健康手帳は、母と子の命を守るパスポートだと思います。今後の社会に必須であろうこのパスポートの社会情勢を見ても、電子母子健康手帳の導入が必須だろうと思いますが、それに向けてのご所見をお聞かせ願います。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　お答えします。

電子母子健康手帳ということでございますが、まだちょっと私どもはまだ検討のほうはしておりませんので、今後研究させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　よろしくお願いいたします。以前にも取り上げたことがありましたけれども、また課長代わりましてね、ぜひ検討研究をお願いしたいというふうに思います。

次に、手話言語条例でありますけれども、これも平成30年６月に一度取り上げさせていただきました。このときには、今後調査研究してまいりたいということでありましたけれども、様々な、県が平成28年６月28日から施行されたということで、県の議員提案で成立した条例でありますけれども、それに伴って、町も少しでも前に取り組んでいるという一端をかいま見た瞬間が町長、副町長、ございましたので、ご報告させていただきますね。

私がこれを取り上げて、新しく変わった担当課長に取り上げた後、ちょっと打合せをさせていただきましたときに、涙が出そうなほど感動したことがございました。それは、聴覚障害者の来庁とお帰りの際に、課長自ら手話による挨拶をされていたということであります。こんにちはと、お疲れさまでした。本当に一つ二つの手話が、それを受けた聴覚障害の方はどんな気持ちになったのかな、どんなにか安心と信頼を覚え、喜ばれていることかなと思いましたときに、非常に私は涙が出そうになるほど感動しましたんで、課長、自信を持って、また、課長の偉いところは皆さんに押しつけない、本当に自ら知っていることをやっているということで町長、見習っていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

町長だから言うんですけれども、本当にすばらしいことです。何気ないことですけれども、

自分が聴覚障害だったと思ったら、本当に心強いだろうなというふうに思いましたので、課長をはじめ、担当課の皆さんには本当に寄り添うサービスをお願い、心がけていただきたいと思います。条例がなくてもこんなにかやってくださっている職員さんがいるということで、心強い気持ちになりました。

手話言語条例はそれでいいんですけれども、次の重度障がい者の件なんですけれども、今回取り上げたきっかけは、ＡＬＳの筋萎縮性側索硬化症の人数と現状をまずお聞かせいただきます。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

ＡＬＳですが、筋萎縮性側索硬化症という病名で、難病の患者に対する医療等に関する法律で指定難病に定められております。千葉県、保健所管内ごとに調査結果はあるんですが、こちらが公表しているのが最新で令和２年度、指定難病医療医療費助成制度受給者状況というのがあるんですが、これによりますと、横芝光町では４人がこの病気で医療費助成を受けております。失礼しました。人数だけでよかったんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　非常に大変な病気だということを私も勉強させていただきましたけれども、もう夜間は呼吸器をつけるため見守りが大丈夫かとか、ヘルパーさん常時いらっしゃるかとか、いろいろ家族が外に出るときに誰が見るのかとか、いろいろな問題があるということで伺いました。

このＡＬＳの患者さんから直接聞いたことは、様々な、このＡＬＳだけに限らず、重度障害のたくさんの人数聞きましたけれども、非常に様々な制度を利用する上で、必要な申請書類や申請手続をするのが大変だというふうに伺いました。

毎年でなく、窓口での申請は初回のみとして面談を３年ごとにするなど、利用者側の負担軽減、簡素化ができないかとか、いろいろありましたけれども、また、必要書類の簡素化やコミュニケーションに必要な意思伝達装置に対する公費助成が必須であるとか、たくさんこの重度障害に関しては、まだまだ課題がたくさん多くございますので、時間の都合で、担当課のほうにまたご相談に行きたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

１つ参考までに、在宅で暮らせることへのヒントとか、病気と向き合う方法とか、使える制度やサービスの伝授を学ばせていただけるので、これは当事者に限らず、職員の皆さん、また関係者の皆さんの勉強になるので、どこにも相談できないＡＬＳ等の方がいないように、

また関わる全ての人が勉強になるので、医師でもあり当事者でもある太田先生のオンラインによる心のケアシンポジウムをぜひ開催していただきたいというふうに思いますので、ご検討をよろしくお願いいたします。

最後に、町長からご答弁いただきましたヤングケアラーの現状ということでありますけれども、以前にも町長から答弁をいただきました。そのとき、昨年６月でしたね。町長から、結局実態については把握というのは非常に難しいということでありました。ですが、把握している自治体がございましたので、１つご紹介させていただきますね。

横浜市なんです。ここではタブレット端末などを活用して、世話をしている家庭がいないかなどを調べるということで、千葉県がアンケート調査に取り組むということになりましたけれども、今１人１台のタブレット、今日午前中から出ていますけれども、それこそこういった機械を活用して、またいろんな様々な形で応用できるんではないかというふうに思いますので、また研究をしていただけないかというふうに思います。

それと、課長の答弁の中で、教育課、健康こども課、福祉課、この連携のお話も出たので少し安心をしているんですけれども、とにかく相談できる環境づくりの整備のためにも、各課の連携は不可欠であります。必要な情報交換や連携をぜひ積極的に行っていただきたいと思いますけれども、ここに東陽病院がちょっと出てこなかったんです。東陽病院も、今年度から情報提供すれば診療報酬加算というふうに情報がないでしょうか。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　すみません、ちょっと加算の関係については、今時点把握しておりませんので、調べてみたいと思います。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　今年度から情報提供で診療報酬加算って、ちょっと私は勉強したつもりでありますんで、ぜひ調べていただきたいと思います。教育課、健康こども課、福祉課、東陽病院、とにかく情報交換、連携を密に行っていただきたいというふうに思います。

そして、この情報を密に行うためにも、国の財政支援で早期発見につながる研修の実施ができるわけです。国も今年度から３年間集中取組期間ということで、各課の縦割りを超えた支援の受皿構築と必要な財政支援ということで、ヤングケアラーコーディネーター配置、オンラインサロンの運営サポート、職員研修、訪問支援事業、ヘルパー無料派遣とか、自治体訪問事業、様々財政支援を打ち出しておりますので、しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、早期発見の認知度向上ということで、民生委員さんとか、また、健康こども課で

あれば横芝光町要保護児童対策地域協議会ですね。教育課であれば学校教育委員会、福祉課は介護ヘルパー、民生委員ということで、多岐にわたってとにかく連携を取って、今後ヤングケアラーの電話相談とか、支援窓口の開設を考えたり、先ほど言った横浜市の事例のタブレット端末の活用とか、ヤングケアラーが社会で孤立しないよう町が総合的な支援を行っていただきたいと思いますが、町長、最後にもう一回決意を伺い、終わりにしたいと思います。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　先ほど来、各連携が必要だというお話の中で、やっぱりこれは学校現場、特に担任の教員がしっかり目配り、気配りをすることによって、その児童生徒一人一人のふだんの生活が、学校現場においてのやり取りの中で変化が見たり、ちょっと肩を落としているような状況を見れるんじゃないかという部分も、ちょっと私ども、これは考えておりました。

ですので、その辺の部分も教育課も含めて、学校現場を含めて連携を取りながら、一人でも取りこぼしのないような、そういう生徒児童がいるとすれば、しっかりとそれについては対応していきたいという思いで頑張っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後３時20分とします。

（午後　３時１０分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　３時１９分）

◇　山　﨑　義　貞　君

○議長（川島　仁君）　一般質問を続けます。

山﨑義貞議員。

〔６番議員　山﨑義貞君登壇〕

○６番（山﨑義貞君）　日本共産党の山﨑義貞です。一般質問を行います。

参議院選挙中に起きた安倍元首相への銃撃事件、旧統一協会によって家庭が壊され、この組織と親密な関係にあった安倍元首相を狙ったこの行為は、いかなる理由であれ許されない

ものです。旧統一教会と自民党をはじめ、地方の政治家などとの関わりが次々と明るみになっている中で、安倍元総理の国葬は国民に弔意を強制することにつながります。弔いの儀式に国民こぞって悲しみ悼むことを求める憲法違反の国葬は、内心の自由の侵害につながることが強く懸念されるものであり、中止すべきです。

統一教会は宗教団体という組織ではなく、反社会的なカルトであり、違法な資金集めでも大きな社会問題となってきました。人権無視の集団結婚、信者２世の被害問題、表裏一体の関係にある国際勝共連合との関係は、政治家ともつながり、名称変更で行政をゆがめてきたのではないでしょうか。

統一教会は、世界平和や日韓友好などを掲げるダミー団体の活動を通じて、地方の首長、議員、行政当局に接触しています。このため、全国各地で自治体がダミー団体の活動を後援する事態が相次いでいます。その一つがピースロードです。

統一教会の活動は、霊感商法などの被害者、現在では多額献金をした人がどんどん出てきている。このような団体が何をしてきたのか。私たち地方議員や地方自治体職員も、しっかりと認識しなければならないと考えます。

それでは、今定例会は大綱３点について質問をします。

初めに、大綱１点、食料生産について質問します。

初めに、地産地消の取り組みについてです。日本の食料自給率は37％と過去最低に落ち込み、千葉県の食料自給率は27％で、農業産出額全国４位は自給率で33位にまで下がってしまいました。食の海外依存が深まっていますが、気候変動やコロナ禍によって、ロシアによるウクライナ侵略が重なり、世界は第２次世界大戦以降、最悪の食料危機に直面しています。その影響をもろに受け、食料価格は過去最高レベルに高騰しています。

中国、インドなど、新興国の人口増加や経済成長による食料需要の増加も相まって、日本が思うように食料を確保できない事態も生まれています。21世紀の初頭まで世界は効率一辺倒で、農業の大規模化と貿易自由化などの新自由主義の農政を推進してきましたが、先進国でも途上国でも小規模家族農業を大量に離農させ、農村を疲弊させてしまいました。環境と調和の取れた農業生産を広げ、食の安全や生物多様性、持続可能な社会にしていかなければなりません。

国連が地球温暖化など17項目の持続可能な開発目標ＳＤＧｓを掲げ、その達成には家族農業、小規模農家の役割が欠かせないとして、国連家族農業の10年をスタートさせ、農民の権利宣言を採択しているのはその表れです。

2020年の日本の小麦の自給率は15%、大豆は６%、飼料作物は25%です。世界の食料危機の長期化が予測される下で、国内での増産への支援を抜本的に努めることが急務です。

当町は、基盤整備された４つの集落営農団体が麦、大豆などを生産しています。地産地消は持続可能な社会をつくることにつながります。エネルギー、食料の地産地消推進のためにも、学校給食に地元産の小麦、大豆の利用を図るべきだと考えます。食材利用について、お答えください。

次に、有機農産物生産の取組支援について質問します。日本の有機農業の作付面積は0.2%、フランス6.3%、ドイツ8.2%、イタリア15.4%から比べると、大きく遅れています。2020年に発表された世界の有機農業は、前年比でアジア8.9%、ヨーロッパ8.7%、北米3.5%、オセアニアは0.3%、ラテンアメリカ0.2%、フランスの伸びは16.7%と大きく増えています。

世界109位の日本は、国産有機農産物供給量を高め、食料自給率を高めなければなりません。有機食品は今、食の安全性から消費者に求められてきています。有機農業は化学肥料や化学農薬の使用禁止だけでなく、外部資材の投入を極力抑え、作物の生命力や生態系に依存した循環型・低投入型でエネルギー効率のよい農業です。

有機農法への転換には、農法技術の習得が必要で、必要な研修支援がなければ前に進みません。生産している農家や、これから始めようという農家に対し、支援が必要と考えます。有機農産物生産の取組支援策についてお答えください。

次に、肥料高騰の農家支援策について質問をします。農業経営を占める肥料、飼料費の割合は、畑作で13%、飼料費は肉牛、肥育牛で30%、酪農で48%、肥育豚で60%、養鶏で56%と言われています。肥料１トン当たりの輸入価格は、コロナ前、2019年１月と今月４月の比較で、尿素3.2倍、リン酸アンモニウムは3.5倍、カリウムは1.9倍、畜産に欠かせない飼料価格は1.2倍に、乾燥牧草などの輸入粗飼料はこの１年で1.3倍に値上がり、いまだに値上がりが続き、今後も値上がり続けると言われています。

秋肥94%の値上げは、農家に衝撃を与えています。営農を支えるためには、政府が肥料価格の高騰分を農家に直接補塡する緊急対策が求められます。肥料安定化対策や、堆肥や稲わらなどの利用拡大支援をさらに充実しなければなりません。

政府は、肥料価格高騰対策として、化学肥料の２割低減の取組に対して、前年と比較して上昇分の７割を補塡するものです。肥料だけでなく、生産に関連している全ての資材が高騰しています。環境に優しい耕畜連携の資源循環型農業の連携強化も必要となっています。肥

料高騰対策は喫緊の問題です。支援策についてお答えください。

大綱２点目、コロナ感染症対策について質問します。

初めに、第６波の反省に立った第７波の対応について伺います。

新型コロナ感染症第７波の感染大爆発でコロナ病床が逼迫し、自宅療養中の患者が体調悪化し、救急搬送を要請しても搬送されないことが起こりました。東京都では、その半数以上が搬送されていなかったことが分かりました。

コロナ陽性者が救急要請した場合、救急隊は重症者を除き患者の入院の要否について、保健所に問い合わせます。救護するのか、不救護にし自宅療養の継続にするのかは、保健所が判断します。

第７波の感染爆発は、政府が経済を回すと言うばかりに、オミクロン株の特性を踏まえた新しい戦略を示さず、感染制御や早期治療を怠った国の無策と考えます。当町での第６波の反省に立った第７波の対応についてお答えください。

次に、検査につきましては、検査キットについて質問をします。コロナ感染症拡大抑止は、ＰＣＲ検査の拡大、拡充が求められます。いつでも、どこでも、必要な人は無料で受けられるようにすべきです。

ＰＣＲ検査は世界中で戦略的に活用され、感染制御目的の検査は有効、確実であることが明らかで、検査の充実が求められます。しかし、国はＰＣＲ検査の拡充をしてきませんでした。症状もあるのに検査が受けられたのが発症後３日目だった、また、発症後３日目に検査キットが届いたなど、感染爆発によって思うような検査ができないのが現実です。必要な人に必要な検査キットが届けられているのかどうかをお答えください。

大綱３点目、教育問題について質問します。

フリースクールについて伺います。

不登校の子供への支援について、文部科学省が体系的に定めた法律、教育機会確保法があります。不登校の子供は、何らかの要因や背景によって学校に行かないか、行けない状況にあります。不登校の子供やその家族は、行きたくても行けない現状に苦しみ、些細な気持ちになっている場合があるので、学校、家庭、社会が寄り添い、共感したり、受け入れたりすることが子供の自己肯定感を高めるためにも大切だと言われています。

フリースクールとは一般に、不登校の子供に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設をいいますが、その規模や活動内容は多種多様で、民間の自主性、主体性の下に設置、運営されています。当町におけるフリースクールの活動、利用児童

生徒数、分かれば教えてください。

以上、大綱３点についての壇上からの質問といたします。

〔６番議員　山﨑義貞君降壇〕

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

教育課長。

〔教育課長　椎名　淳君登壇〕

○教育課長（椎名　淳君）　山﨑義貞議員ご質問の大綱１点目、食料生産についての地産地消の取り組みについての、学校給食の食材利用に町内産小麦、町内産大豆の利用を図ることと、大綱３点目、教育問題についてお答えいたします。

学校給食に使用する食材については、食材の品質や納入時における衛生的な管理、確実性など、過去の納入実績により業者を選定し、見積りを徴し契約をしております。

当町では、地産地消を推進するため、野菜等の食材については町内生産者との直接契約を優先的に行い、さらに町内産、県内産を使用するよう努めており、納入業者には納入食材の産地を明示していただくことと併せ、町内産、近隣市町村や県内産のものをできるだけ選定していただけるよう、ご協力をお願いしているところであります。

学校給食の食材利用に、町内産小麦、町内産大豆の利用を図ることについてですが、当町の学校給食は手作り給食を基本としていることから、揚げ物を提供する際に、小麦粉を調理食材として使用しており、毎週水曜日に学校給食食材として使用しているパンや麺類についても、学校給食食材の納品実績のある業者から安心で安全なものを購入し、提供しているところであります。

町内産小麦は、小麦粉の適正価格での購入や、供給体制の状況などを総合的に考慮した場合、現状では町内産小麦を学校給食食材として使用することは難しいものと考えております。

また、町内産大豆においても、みそや豆腐、水煮といった加工品を使用しており、適正価格での購入や供給体制の状況などを総合的に考慮した場合、現状では年間を通して町内産大豆を学校給食食材として使用することは難しいものと考えております。

なお、地産地消月間といった、期間限定ではありますが、町内産のみそや豆腐を使用しており、引き続き町内産、近隣市町村や県内産のものをできるだけ使用するとともに、安心で安全な給食の継続的な提供に努めてまいります。

次に、教育問題についての、当町におけるフリースクールの数と利用児童生徒数についてですが、フリースクールとは、不登校児童生徒の学びの場として、その学習権の保障や安心

して過ごせる居場所を提供する施設、さらに通信制高校での学習をサポートするサポート校など、不登校の子供を対象とした、既存の学校とは異なる機関や施設がフリースクールと総称されております。

当町では、令和３年度にフリースクールに位置づけ可能なＮＰＯ法人１件に対して、町コミュニティ活動育成事業補助金を支出し、活動を支援しております。この補助対象事業として、親を含め延べ87名の参加があったとの実績報告をいただいていますが、それ以外のフリースクールに関する数、利用児童生徒数等については把握していない現状であります。

〔教育課長　椎名　淳君降壇〕

○議長（川島　仁君）　産業課長。

〔産業課長　佐久間真一君登壇〕

○産業課長（佐久間真一君）　山﨑義貞議員ご質問の大綱１点目、食料生産についての地産地消の取り組みについてのうち、有機農産物生産の取り組み支援についてと、肥料高騰の中、農家に対する支援はにお答えいたします。

初めに、有機農産物生産の取り組み支援についてでございますが、有機農産物は、科学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理を行うなど、有機農産物の日本農林規格、有機ＪＡＳの基準に従い生産され、認証を受けた農産物でございます。

国においては、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を策定し、その取組の一つとして、2050年までに有機野菜を主とした市場の拡大を進め、耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25％、100万ヘクタールに拡大することを目標としております。

また、千葉県においては、令和３年に策定いたしました第３次千葉県有機農業推進計画では、生産拡大に向けた支援として、有機農業者の人材育成や地域農業の振興を掲げており、県、市、町、農協などの関係機関が連携して相談を受けるほか、各種支援制度の情報提供や研修会の開催を実施しております。

有機農業は、環境に配慮した農業であることや、食の安全や健康に関して意識の高い消費者に対し、従来からの慣行栽培作物との差別化が図れるなどのメリットは考えられる一方で、病害虫や雑草などに対する防除対策が困難であり、有機ＪＡＳの認証が難しいことや慣行栽培作物と比較して収量が上がらない傾向にあり、品質を安定させることや計画的な生産が難しく、経営的に厳しいなどのデメリットが考えられます。

町に有機農業に関する相談があった際は、千葉県山武農業事務所とともに営農計画を基本として、有機ＪＡＳなどの制度説明や営農指導などの相談を行っております。今後も、引き続き関係機関と連携を図り、国、千葉県からの情報の提供や、相談、指導の調整に取り組んでまいります。

次に、肥料高騰の中、農家に対する支援はでございますが、現在、世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰しております。このような状況から、国においては肥料価格高騰対策事業による支援をこの秋から実施する予定でございます。

支援の内容につきましては、化学肥料の使用料を減らすことを前提に、肥料コストの前年からの増加分に対して７割を支援するものでございます。

対象者につきましては、農業協同組合などの農業団体、５戸以上の農業者グループなどの団体に対する支援となります。なお、前年と比較して化学肥料の使用料を２割減らす取り組みを行うことを条件としております。

支援の対象となる肥料は、令和４年６月から10月までに購入、または購入することが確実な令和４年の秋肥料と、令和４年11月から令和５年５月までに購入することが確実な令和５年の春肥料が対象となります。

また、千葉県においては、畜産飼料価格高騰緊急対策事業として、８月から２つの補助事業を実施しております。

１つ目は、配合飼料緊急支援事業補助金で、この補助金の対象者は、配合飼料価格安定制度に加入している県内に畜舎を有する畜産農家で、４年度当初の契約数量１トン当たり600円の補助を行うものでございます。

２つ目は、県内の酪農家及び肉用牛農家に対し、粗飼料緊急支援事業補助金として、乳用牛１頭当たり5,000円、肉用牛１頭当たり1,000円の補助を行うものでございます。

町といたしましては、国、千葉県が行う支援事業が円滑に進むよう、関係機関等と連携を図り、農業経営者への情報提供、申請に対する相談などの支援を行うほか、社会情勢の変化や支援事業の効果など、今後の動向に注視してまいります。

〔産業課長　佐久間真一君降壇〕

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

〔健康こども課長　鈴木正広君登壇〕

○健康こども課長（鈴木正広君）　山﨑義貞議員ご質問の大綱２点目、コロナ感染症対策につ

いてにお答えいたします。なお、宮薗博香議員への答弁と重なる部分がありますが、ご了承ください。

初めに、第６波の反省に立った第７波の対応はでありますが、基本的な感染防止対策を呼びかける防災行政無線を毎週末、連休中やお盆期間中に放送しておりますが、新規感染者の急拡大を受けて、町長から防災行政無線等を通じてメッセージを発信いたしました。このことにより、新型コロナウイルスワクチンの接種予約が増え、接種の促進につながったところです。

現在も健康こども課で発熱相談等の電話対応をしておりますが、特に第７波の影響で発熱外来受診等に関する相談が急増していますことから、必要な情報を提供することにより、不安の解消に努めております。

さらに、感染拡大防止のお願い及び新型コロナウイルスワクチン接種の勧奨についてのチラシを作成し、広報よこしばひかり令和４年８月号と同時に各戸配布いたしました。

また、町内診療所医師の協力により、臨時的に夜間、小児や４回目接種の対象拡大に伴う医療従事者、高齢者施設等従事者への集団接種を行い、接種の促進に努めているところでございます。

加えて、第７波における感染拡大を受けて、町新型コロナウイルス感染症対策本部会議を２回開催し、第７波に関する情報共有を図り、各所属における対応策について協議を行ってまいりました。

次に、検査に必要な抗原検査キットの配布状況はについてでありますが、町独自で町民へ抗原定性検査キットの配布は行っておりませんが、相談があった場合には、国が承認した体外診断用医薬品の抗原定性検査キットを取り扱っております調剤薬局等や、千葉県で実施している新型コロナウイルス感染症検査キット配付・陽性者登録センターを紹介しております。

今後も、感染予防等の適切な情報発信や、相談者への丁寧な対応を継続しつつ、感染拡大防止に努めてまいります。

〔健康こども課長　鈴木正広君降壇〕

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　丁寧な説明ありがとうございます。

それでは、質問順に、食料生産についての取り組みから地産地消についての取り組み、学校給食の問題について質問をいたします。

初めに、食材費が高騰している中で、安全でおいしい学校給食の提供に尽くしてくれてい

る栄養教諭、栄養士、そして調理師さんに感謝を申し上げたいと思います。学校給食に提供されているパンですが、千葉県学校給食会が取り扱っていて、千葉県産米を10％、残りの90％を国産小麦で作られています。そのうち15％が千葉県産、15％が群馬産、15％が栃木産で、残りが北海道産の小麦です。

私は、この千葉県産小麦の使用割合を増やす、これが大事だと考えます。千葉県の小麦栽培の多くは、大区画整備された圃場での集落営農などによる転作なので、千葉県の学校給食用パンの中に、当町産の小麦も使われていると思います。千葉県産小麦の利用割合が増えないか、要望すべきではないか、増やすよう要望すべきじゃないかと思います。町長に答弁を求めますが。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　給食会で使っているパンが、全部国産の小麦で作っているというのはちょっと存じ上げなかったもんで、今そういう中で15％は千葉県産だということでございますよね。それについては、ちょっと調べさせていただいて、それがかなうものであればよろしいのかなと思っていますし、小麦といって私が知っている範囲の知識の中では、いろんな小麦の種類があって、パンに適するもの、しないもの、いろいろあるという話も聞いている中で、やはりおいしいパンを作るのにどういう技術が必要なのか。それに対して、横芝光町の給食用のパンに、それを入れるというのはちょっと難しいのかなという思いもございますが、それについてはちょっと研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　はなから難しいんじゃないかなと思わないでもらいたいと思います。ぜひこれは調査して、そしてかなうものであれば増やすように、ぜひ要望する方向で検討していただきたいと思います。

次に、町内産の大豆の利用を図ることについて再質問します。

現在、学校給食で利用されている大豆は、水煮の加工品が大部分を占めます。それで、この大豆、遺伝子組換えでないものを、外国産なんですが、遺伝子組換えでないものを業者から購入しているということでした。国産大豆は値段が高くて使い切れないということなんですね。

町内で生産されている大豆の利用ができるようになれば、食育につながるのではないかと考えます。学校給食に利用されれば生産農家の励みにもなるので、産業課と教育課で何が問

題、ネックになってくるのか、使う方向で検討してもらえたらと思いますが、これについても町長に答弁を求めたいんですが。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　研究させていただきたいと思います。今、金額、要するに国産が高いという話も議員からお話をいただきましたが、確かにそうなんであろうと思いながらも、この今の為替の状況、またいろいろなウクライナ問題の穀物の相場の上昇の問題から考えますと、そういう部分にとってはある意味国内産の小麦にしても、大豆にしても、追い風になっている部分もあるのではないかと推察しますし、それについてもしっかりと対応していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ぜひ前向きな方向で検討していただければと思います。

次に、有機農産物生産の取り組み支援についての再質問です。

いすみ市は有機農業に積極的に取り組んでいて、前回の一般質問でも質問させていただきましたが、作付面積で28.5ヘクタールで、1.6％作付けしています。化学肥料の低減にも、市単独の補助を実施をしています。

また、木更津市は2019年３月に作成した第２次基本計画において、有機農業の推進を農業振興の一つの柱として位置づけました。この年の、これは３月ですが、この年の２月に、ＮＰＯ法人民間稲作研究所の稲葉先生を講師に、34名の参加で、地域の食と農を考えるフォーラムを開催して、この３月には専門家の栽培指導の下に５名の生産者の協力で播種、種まきですね。播種がスタートしました。そして、12月に学校給食の試食が始まり、翌年には５名から８名の生産者へと拡大しています。

この先進的な木更津市なんですが、佐倉市のオーガニックビレッジ検討部会というところ、オーガニックですから有機農業なんですが、それを、そんなに大きくはないんですがやっているところが、先進地の木更津の視察を今年８月に実施をしています。

政府も有機農産物の拡大を推進しているとき、環境に優しい持続可能な農業の推進を図るべきではないかと考えます。当町では、整備された大規模圃場があります。推進するには最適な町ではないのかというふうに思いますが、町長、これに関してどのように考えますか。ぜひ支援の方向で検討していただきたいと思いますが。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　まず、ちょっとその辺の知識がまだ薄くて大変申し訳ないんですが、ある意味それこそ農業というものが、この横芝光町にとってどれだけ大きな位置づけにあるかということは、山﨑議員もご承知かと思います。

そういう中で、その生産者、農家の皆さんが、それに対してどれだけの意気込みの中で取り組んでいくかという部分については、その現場からの声がなかなかまだ上がっていないようにも感じております。

そういう状況の中でも、既存の農業をしっかり、町の産業の基軸としてそれを支えるということも極めて重要な使命であるというふうに考えておりますし、その中で、生産者の中から、そのオーガニックについての積極的姿勢があれば、しっかりとそれに対して受け入れられるものについては対応できればなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございますと言っていいんだか、この先進の今言った木更津市とか、それからその前の先進のいすみ市の場合にも、やっぱりトップダウンなんですよ、これ。なので、ここのところは生産者からというよりも、やはり町長のやっていこうと、この姿勢がすごく大事だというふうに思います。

それで、もちろん生産者、下からの支援してくれというような要望というのはもちろん必要なんですが、ここのところ、だから、何が今推進するに当たって問題になっているのかというのを、ちょっと生産者、農家と、それと町と、産業課と、ここ等を含めてぜひそのことについて検討してもらいたいというふうに思いますが、町長はいかがですか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　それが横芝光町の農業のさらなる発展につなげるものであるとすれば、それはやってしかるべきというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　横芝光町農業の発展につながるものだと確信しますので、ぜひ進めてもらいたいと思います。

次に、町長は有機農業のことについてあまり知らないということだったので、私ちょっと今回、佐倉のオーガニックビレッジの検討部会の施設の資料なんかもここにありますので、ちょっと担当課にこれを渡して、個人名が出ているのは省いておきますので、検討してみて

ください。目を通してください。

次に、肥料高騰の中、農家に対する支援策についての再質問です。

肥料高騰で農家は堆肥を入れて地力を高める、堆肥を使い肥料高騰分を穴埋めするなどのそういう農家が今増えてきています。町内の野菜生産農家と畜産農家が協力して、町の農業を発展させるために橋渡し役の支援、これが必要だと考えますが、野菜農家、畜産農家の実情をつかみ、どのような支援が必要か、何ができるのか。

野菜農家に対する支援策は喫緊の課題だと考えますので、この今の現状認識について、担当課長、ちょっと認識をお聞きしたいんですが。

○議長（川島　仁君）　産業課長。

○産業課長（佐久間真一君）　その生産農家の方ですとか、あと、また畜産農家の方、農業者で構成されている町の農業振興会というところがありますので、ぜひそちらの中で意見を伺いたいと考えております。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　振興会の中でという話なんですが、振興会の中でどのように話を持っていくかというようなところは、やっぱり担当課がちょっと先頭にというか、橋渡し役で、そこのところも振興会に丸投げというんじゃなくて、丸投げと言ったらおかしいですね。じゃなくて、そこのところはぜひイニシアチブを取って、すぐに進めてもらいたいというふうに思うんですね。

私も養豚をやっていますが、ある集落営農に堆肥を分けています。やはり肥料が高騰としているという中で、今また新たな営農組合から分けられないかということで相談が来ました。

やはり非常に化学肥料を抑制して、肥料高騰分を抑制したいというのがあると思うんですね。大きくなればなるほど、やっぱりその肥料にかかるお金というのは高くなりますので、そういうような形で国の補助もあると思いますので、ぜひそういうところは進めてもらいたいというふうに思います。担当課長、よろしくお願いします、そういう点では。

続いて、コロナ感染症対策についての再質問です。

８月26日、東京都の10歳未満で基礎疾患のない子供がコロナ感染症で亡くなっています。基礎疾患がなくても対応が遅れれば死亡してしまいます。第７波では重症化と死亡人数は減少していません。その多くが高齢者ですが、自宅療養の下で適切な治療が受けられないことによるものです。

例えば、独り暮らしの高齢者が感染をしたと。その人は軽症扱いで自宅療養ですと。酸素

飽和濃度が下がっていなければ軽症、下がれば重症化、重篤して死亡というふうになってきます。

保健所が責任を取れる対応を取っているかということなんですが、今、感染者にはパルスオキシメーターを町が届けていると聞いていますが、この対応はどのようになっているのかちょっとお聞きします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　町はパルスオキシメーター、食料３日分ですね。感染した方が頼る方がいらっしゃらないという場合には、ご連絡をいただければ３日分の食料と今おっしゃいましたパルスオキシメーター、これをこちらのほうに届けております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　課長、パルスオキシメーターですが、これは保健所からの要請に基づいて届けてほしいという人だけ届けているという、そういう認識でよろしいですか。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　こちらは、当町では発熱外来のほうにチラシを置きまして、このチラシを見ていただいて、支援いただきたいというご連絡が来ます。こちらの方にパルスオキシメーターと食料と、こちらをお配りしているところでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　分かりました。重症化、重篤化、死亡ということが、そういうことにならないように、当町の感染者が、ぜひそこのところは保健所と何らかの連絡というか、そういうものを取れればいいなと思いますし、ぜひそういうような形で改善できれば改善して、保健所にぜひ何かのときには申入れをしてもらいたいと、町のほうから、改善の。というふうに思います。

それから、訪問介護、先ほども宮薗議員からのときにちょっと介護、看護の話が出ましたが、その訪問看護、介護を受けている人がコロナ感染したときの対応については、どのようなことになるんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　在宅の要介護者が訪問による介護が必要な場合ということでよろしいでしょうかね、ご自宅への。

○６番（山﨑義貞君）　そうです。

○福祉課長（古作健二君）　これにつきましては、厚生労働省から新型コロナウイルス感染症に係る在宅の要介護者に対する介護サービス事業所のサービス継続についてという通知が出ております。この中で、新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービスの提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しないとされております。

介護の事業所に対しましては、千葉県、それから町内の事業所に対しましては、町からもこれに留意するよう周知をしております。

実際、それこそ重症化のリスクが高い方というのは入院が望ましいんだと思うんですが、どうしても入院先が確保できなくて自宅で療養するというケースもあると思います。入院先が確保できないケースにつきまして、在宅での身体介護など、実際事業所が対応したケースもございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　分かりました。ぜひそういうところで介護事業者は大変だと思いますが、そのような形でやっていただければというふうに思います。

病院のほうの関係では、訪問看護も当然今されていると思いますが、そこのところはどのようになるんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　東陽病院の訪問看護につきましても、介護事業所の一つ、一事業所となりますので、この通知に基づいて対応しております。

契約をしている方について、今までの実績としては、これまで１名を対応したということで、幸い１名で済んでおりましたけれども、今後また再拡大するようなことがありまして、自宅で介護、自宅で療養して看護が必要と、契約している人に限りますけれども、その方については適切に対応してまいりたいと思います。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　分かりました。

そして、検査キットの配布についてなんですが、ちょっと福祉課長に聞きたいんですが、老健施設に検査キットが入ってこないという話を聞いているんですが、千葉県は９月からＰＣＲ検査の検査事業を再開したというふうに聞いています。現在の検査はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　高齢者施設の従事者、それから高齢者施設の新規の入所者等につきましてのＰＣＲ検査につきましては、千葉県のほうで希望する施設に現在も実施しているというふうに伺っておりますが。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　じゃ、今までもずっと続けて検査はされていたということですね。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　そのように理解しております。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございます。それでは、ちょっと私の認識が間違っていてすみませんでした。

最後に、フリースクールについて伺います。

不登校の問題は子供の問題なんですが、保護者が一番心配し、助けを求めている問題だと思います。今月９月号の町広報の、今月の広報ですが、ここのくらしの情報のところに、ＮＰＯ法人、フリースクールですが、みんなの居場所ありのままという、これが載っていました。ちょっと開けてみたんですが、非常によく分かりやすいものが載っていました。

このフリースクールのありのままなんですが、私、ここに不登校ガイドということで、ありのままの冊子をちょっと持ってきたんですが、ぜひ学校とか必要なところに、相談者があれば、このようなものでこういうところがありますよというようなところで、情報提供として知らせていただければというふうに思いますが、教育長、そういう情報提供についてはどのように、このフリースクールのね。町内にどのように考えますか。

○議長（川島　仁君）　教育長。

○教育長（實川睦子君）　フリースクールについてですけれども、私も最初は存じ上げなかったです。いろいろ調べて確認した結果、そのありのままという個人の経営しているフリースクールがあるということで、町のほうでも補助金が出ているということでした。

フリースクールというのは、学校に代わる学びの場ということだと思います。何らかの理由で学校に行くことができないとか、行かないとか、行きたくても行けない子供たちが、小学校、中学校、高校の代わりに過ごす場所ということです。

それで、現在学校のほうでは、この町民会館の２階にも山武郡市の広域行政組合のほうで不登校適応指導教室というのがあります。大網とか、東金だとか、何校かありますけれども、

そちらに町内で通っている子たちが何人かおります。

それで、その子たちにつきましては、その場所に行っている子たちは出席扱いとなっておりますけれども、このフリースクールのありのままについては、学習面でのサポートというよりも、生活面とか、精神面での支援を行う場所が多いというふうに聞いております。

基本的には入学資格も設けられていませんし、出席扱い、要するに公的な教育機関ではないので、出席扱いにしないところがほとんどだということで聞いております。やはりそういう、なかなか学校に行かれない子供たちの受皿ということでは、とても重要というか、大切なそういう機関であるなというふうには感じております。

それから、そのパンフレットでしたか、それはちょっと私もよく見ていないので、ちょっと内容はよく分かりませんけれども、何らかの形でそういう学校に行かれない子供たちが、そういう代わりに過ごす場所ということでは、とてもこれからそういう不登校の子が非常に増えてきておりますので、大変参考になるんではないかと思っております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございます。

教育長、これぜひちょっと読んでいただいて、それからでないとということもあると思いますので、ぜひ目を通していただいて、情報提供として有効なものなのかどうなのかを確認していただきたいというふうに思います。

もう時間になりましたので、以上で私の一般質問をこれで終わりにします。

○議長（川島　仁君）　以上で、山﨑義貞議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

◎休会の件

○議長（川島　仁君）　日程第２、休会の件を議題とします。

お諮りします。

９月10日から９月15日までは、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認めます。

よって、９月10日から９月15日までは休会と決定しました。

◎散会の宣告

○議長（川島　仁君）　本日の日程はこれをもって終了します。

９月16日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後　４時２０分）

９　　月　　定　　例　　会

（第　３　号）

令和４年９月横芝光町議会定例会

議　事　日　程（第３号）

令和４年９月１６日（金曜日）午前１０時開議

日程第　１　議案第１号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　２　議案第２号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　３　議案第３号審議（質疑・討論・採決）
横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定について

日程第　４　議案第４号審議（質疑・討論・採決）
千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

日程第　５　議案第５号審議（質疑・討論・採決）
町道路線の認定及び廃止について

日程第　６　議案第６号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）について

日程第　７　議案第７号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第２号）について

日程第　８　議案第８号審議（質疑・討論・採決）
令和４年度横芝光町病院事業会計補正予算（第１号）について

日程第　９　議案第９号審議（質疑・討論・採決）
令和３年度横芝光町一般会計決算の認定について

日程第１０　議案第１０号審議（質疑・討論・採決）
令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について

日程第１１　議案第１１号審議（質疑・討論・採決）
令和３年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第１２　議案第１２号審議（質疑・討論・採決）

令和３年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について

日程第１３　議案第１３号審議（質疑・討論・採決）

令和３年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について

日程第１４　議案第１４号審議（質疑・討論・採決）

令和３年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について

日程第１５　議案第１５号審議（質疑・討論・採決）

令和３年度横芝光町病院事業会計決算の認定について

日程第１６　議案第１６号審議（質疑・討論・採決）

財産の取得について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１６名）

１番	小倉弘業君	２番	森川貴恵君
３番	印東彦治君	４番	秋鹿幹夫君
５番	宮薗博香君	６番	山﨑義貞君
７番	越川一雄君	８番	庄内賢一君
９番	鈴木和彦君	１０番	鈴木輝男君
１１番	川島　仁君	１２番	川島富士子君
１３番	鈴木克征君	１４番	鈴木唯夫君
１５番	八角健一君	１６番	川島勝美君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	副町長	山田智志君
総務課長	及川雅一君	企画空港課長	平山貴之君
財政課長	向後和彦君	環境防災課長	北田勝也君

税務課長	椎名雄一君	住民課長	川嶋　修君
産業課長	佐久間真一君	都市建設課長	若梅吉伸君
福祉課長	古作健二君	健康こども課長	鈴木正広君
食肉センター所長	郡司　勇君	東陽病院事務長	越川直樹君
会計管理者	大木敏江君	教育長	實川睦子君
教育課長	椎名　淳君	社会文化課長	霞　澄人君

職務のため出席した者の職氏名

局長	渡邉　奨	書記	伊藤多美恵

◎開議の宣告

○議長（川島　仁君）　おはようございます。

開会に先立ち、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は16名、全員です。よって、本日の会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前１０時００分）

◎諸般の報告

○議長（川島　仁君）　日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本日、議長の出席要求に対する出席者について、変更の申出があったので、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議案第１号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　これより日程に入ります。

議案審議を行います。

日程第１、議案第１号　横芝光町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　それでは、１点お伺いします。

今回の条例改正により、当町で該当する者はいるのか、お伺いいたします。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　当町に該当する職員はおります。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　参考まで、何人ぐらいいるのか、教えていただければありがたいです。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　今現在、育児休業中の職員５名おりますので、その方たちが該

当になってきます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員、よろしいですか。

○５番（宮薗博香君）　はい、ありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第１号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第２号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第２、議案第２号　横芝光町議会議員及び横芝光町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、１点伺います。

今回の選挙運動の公営に関する条例なんですが、これに関しては、選挙に立候補しようとする者が経済的な理由で影響を受けないようにと、候補者の選挙運動の機会均等を図るために有意義だとは思います。

しかし、町民の税金を使って引き上げるということになりますし、ましてや横芝光町の場合には、初めてこの条例を使うというようなことになると思いますので、一度使ってからその引上げ、実際問題、今のこの金額で引上げの前の金額で妥当かどうかということも検討する必要があるのではないのかなと、それからこの引上げに関しては検討してもいいのではないかと思いますが。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　当町につきましては、確かに初めてのものがまだ使われておりませんが、公職選挙法施行令も一部改正されておりますので、うちの町も併せて改正をさせていただきました。

近隣市町でも、当初の部分を使わずに今年度、もう新たな金額で適用をして選挙を行う市町もありますので、うちの町も今回改正を考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　近隣市町に足並みをそろえて、国の法令改正に併せてということでありますが、私は一度も使っていないものを使わないうちに引き上げるというのはいかがなものかなというふうには考えます。町民の理解がどれくらい得られるのかなということもありますので、そういう点では、もう一度検討してみたらいかがかなというふうには思っています。

以上です。回答はいいです。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第２号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第３号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第３、議案第３号　横芝光町営東陽食肉センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　今回、条例改正をする趣旨というのは十分分かります。しかしながら、前回、令和３年度に改正し、また今回改正するということになると利用者については大変な重荷になるのかなと思います。

そして、私が一番心配しているのは、説明を受けたとおりの予定数量が集まればよろしいんですけれども、かなり食肉センターの会計、厳しくなっております。集まらなかった場合、どのような対応を考えているのか、分かる範囲で町長にお伺いをいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　宮薗議員がおっしゃるとおり、本当に厳しい状況の中で、このように燃料費等の諸物価の高騰が輪をかけて上がったことによって、非常に厳しい状況がさらに厳しい状況が進んでいることは事実でございます。その辺のところを端的に、これでもう本当に今、10万頭いかないんじゃないかという心配、本当に正直しておるところであります。

そういう状況の中においても、県内の食肉センターが、大体のところがまた再度値上げということもありますし、ただ、現実問題として県内でと畜しないで、また茨城ですとか横浜に行ってしまうというような状況も、実はこういう状況もございます。その辺の懸案をして、同業者組合としっかり連絡を密に取りながら、どのような対応ができるか、しっかり対応はしていきたい、注視していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○５番（宮薗博香君）　結構です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　宮薗議員の質問とちょっと関係するんですが、かぶりますが、今町長が言われた同業組合、問屋との連絡を密に取ってというような発言がありました。

やはり問屋に集めなければならないということが一番なので、町長には、ぜひ問屋のところに行って、できる限りの集まるような協力、東陽食肉センターでと畜してもらえるように、ぜひともお願いしていただきたいというふうに思います。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　私から赴くことはありませんでしたけれども、せんだって豚が３社、そして牛取扱いの１社、４社の責任者にお集まりいただきまして、その旨のお願いは、くれぐれもよろしくお願いしますという部分については、お願いをしてございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第３号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第４号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第４、議案第４号　千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　参考までに教えていただきたいんですけれども、四市複合事務組合が加入する、要は公平委員会に係る事務の共同処理ということであるんですけれども、この四市複合事務組合が千葉県総合事務組合に加入することによって、総合事務組合としてはどのようなメリットがあるのか、分かる範囲でお答えいただければありがたいなと思います。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　申し訳ありません。総合事務組合がメリットがあるかというところは、ちょっと分かりかねます。申し訳ありません。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　多分、私が思うのには、負担金ぐらいが増額になってくる。処理の内容というのは同じですから、そういうところが考えられるのかなと思ったんですけれど

も、いずれにしても、こういう団体、小さな団体がこれからやっていくということに対しましては、自分たちでやりづらくなってきたということで、広域的にやっていくということが趣旨だろうとは思いますけれども、やっぱりその辺については、どうしたら受けるのか、そういうところはやっぱり検討しておく必要は、要するにメリットとか、そういうものについては考えておく必要があるのかなと思いましたものですから、こういう発言をさせていただきました。

どうもすみませんでした。ありがとうございました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第４号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第５号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第５、議案第５号　町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　この町道路線の認定及び廃止で、現在の道路を廃止して新たな道路に認定するということですが、この大きな一番のメリットというか、これは何なんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君）　今回廃止いたします路線につきましては、議案にありますとおり、一部3.3メートルということで、狭小となっている部分がございますので、付け替

えて全体が５メートル以上になりますので、その辺がメリットになるかなと思います。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　そうしますと、防災上の問題とか有利ということになってくれば、5.5メートルということなので、防災上のいろんな問題とか、そういうものに有利に使えるということで、メリットだということであるということですかね。

そういうことであれば、そういうようなことで町民の理解が得られなければならないと思うんですが、ちょっとそこのところはどのように、防災関係では。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　皆さん、ご存じかと思いますけど、この今までの道路につきましては、実際道路としてはほとんど機能されてなかった状況の中で、また並行した私道の部分を広くして交通の便が非常によくなるということを考えれば、防災上も極めて向上に値するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　町長が防災上も有利に働くということなんですが、その場合に、今現在、畑だったところを道路にするというようなことになるかと思います。そこの工事というか、道路はどのような形の道路になるのでしょうか。今現在、砂利道の道路だと思いますが、それを5.5メートルの道路にして、砂利道で整備をするとか、舗装にして整備をするとか、いろいろあるかと思いますが、そこはどのようになるんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　都市建設課長。

○都市建設課長（若梅吉伸君）　今回、付け替えということでございますので、今の道路が砕石舗装になっておりますので、新しい道路につきましても砕石舗装になります。

ただ、今後、交通等多くなりますと、その先のことは後々考えていかなければいけないと考えております。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第５号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第６号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第６、議案第６号　令和４年度横芝光町一般会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、何点かについて質問させていただきます。

初めに、一般会計補正予算（第２号）の11ページの歳入です。

歳入で、県支出金、教育費委託金があります。特色ある道徳教育推進校研究事業委託金ということで、この前説明受けた中では、上堺小学校がこの研究事業の事業校というようなことになっているというふうに伺いました。それで、問題はどのような道徳教育の研究事業がなされるのかということをお聞きしたいと思います。

続きまして、歳出にいきます。

歳出の15ページ、財政管理費ですが、財政管理費の財政調整基金積立金があります。２億3,300万円、これの基金の積立てですが、今補正でこの金額を積み立てなくても、ほかのもっと必要とされる支援があるかと思うので、どうしてここの積立金をしたかをちょっと伺いたいと思います。

次に、23ページの環境美化推進事業のところになります。説明を受けたときには、栗山川の草刈り、それの刃の交換、そのためのお金とかということで説明あったかと思いました。今現在といいますか、草刈り美化の環境美化推進事業に参加されている人数、ボランティアの人数はどれくらいの方が今されているのか、草刈り機持ってきてやっていく人が何人くらいあるのか、分かればお答えください。

次に、24ページ、農地費の地域排水管理事業のところで、この調査委託料ですね。栗山地区の悪臭がひどいということで、その調査をするという説明だったと思いました。この悪臭っていうのは、どこから悪臭が来ているのかということで調査をするということだと

思いますが、この場所のまず確認をしたいので、どこのところが悪臭が出ているのかを教えてください。

最後に、29ページ、共同利用施設費のところの大総会館維持管理事業、この施設改修工事なんですが、大総会館が雨漏りをしているということで、これに対しての工事だと思いました。ここには文化財が納められていると思いますが、築47年がたっている大総会館なんですが、これで１回の雨漏りで収まるようなちっちゃい雨漏りなのかどうかをちょっとお聞きしたいと思います。

以上、最初の１回目の質問とします。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　それでは、歳入、11ページ、下のほうになりますけれども、教育費委託金の特色ある道徳教育推進校研究事業委託金、上堺小学校がということですが、こちらにつきましては、１年ごとの指定で２年間継続して行うことということになっておりまして、昨年に引き続きということですが、１年ごとの指定ということですので、今回の補正で計上させてもらったものであります。

内容というか研究の主題が、学びをよりよい生き方につなぐ道徳教育を目指して、他者と対話し、協働しながら主体的によりよい生き方を考える事業づくりを通してということで、県の指定を受けて研究事業を実施しているものでございます。

よろしくお願いします。

○議長（川島　仁君）　財政課長。

○財政課長（向後和彦君）　15ページの５款財政管理費の財政調整基金の積立金でございます。これにつきましては、地方財政法の第７条に規定がございまして、地方公共団体は、各会計年度において歳入歳出の決算剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうち２分の１を下らない金額は、積み立てなければならないというふうにされておりますので、この第７条によりまして積立てをするものでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　それでは、23ページになります。

環境美化推進事業ということでご質問いただきましたので、ご回答させていただきます。

まず、栗山川周辺環境ボランティアの人数ですけれども、１回目が362名、２回目が318名ということで、これ令和３年度の人数になります。

今回なんですけれども、草刈り、この予算をもったところですけれども、これにつきましては、草刈りの人数が約285名ということで、過去の実績、草刈りをお持ちになった方がおりますので、それを参考に全体で330枚という試算をさせていただきました。これにつきましては、各収集箇所、予備の刃ということで、３枚ずつを計上させていただきまして、15か所ございますので、それの３枚ずつと、それにあと286名の草刈り機をお持ちの方がおりましたので、それで今回、330枚の替え刃の補正を計上させていただきました。

栗山川の堤防につきましては、今、管理用道路ということで舗装整備が進んでいることや、河川の構造物があることで、個人がお持ちになっている草刈り機の刃が大分破損だとか消耗しますので、今回、補正のほうを計上させていただきました。

以上です。

○議長（川島　仁君）　産業課長。

○産業課長（佐久間真一君）　24ページ、地域排水管理事業でございますが、対象の排水路につきましては、町内の鳥喰地区から栗山地区を通過し、栗山川へ放流しております幹線３号排水路でございます。

今回、補正予算に計上いたしました調査につきましては、栗山地区のサコテ橋から栗山川に向かって町道の橋梁までの360メートルの区間を考えております。

付け加えさせていただきますと、この区間の中での生活排水の流入箇所の確認や測量など、現況に係る調査を実施するものでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　それでは、29ページ、大総会館維持管理事業の施設改修工事でございますが、こちらにつきましては、大総会館の屋上全面の防水工事でございます。全面を行いますので、これで雨漏りがなくなるというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、２回目の質問をさせていただきます。

初めに、教育課長から説明がありました道徳教育推進校研究事業委託の今年度が２年目だということで、今年度で終わりということの中で、特色ある道徳教育ということで、やはり今、非常に子供のいじめの問題があるかと思います。その子供のいじめの問題をどのように解決していくかというふうなことも、大きなことなのかなというふうに思っていま

す。そういう意味で、いろいろないじめ解決ということで、道徳教育を用いるということはいいことだと思いますので、ぜひ、そういういじめ、そういうものの撲滅のためにも期待する、道徳教育推進校のこれは期待するものでありますので、ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

続きまして、財政管理事務費の財政調整基金積立金に関しては、地方財政法で義務になっているということでありますので、はい、そこは分かりました。ありがとうございました。

続きまして、環境美化事業の推進のこれも参加人数と、それから草刈り機の刃の消耗ということで、具体的な草刈り機を持ち寄った人数を考慮して、この数になったということで分かりました。

そんな中で、１点、要望としてお願いしたいということがあるんですが、ボランティアの草刈りに町長はじめ副町長もぐるっと回って見てくれている、励ましてくれているということだと思いますが、激励に来てくれているというふうに思います。それは非常によく分かるんですが、ぜひ、そういう奉仕作業もぜひ何らかの形で、このときに町民と一緒にできたら、それもありなのかなというふうに思いますので、ちょっと検討材料として検討してほしいと、要望としてお願いいたします。

それから、３号排水路の悪臭ですが、ここ大きな加工場がたしかあったかと思うんですね、その先に。私の記憶では、違うかな。多分、そこのところ、水産加工場があるところ、そこの排水が流れるところではないんですかね。

すみません。それは分かりました。ありがとうございます。

それから、最後の大総会館の雨漏りですが、屋上全面の改修ということで、雨漏りの心配はこれで大丈夫だということでありましたので、そこのところも、取りあえずこの事業費118万8,000円に関しては納得はいたしました。

以上です。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　すみません。１点だけ町長に確認をさせていただきたいというふうに思います。

12ページで、地域振興基金繰入金、産業まつりの助成ということでありますけれども、体育祭が中止ということで早くに周知されているわけですけれども、今時点で産業まつり決行されるかどうか、町長の見解をお聞かせください。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　10月に開催を予定していた町の体育祭については、先月、中止を決めさせていただきました。11月に行われる産業まつりにつきましては、10月半ばぐらいまでには結論を出さなきゃいけないなという認識でおります。そうした中において、今のこの横芝光町の感染状況を鑑みますと、今の私の考え方としては、このまま感染状況がなかなか収束する状況がないとすれば、これは開催は厳しいのかなというような認識でおります。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　２点ほど質問させていただきます。

20ページ、中段くらいに、町立保育所事務費の中の使用料及び賃借料のところが、ご説明の中で、私の一般質問でも答弁いただきましたウエブサービス使用料ということで、保護者と施設のほうの相互のやり取りが容易に可能になるということだったと思っているんですけれども、その辺の詳細を、ユーザーはもちろん使用料がかかるようなものではないというふうには思っておりますが、どのような利便性があるのか、詳しくお答えいただければと思います。

あと、25ページです。

観光費の中の備品購入費、ヨリドコロのレンタルバイク６台の購入ということで、マウンテンバイクを購入されるということで、恐らく１台８万円程度だと思うんですが、事前にお伺いしたところ、モンベルの会員の方々に広めていくことによって、これぐらい必要なんではないかということでありましたけれども、今現在の何かデータの実績を基に算出されたものなのか、否定的な意見ではないんですけれども、使用されないで余るようなことがあってはいけないと思いまして、そのような考えのところ、質問させていただきます。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　健康こども課から、私からは補正予算書20ページの町立保育所事務費の使用料及び賃借料の関係でお話しさせていただきます。

こちらは、保護者への連絡用のシステム使用料となります。200人まで使用できます。こちらは、ウエブサービスを利用しまして保護者へ通知することによりまして、迅速かつ円滑な情報提供ができるというものでございます。

町は、ＩＤ登録をいたしましてインターネットにつなぎます。保護者の方は、ＩＤ登録の

後にメール、ＬＩＮＥ、またはその会社のアプリで町からの通知が確認できるというものでございます。

現行は、今、この前もお話しさせていただきましたが、電話でやり取りしておりますので、時間のほうが随分かかっていたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　産業課長。

○産業課長（佐久間真一君）　ニューツーリズム開発促進事業の中で、見込みというか、どのようなというところなんですけれども、現在進めているところで、横芝光町、山武市、芝山町の構成市町を周遊するサイクルルートをですね、株式会社モンベルが運営するジャパンエコトラックに、本年度末までに登録を目指して進めているところでございます。

このジャパンエコトラックに登録をすることで、スマホアプリや会員へのメールのほか、サイクルルートなどを紹介する独自の情報誌が作成されまして、モンベル関連施設へ配布されるなど、全国のモンベル約100万人にサイクルルートが紹介されると聞いております。一応、ここの見込みというところで、この配信される情報を期待いたしまして、町内に訪れたサイクリストの初心者、いわゆるライトユーザーや観光客などに貸出しを行うことで、町内の魅力発信、飲食店や宿泊施設への利用機会の向上などの効果を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　ありがとうございます。

保育施設のお話で、ウエブサービス、今200名というふうにおっしゃっておりましたけれども、町立と学童保育も一緒で200名でカバーできるというものなのか、もう一度お願いいたします。

あと、相互間の連絡が取り合えるということでよろしかったですよね。すみません、それも１点、お願いいたします。

レンタルバイクのほうは、見込みということは分かりました。実績など取っていただいて、今後ともウオッチのほうをしていただけるようにお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　お答えいたします。

学童保育のほうにつきましては、学童保育も今回、学童保育事務費、これは21ページにご

ざいますが、ここでの使用料というところで計上させていただいております。こちらのほうが学童保育で300名ということで、こちらのほうは300名の利用となっております。

先ほど説明が漏れたんですが、今回の10月から３月までというところでの予算計上となります。

もう一つ、相互間のやり取りができるのかというようなお話でありましたが、これは今想定していますのは、町からの一方的な通知というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　分かりました。一方的な通知ということで、ちょっと100％ではないのかなと思うんですけれども、一般質問でも申し上げましたとおり、こちらから困っている方に投げかけるような、そういった文言とか通知というのを考えていっていただければと思います。

以上です。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　投げかけるような言葉ということ、承知いたしました。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　鈴木克征議員。

○１３番（鈴木克征君）　すみません。山﨑議員の重複質問になってしまうんですけど、お許しいただきたいと思います。

ページ数が23ページの環境美化推進事業の河川維持工事でございます。

先ほど、課長のほうから、令和３年度で300名以上の参加、また、15か所で配布するというようなことで草刈り機の刃ということですけど、これはボランティアに参加された方全員にこの草刈り機の刃をやるのか、その辺が１点と、あと令和３年度でも同じような草刈り機の刃を配ったのか、その辺だけお聞きさせていただきたいと思います。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　草刈り機の刃ですけれども、令和３年度では配ってございません。

あと、草刈り機の関係で、すみません、ご質問のほうがちょっと。

〔何事か言う人あり〕

○環境防災課長（北田勝也君）　全員に配るっていうよりは、今、自前で草刈り機を持ってき

てくれる方ということで限定して、草刈り機の刃を今回配布する予定となっております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　鈴木克征議員。

○１３番（鈴木克征君）　課長、そうしましたら、地元のことで大変申し訳ないんですけど、うちのほうの栗山川の上部に行きますと、かなり大人数の方で栗山川ボランティアに参加されているんですけど、当然草刈り機、自前の草刈り機を持ってきていただいているんですけど、このような方には全員配るということでよろしいんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　今回の330枚ということで、予算の計上のほうをさせていただいたんですけれども、これは前回の栗山川ボランティアの参加者で草刈り機を持ってきた方ということで把握しておりますので、その中に今おっしゃられた地区の方々も含まれております。人数のほうは把握されていると思いますので、今回配布したいと思います。

○議長（川島　仁君）　鈴木克征議員。

○１３番（鈴木克征君）　はい、分かりました。ありがとうございました。

最後に、町長、非常に栗山川のボランティアということで、栗山川をきれいにするっていうのは当町にとっても一番大事な河川でありますし、一番災害等のあれにもいろいろなことで、これは何とかしなくちゃいけないというのは思うところであります。

そこで、前からあります栗山川改修工事期成同盟会、こちらのほうたしか会長が佐藤町長だと思います。この構成市町が香取市、多古町、横芝光町、匝瑳市ということで構成されていると思います。常任委員会のほうの調査のほうでお聞きしたんですけれども、令和３年度は書面議決で行われたということでありました。

ですけど、私が思うに、このせっかくいいこういう会があって、香取市の市長も代わられました。多古町の町長も代わられました。匝瑳市の市長も代わられました。当町の佐藤町長が会長であれば、これやはり一番栗山川が改修してよくしなければいけない、また一番迷惑というか、そういう心配されるところが多い、被る部分が横芝光町だと思いますので、確かに、こういう時期ですので書面議決というのもいいかもしれませんけど、関心をしっかりと持ってもらって、せっかく、今、この成田空港の機能強化の問題絡めて、今、この行動を起こせば、それなりのやっぱり河川改修の予算、ほんの少しではどこやったか分からないぐらいな状況だと思いますので、しっかりと新しく構成された、ぜひ、県のほうも人数投入によってはいろんな陳情等も受けているような話も聞きますので、その辺は事務局も横芝光町で

すので、しっかりと連携を取って、また調整のほうも構成首長さんと会うのはなかなか難しいかもしれませんけど、せっかくの機会ですので、ぜひ、その辺のところはしっかりとやっていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　大変貴重なご意見ありがとうございました。

今、鈴木議員おっしゃられるとおり、栗山川河川部のこれからの改修というものは非常に極めて重要なことでございまして、景観のみならず、やはり防災上におきましても非常に栗山川の改修というものの重要性というものを認識しておるところでございまして、単独で県に言うよりも、またこの地域で全体でまた県に具申するのも、これは非常に大きな手だてだというふうに認識しておりますので、今のご意見を踏襲して、しっかり努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第６号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第７号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第７、議案第７号　令和４年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第２号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第７号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第８号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第８、議案第８号　令和４年度横芝光町病院事業会計補正予算（第１号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　１点、伺います。

この補正予算の中にある東陽病院経営強化プラン作成支援業務委託ですが、このプラン委託に関しては、地域医療構想との関係というのはどのような関係があるのか、ないのか、そこを伺いたいと思います。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　こちらの各公立病院が作成を求められている経営強化プランの関係ですけれども、地域医療構想と整合性を図ったものとすることが求められています。したがいまして、山武、夷隅、長生の医療圏の中の地域医療構想、さらには県の構想と整合性を図るように圏域内の会議等もありますので、そこですり合わせを行ってまいります。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございます。

そうしますと、この作成業務委託に関しては、この業務委託で東陽病院の今後の経営方針といいますか、病床の問題とか、それから医療体制の問題とか、医療科の問題とかっていうようなことがあるかと思いますが、そこのところに関しては、どのような形で委託を

受けるということになるんでしょうか。この外部からの専門家の委託を受けるということですよね。どのような形に委託を受けて、その結果というか報告ということは、いつ頃出来上がって、いつ公表されるのかも含めてお聞きしたいんですが。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　こちらの公立病院経営強化プランの内容につきましては、各病院の役割、機能の最適化と連携の強化、この連携の強化というのは、他の病院との連携の強化ということ、それと、医師、看護師の働き方改革に対応すること、経営形態の見直し、新興感染症の感染拡大等に備えた平時からの取組、施設整備の最適化、経営の効率化等が内容に記載するように定められております。

２か年をかけて作成をする予定でございまして、公表するのは来年度末ということを予定しております。

初年度、今年度ですけれども、市場政策動向、連携競合先、患者、受診者などの外部環境分析、財務統計、損益分岐点、給与、人員などの財務分析、稼働率、診療単価、病院再編における経営改善の検証など、診断機能分析に係る業務を予定しているところでございます。

来年度については、今年度行った各種分析を踏まえまして、地域医療構想との整合性を踏まえた上で、持続可能な地域医療提供体制を確保するための東陽病院が地域において果たすべき役割と機能、病院強化の連携、医師、看護師等の確保と働き方改革への対応、経営形態の見直し、施設整備の最適化、経営の効率化等を予定しているところです。

プランの策定というところも目標ではありますけれども、この経営プランの策定をきっかけに経営改革、経営改善、どのようにしていったらいいかというようなところを検証してまいりたいと考えております。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　いろいろたくさん説明していただき、ありがとうございます。

なかなか一度には覚えられるような頭は持ち合わせていないので、ぜひ、結果が出て作成されましたら、また報告をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第８号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は11時10分とします。

（午前１０時５６分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１１時１０分）

◎議案第９号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　議案審議を続けます。

日程第９、議案第９号　令和３年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　３点ほど質問いたします。

主要な施策の成果及び実績報告書の７ページ、２款１項８目結婚新生活支援事業、いい事業かとは考えておりますけれども、実績が６件ということで、若干ずつ増えてきていると感じておりますが、これは以前の質問の答弁にもありますとおり、令和３年度からの要件拡充の効果なのか。以前は、結婚届を提出してから申請までの期間が短い等々の理由などもあって実績が増えないというようなお答えもいただいておりますが、現在は申請の期限がないように感じるが、この辺の現状をお答え願います。

決算書にまいりまして、51ページ、18款１項１目ふるさと納税であります。

これは、令和元年度あたりから8,000万円程度の額を推移しておりますけれども、これは

何か頭打ちのように見えますので、これ以上は見込めないのか。また、対策は講じているか、お願いいたします。

そして、前後してしまって申し訳ございません。また決算資料の主要な施策の成果及び実績報告書の５ページ、２款１項４目町ホームページ運用事業の中で、総務経済常任委員会の資料を参考にさせていただきますと、ホームページのアクセス数は令和２年度から比較しまして１万21件、コロナ禍によって増加しているとありました。ホームページもリニューアルして、まちナビ２になっておりますので、この辺のダウンロード数の比較も教えていただければと思います。

また、まちナビ２のダウンロード数を増やすに当たっての取組がありましたら、それも併せてお願いいたします。

１回目です。お願いします。

○議長（川島　仁君）　企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君）　それでは、決算資料の７ページになります。

７ページの６行、結婚新生活支援事業の実績に関するご質問でございます。６件ということで、３年度は非常に伸びました。それが要件を緩和したことの効果かというご質問ですが、令和３年度におきましては、所得要件、そして年齢要件、緩和してございます。年齢については、今まで35歳未満だったのを39歳以下まで認め、所得については、340万未満だったのを400万円未満まで認めるようになっています。

ただ、今回のこの６件の方については、従来の要件で該当する方でございました。ですから、この要件の緩和の影響はないと思います。

それと、申請の期限延ばしたかということにつきましては、申請期限も変えてございませんので、３年度についてはそういうことでございます。

ただ、秋鹿議員、従来からご指摘のとおり、申請期限を延ばすことは重要かと思っておりますので、その点については国のほうでも方針を変えるということでございますので、それに合わせた形で申請期限の延長を改正するように考えたいと思っております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　総務課長。

○総務課長（及川雅一君）　それでは、ご質問の５ページのホームページ関係ですが、令和２年度と比較してまちナビ２の増えている状況ですが、令和２年度につきましては800件ありまして、令和３年度末で1,475件で675件増えております。

それと、まちナビ２を広く知っていただくために、今現在、広報年２回の中で、最終ページにまちナビ２の関係を載せております。また、広報のトップページにまちナビ２をダウンロードできるように毎月載せてあります。

以上です。

○議長（川島　仁君）　財政課長。

○財政課長（向後和彦君）　それでは、決算書の51ページ、18款寄附金のふるさと納税についてでございます。

ふるさと納税につきましては、令和３年度の実績としまして4,822件、7,950万1,000円の寄附額でございまして、議員ご質問のとおり、この直近３か年間で申し上げますと、件数、また寄附額がほぼ同じような状況となっているところでございます。横ばいとなっておりまして、なかなか増えてはこないといったところでございます。

考えられることとしまして、やはり返礼品事業者と返礼品の登録者数というものが増えつつはあるんですが、なかなか増えてこない、多くなってこないということと、もう一つ、横芝光町を知っていただく機会というのがなかなかないのかなというように考えております。

その取組、対策ということでありますけれども、返礼品事業者と返礼品の登録数を増やすといったことにつきましては、これは町広報紙の掲載であったり、商工会への相談といったこともしておりますが、直接職員が事業者へ訪問しまして、アプローチしているといったことがございます。

それともう一点、多くの皆さんに横芝光町を知っていただくといった意味では、現在のふるさと納税につきましては、ポータルサイトでさとふると、ふるさとチョイスというものが２つのサイトを開設しておりますが、この10月１日から、さらにＡＮＡ、アナのふるさと納税といったものと、ＪＡＬふるさと納税といったポータルサイト２つを開設する予定でございます。

現在、そういった状況でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　結婚新生活支援事業でありますけれども、申請期限を延ばすということで、延びたことによって漏れが起きにくくもなりますから、いい事業かと、実効性のある事業かと思いますので、ぜひとも拡大していっていただければと思います。

町ホームページ運用事業でありますけれども、まちナビ２のようなアプリは、私、プッシュ通知というのが来るので、必要に応じて見るようなホームページよりは、気になって確認するようないいツールではないかなというふうには感じております。ですので、せっかく予算をかけて構築したものでありますので、また、この総務経済常任委員会の中でも見づらいとか、使いやすいものにするとかいうようなご意見ありましたけれども、そういったものを含めまして、ぜひとも拡大していっていただければ思います。

ふるさと納税に関しましてでありますけれども、２つのポータルサイトのほうで拡大していくと、返礼品のほうも職員の努力には感謝いたします。

人気の返礼品なんかがショートしてしまうと、それ以上、横芝光町にふるさと寄附をしようという方々も減ってしまうような考えもありますので、そういった人気の返礼品がショートするようなことが今までにあったのか、そこ２回目、お願いいたします。

○議長（川島　仁君）　財政課長。

○財政課長（向後和彦君）　人気の返礼品がショートしてしまうといったことにつきましては、前年度、令和３年度についてはなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　秋鹿幹夫議員。

○４番（秋鹿幹夫君）　それであれば、またさらに人気を集めるような返礼品というのをどんどん拡大していくというのが戦略ということにはなると思いますけれども、３年間ずっと8,000万円程度というところが頭打ちなのかなというふうに数字では見受けられましたので、最後、町長の今後のお考えをお伺いします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　ふるさと納税の寄附額の増、拡大には、私も非常に注視しておりまして、近隣市町の中で非常に成果を上げている自治体がございまして、そこを今非常に研究して、それで今チャレンジをし始めたところで、それの媒体になるのがやはり横芝光町の産品として一番中心になっているのがお米、米ですね。米を今度ぜひ、そのサイトを見ていただくと、その変化が感じ取られるのかなと思ってますし、それに対して大きな期待をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、私の質問は、主要な施策の成果及び実績報告書で質問さ

せていただきます。

初めに、15ページの病児保育事業補助金、１法人１園ということになっています。この病児保育に関しては、始まったところだというふうに思いますが、昨年度の利用者、人数といいますか、利用があったかどうかをまず初めに伺いたいと思います。

それと、次の16ページに移りまして、子育てのための施設等利用給付費、これ認可外保育施設利用者への給付ということになりますが、ここの認可外保育所を利用している施設数と利用者人数を教えてください。

それと、その下の保育環境改善等事業補助金（新型コロナウイルス感染症対策）４法人６園とありますが、このコロナ対策、どのような対策内容だったのかを教えてください。

次に、33ページに移ります。

学習支援事業のところです。ここのところの夏季休業中の中学生を対象とした学習機会の開催ですが、ここの開催回数とそれから参加人数を教えてください。

その３つ下の青少年相談員事業費補助金ですが、ここの青少年相談員の人数ですね。それと、青少年相談員になる基準みたいなものがあれば教えてください。

次に、34ページ、図書館事務費になります。

会計年度任用職員の人件費ですが、ちょっとここのところ、人数と仕事内容など、読書指導員５名というふうになっているんですが、内容が金額的に126万円ですね。ちょっと金額的にも少ないので、どのような仕事をされているのか、人数も含めて教えてください。

それと、36ページになります。

学校給食センター衛生管理事業のところなんですが、最下段のところで、ここのところで可燃ごみ処理委託料とあります。以前は町の養豚業者が豚に学校給食に残ったのをあげていたということで、その事業者がやめてしまったもので、このような形で、ごみの委託料という形で金額も増えているとは思うんですが、ここのところの要するに事業、どれくらいの66万6,000円ですが、今まで持っていってもらったのと、今現在ではどのように給食センターのほうで管理が大変になったとか、楽になったとかあると思いますが、そこのところが分かれば教えてください。

以上で１回目の質問にします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　それでは、健康こども課所管の事業についてお答えいたします。

まず、附属資料15ページの子ども・子育て支援交付金事業の中の病児保育事業補助金で、令和３年度の利用があったかというご質問でございました。こちらのところは不明でございます。申し訳ありません。

それと、次のページ、16ページでございます。

７行目の子育てのための施設等利用給付費の中の認可外保育所の数と利用人数ですが、認可外保育所は４施設でございます。４施設でございまして、利用人数は７人でございます。

それから、その下、保育環境改善事業補助金、新型コロナウイルスでどのような事業かというところでございました。コロナ対策として、町立・私立保育園に対象に備品、消耗品の購入、消毒作業に従事した人件費や検査費用に充てましたかかり増し経費に対しての補助でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　それでは、決算資料の33ページの３行目、学習支援事業の関係でございます。

中学生を対象とした夏休み勉強会の関係でございますが、３年度につきましては、コロナの関係もございまして、中学３年生を対象にということで、７月21日から８月20日の20日間実施いたしました。申込人数は49名で、延べ参加数は582名でございました。

次に、36ページ、７行目、学校給食センター衛生管理事業の可燃ごみの処理委託ということで、こちらにつきましては、残菜につきましては、３年度から山武郡市の環境衛生組合に処理をお願いしているところでございます。また、費用面、運行面の関係から専門業者に委託しているということになっており、以前は、こちらにつきましては養豚業者とは別にシルバー人材センターに匝瑳のごみ処理のほうにお願いしていたものを、３年度から山武のほうに変更になったということで、多少金額的には増額しているのかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　それでは、33ページ６行目の青少年相談員の関係でございますが、青少年相談員、現在の人数は40名でございます。どのような方と申しますと、相談員を受けるときに55歳までの男女ということになっております。

それから、次のページ、34ページ、図書館事務費の読書指導員の人数は５名でございます。内容でございますが、本の整理や各小中学校の学校の図書館との連携の事業などを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、２回目の質問に移りますが、初めに病児保育事業なんですが、今つかんでいないということだったですよね。なかなか看護師さん、専門の資格を持った人でないとできないし、大変な事業ではあるのかなと。保育園でこれをやるのは非常に大変な事業になるんじゃないのかなと、私は考えています。そんな中で、障害を持った保護者に対しての、ここの保育園でこういう事業をしてますというような、そういう知らせ、案内とかっていうことがされているのかどうなのかというのを再度伺いたいんですが。

それと、次のページの４施設、７人ということは分かりました。

それから、コロナウイルス感染症対策で４法人６園の消毒、それから備品、それから検査ということですが、どれくらいの検査、私立保育園も含めてということだったもので、その私立保育園に対しての、これ保育士さんへの対策だと思うんですね。どれくらいの検査、どういうふうにして１週間に一度とか、いろいろあるかと思いますが、やってきたのかということですね。町立の場合にはすぐ出ると思いますが、私立の場合にはちょっと分からないということなのか、私立の保育所でもどのような実績ということの報告が町のほうに上がっているのかどうなのかというのを確認したいと思います。

それから、学習支援事業ですが、中学３年生を対象にということで、非常に20日間で49人、582名ということで、大分中学生にしたらためになってくれた事業なのかなというふうには非常に評価したいと思います。

青少年の相談事業ですが、40人、なかなか青少年相談員の成り手不足ということも今問題になっているかと思いますが、ここのところで、どのような形で確保していくのかというのが、あればお聞きしたいと思います。

それと、図書館事業ですが、本の整理とか学校図書ということで今説明ありました。これのこの業務、仕事をやるに当たっての資格とか採用条件とかっていうものがあるのかどうなのかお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　２点のご質問をいただきました。

まず、こちらの病児保育事業補助金についての中で、その周知のほうがしているのかというご質問でございました。こちらのほう、ちょっとうちのほう、今、資料がございません。後ほど確認させていただきます。

また、もう一つ、検査につきまして、私立保育園で実績が上がっているのかというところですが、こちらのほうも後ほど確認させていただきます。よろしくお願いします。申し訳ありません。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　青少年相談員の今後の確保の関係でございますが、現在は現役の青少年相談員の皆さんと各地区の行政総務員の皆さんに文書のほうでお願いをして、連携を取って選出のほうをお願いしているところでございますが、この40名に関しましては、大総小学校と南条小学校が統合されたことから、この次の期、令和７年４月１日からの方々につきましては、定員を減らす方向で今検討中でございます。

以上でございます。

それから、読書指導員の採用条件でございますが、これは特にはございません。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、３回目の質問になります。

非常に申し訳ないんですが、１点、ちょっと確認で質問するのを忘れちゃったんで申し訳ないんですが、確認の質問になります。

10ページのシルバー人材センターの活動支援事業で398万円、これシルバー人材センターの登録人数の関係で、この金額になったというようなことで認識はしています。今現在、シルバー人材センターの登録人数ですね。これどれくらいになって、要するに増えているということは聞いてはいるんですが、どれくらいに増えているのか、分かれば教えていただきたいというふうに思います。

それと、図書館事務の件なんですが、特別な資格とかはなくても大丈夫だということですが、年間どれくらいの出勤日数といいますか、それと何時間くらいされているのか、非常に人件費の金額が126万ではできないんじゃないかなというふうにちょっと思ったもので、そこのところはどうなっているのか、大丈夫なのか、確認したいと思います。

それと、学校給食センターのことでの確認なんですが、山武環境への専門業者にお願い

して運んでいるということで、それでいいのかどうなのかを確認したいと思います。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　シルバー人材センターの会員数ということでお答えをさせていただきます。

補助の基準となりますシルバー人材センターの会員数につきましては、各年度末で押さえることになっておりますので、３年度末の会員数でお知らせさせていただきます。３年度末、179人となります。よろしくお願いします。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　読書指導員の方のどのくらいの日数、時間ということでございますが、５名のうち火曜日に３名、水曜日に２名、金曜日に４名、時間につきましては、１日３時間ということでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　36ページの学校給食センター衛生管理事業の可燃ごみの処理ですけれども、議員おっしゃられたとおり、専門業者により回収、搬送して処理していただくということを委託しております。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　では、私のほうから何点か。

まず、決算カードの速報値から。令和３年度の決算状況で財政力指数は0.46となり、前年度と比較して0.01下がっていますが、要因としてはどのようなことが考えられるのか、町長にお伺いします。

２点目ですけれども、同じく決算カードの令和３年度の決算状況で、経常収支比率が84.8％となり、前年度と比較して4.1％改善されたことは喜ばしいですが、要因としてはどのようなことが考えられるのか、町長にお伺いいたします。

３点目として、同じくこれも決算カードでありますが、令和３年度の決算状況で当町の標準財政規模は70億5,621万1,000円と示されておりますが、歳入の総額は135億、歳出の総額は129億、約130億という状況でした。約２倍ぐらいの状況になっていますが、なぜこのような状況になってしまったのか、町長にお伺いします。

次に、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書の４ページの義務的経費についてですが、令和２年度は46億2,443万3,000円で、歳出総額に対する構成割合は32.2％でしたが、

令和３年度は51億5,182万4,000円で、39.6％でした。義務的経費の構成割合は7.4％伸びているということは、いい傾向ではありません。要因としてはどのようなことが考えられるのか、町長にお伺いいたします。

５点目でありますが、決算書181ページ、４款３項１目の病院費の東陽病院事業会計繰出金４億9,500万6,000円計上してありますが、議会議員全員協議会時に財政推計で説明があった金額は、これ私の聞き間違いかもしれませんけど、４億4,000万円というよりもかなり増えていると思いますが、どうしてこのようになったのか、その理由について町長にお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　全てしっかりとした答弁できないかとは思いますけれども、一応分かる範囲で答弁をさせていただきたいと思います。

決算カードの財政力指数につきましては、一つ一つ積み上げていった結果でございますので、若干の差異は出るのかなというふうに考えております。

また、改善したのが経常収支比率の問題ですね。それにつきましても、やはり大きな歳入があった状況の中で、特段のやったわけではありませんけど、なるべく無駄を省くということは常にやっていることの中で、経常費が削減できたということは、ある意味、やはり成田空港の騒音対策交付金のこれはもう影響されているのかなというふうに思っています。

また、財政規模が非常に大きいことにつきましては、やはり今回のコロナの問題もありますし、また、その空港の問題もありますし、横芝光町の今置かれている環境が、ある意味、千載一遇のチャンスの時期でもあるということの中で、しっかり積極的な財政出動をしている結果なのかなというふうに思っております。

また、義務的経費につきましては、そういうような状況の中で、あくまでもそれを目標に財政運営しているというよりも、一つ一つ精査しながらこの予算を執行させてもらっている中での結果だというふうに、ご認識していただければありがたいなと思っています。

また、東陽病院の問題につきましては、病院事務長からの答弁とさせますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　東陽病院事務長。

○東陽病院事務長（越川直樹君）　それでは、東陽病院の繰出金の関係についてお答えいたします。

町からの繰出金については４億4,000万円、こちらの181ページの繰出金で４億9,500万6,000円でございますが、この5,500万6,000円については、成田国際空港周辺対策特別交付金でございまして、一般会計からを通じて病院に入ったものでございます。

内容については、こちらは昨年度実施いたしました非常用発電装置の増設工事に充てたものでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　私が、なぜこのような質問をさせていただいたかということでありますが、町長は、長年町政を担当しておりますが、その都度その都度質問しても、一向に改善されない、よくならないということから、今回このような質問をさせていただきました。

まず、財政力指数についても、合併当初から比べるとかなり落ちている。落ちている要因というのはいろいろあると思いますけれども、要するに町税をはじめとする、そういう自主財源の確保、そういうものも対策の大きなものの一環でありますけれども、そういうものも全然対応していないのが、このような状況になってきているのかと。

２番目の経常収支比率が改善されたということであります。これは、要因としては、もう大きなものがあるわけであります。ですから、そのようなものがある、だから、ただ漠然と使っちゃおうかじゃなくして、やっぱりいろいろ考えながら対応する必要性もある。

次に、３点目でありますが、私は常々言ってますけれども、標準財政規模が70億5,621万1,000円、これは今回はコロナの関係とかいろいろあったから、そういうものから示された一般的な当町の数値であります。

しかしながら、私が常日頃から言っていますように、かなりの大型予算等を計上し、やっていても全然先行き不透明な状況になっている。ですから、こういうふうな数字を比べてみると、今申し上げましたように、標準財政規模の２倍ぐらいの状況になっているということは、かなりの無理と無駄があるのかなと。だから、これについても、一般的に考えれば、当初は類似団体と比較して、やっぱり成田空港の関係とかそういうものがあります。そして、空港周辺対策交付金についても、約13億云々という数字があります。ですから、私が日頃言ってますように、そういうものを比較していくと、一概に財政でありますので

特殊事情もありますから、毎年毎年予算規模を縮小していくというのは並大抵のことじゃないというのも分かりますけれども、やっぱりある程度のそういう目標を持った中で対応していかなかったら、今後先行きがかなり不透明になってきているというようなことから、こういうふうに出させてもらいましたけれども、やっぱり私も常日頃から言っているように、取りあえず当初の財政規模については１回にはいかないかもしれないけど、やっぱりいろんなもろもろの状況を考えたら、90億、やっぱり最初はそれを目指してやらなければならない。だけれども、コロナがあるからっていってどんどんどんどん膨らんでいく。どのようなことでこういうふうになるのかっていうのは、私にはよく理解できない。

それと、あと義務的経費の割合についてもそうなんですけど、やっぱり当町は財政力の低い団体であります。ですから、一般質問でも申し上げましたけれども、職員の採用についても、やっぱり１人の職員を採用することによって、そういう人件費をはじめとする義務的経費なんかについても上がるわけであります。ですから、そういうところからしっかりと見詰めていかなかったら、いつまでたったってよくならない。ですから、そういうものも踏まえた中で、やっぱり十分に考える必要性があるんではないのかということであります。

東陽病院の問題については、これだけの繰出金をしてあります。今回、特別な事情でコロナの感染拡大というのがありますけれども、当町は今の状況を見ていると全然減りません、正直な話。自治体病院があって、その自治体病院で検査でも何でも対応するような対応をすれば、私はこういう状況にはならないのかなと思っております。ですから、やっぱり地元の病院があるんであれば、そういうものを活用した中での対応をしていくというのが、やっぱり地方自治、横芝光町の力じゃないのかな。ですから、そういうものもしっかりときめ細かく考えて対応する必要があるのかなと。

先ほどもくぎを刺しましたけれども、町長の任期はあと１年半であります。ですから、このままずっとやっていけば、またどんどんしわ寄せが来てしまうというような状況にもありますので、そういうものをしっかりと踏まえた中で、やっぱり予算についても対応していってもらわなければならないということであります。

ですから、明確な答弁というのはいただけなかったですけれども、やっぱりそういうもの一つ一つ、きめ細かく、特に副町長におかれましても、もう何年やっているのか。町の状況というのは十分分かっている。やっぱり予算、決算にしても、行政の基本的なものですから、十分それが分かっていると思う。それであれば、やっぱりしっかりとそういう意

見を言った中で、行政に反映させていかなければならないんじゃないか。ですから、そういうものを踏まえた中でも、しっかりした対応をしていただきたいということをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　宮薗議員のおっしゃっていることも一部理解はできます。しかしながら、この日本の行政システムの中で、財政と行政というのがございますよね。そういう中で、実際財政力が0.5いっていないという状況にもありながらも、この日本の今、行政システムが地方交付税制度を取ってのことでございまして、確かに自主財源が豊富な地域、そうでない地域、これは別々になるわけでございますけれども、何よりも私ども申し上げたいのが、やはりこの行政が何のためにあるか、財政のためにあるわけではなくて、やはり町民の豊かな幸せのためにこれがあるわけでございますので、使える予算というのはしっかり、無駄に使うことはないにしても、それを積み上げていくというのも非常に大事な行政の仕事であるというふうに認識しています。

そういう状況の中で、せんだっても皆様方にお示しをさせていただきましたけれども、財政推計の中で、この十数年間の中で昨年より10年間の財政推計の基金が枯渇することのない、今まではもう３年後、５年後には枯渇してしまうような状況にあった財政推計が、昨年からは10年後も基金が残っている状況になる、これは大きな改善であるというふうに認識をしていますので、今後もしっかり町民のために頑張っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　もう言わないと思いましたけど、３回目ありますので、あえて今そういうことでありましたので言わせてもらいますけど、ですから、先ほども言いましたけれども、コロナ対策一つとっても、自治体病院があるにもかかわらず、そういうものをしみじみしない、それ一つとってももう、私は全然近隣と比較しても、かなり落ちていると思います。ですから、やっぱり町民が幸せになれるんであれば、地域間競争の時代でありますので、近隣よりもよくなれば生産人口のある人が定住するようにもなる。子供たちも、そうすれば数も増えてくる。そういうふうな状況になりますので、そういうものを一つ一つしっかり考えた中での対応をしていただきたいということであります。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後１時とします。

（午前１１時５７分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　０時５９分）

○議長（川島　仁君）　ここで、先ほどの山﨑義貞議員の質問に対する追加答弁を健康こども課長にさせます。

健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　午前中、山﨑義貞議員からご質問のありました、子ども・子育て交付金事業の病児保育事業補助金と保育環境改善事業についてお答えさせていただきます。

まず、病児保育事業補助金でございますが、利用者につきましては延べ281人でございます。また、この病児保育事業補助金というものは、体調不良児の対応型というものでございまして、施設利用している児童が一時的に実施するものでございまして、周知につきましても、保育所利用の児童の父兄のほうに周知のほうを行っているということでございます。

また、保育環境改善事業につきまして、検査キットを購入して状況に応じて施設の判断で実施しておりまして、検査回数につきましては把握はしていないということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　議案審議を続けます。

森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　それでは、５点質問させていただきます。

実績報告書の７ページのところで、真ん中辺の移住定住サポートセンター業務委託料、そこのところで、移住定住サポートセンターの業務とはどのような業務を行っているのかということと、２番目に、その３つ下、住宅取得奨励金交付事業補助金45件とありますが、これは前年度に比べて増えているものなのかどうなのか、また具体的内容はどのようなことか。

それから、その下の新たな居住者獲得調査検討業務委託料、新たな居住者獲得調査とはどのような調査なのか、どのような業者がどのような調査を行っているのか、それがどのように結果として知らされるのか。

それから、第４番目に、先ほどの移住定住サポートセンター業務と新たな居住者獲得調査、これ似たような説明と申しますか、似たような業務も行っているように受けます。どのように連携が取られているのかということと、最後に、同じページのもう一つ下で、交通安全指導員報償金53名分で金額が出ておりますが、単純に計算すると１名当たり３万円ちょっとかなということで、夏の大変な風景を交差点で見まして結構大変な作業だなと思いましたが、１人当たりどのくらいの仕事量、それから報償金なのかお知らせください。

以上です。

○議長（川島　仁君）　企画空港課長。

○企画空港課長（平山貴之君）　それでは、森川議員ご質問の点についてお答えします。

決算資料の７ページの５行、まず移住定住サポートセンター業務委託の内容ですが、これについては、委託先が町の観光まちづくり協会でして、そこに移住相談員の方を配置しまして、令和３年度で申しますと、241日、相談業務、直接面会したり、あるいは電話対応をしてございます。それが主な業務ですが、ほかには移住のイベントというのが結構東京とかでもありますので、そっちに出張して、横芝光町の移住についてＰＲをしたり、あと昨年度で申しますと、ミキハウスという会社があって、そこで子育て雑誌出していますけれども、そこへ移住定住の記事を掲載したり、この業務の中でやっております。

次の８行目の住宅取得奨励金交付事業について対前年度の実績等のことですが、令和２年度は、31件ございまして、金額的には1,630万円でした。令和３年度につきましては、そこに出ているとおり45件の2,590万円で、増えているかのように見えるんですが、実はこの制度、令和２年の７月から始めていますので、件数的には今のところどっこいどっこいかなという感じでございます。

それと、その内容ですが、45歳以下の方が住宅を町内に取得された場合に、新築、中古を問わず出す奨励金でございます。新築の場合ですと30万、中古の場合ですと10万円、それに転入なされると40万円の加算がついたり、15歳以下のお子さんが１人いると１人当たり10万円加算がついたりという制度であります。ですので、入ってくる方に手厚いんですけれども、町内にいる若い方が家を建て替えたりするときにもご利用いただいております。

次が、９行目の新たな居住者獲得調査検討業務委託でございます。この点について、概要を今年の２月の全協で若干お知らせしたところですが、委託先はデロイトトーマツコンサルティング合同会社という、その世界では有名な大きなコンサルティング会社でございます。

調査の内容としましては、空港の機能強化を生かして新たな居住者を町に呼び込むために

どういう町の姿、あるいは具体的な取組をしたらいいのかということを調査に出しまして、その結果として主なターゲット、これ空港関連従業員で特に20代後半から30代の共働きの子育て世帯としております。また、サブ的には、最近コロナウイルスで地方移住ニーズが高まっておりますので、そういう都心の居住者をサブターゲットとしようというふうにしてございます。

かいつまんで申し上げますと、横芝光町の利便性はそんなに追求しても、例えば成田だとかには勝てないだろうということで、個性的なライフスタイル、海、川、星とかそういうものを生かした、そこに魅力を感じてもらえるようなライフスタイルを追求するまちづくりを目指していこうということで、具体的には、今年度からやっておりますけれども、例えば栗山川の堤防の舗装を土木事務所のほうに強く要望したり、あと都市建設課のほうで居住地整備の調査を出したりということで、年次計画を立てて進めております。

最後に、移住定住サポートセンターと今回の調査との関連ということなんですが、この新たな居住者獲得調査の結果が、それによって町の政策とかが出てまいりますので、それを移住定住の相談員の方によくお伝えして、窓口等でそういう町の姿勢とか方向性とかを言っていただいて、町に興味を持っていただけたらいいなと、今後の課題ですけれども、思っております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　それでは、森川議員のご質問にお答えしたいと思います。

７ページの交通安全指導及び啓発事業の中で、交通安全指導員報償ということで、これにつきましては53名、年間ですけれども、３万500円となります、１人当たり。あと、幼児交通安全教育指導員報酬２名ということで、これにつきましては１回当たりということで掲載してございます。

主にですけれども、内容的には交通指導員の方、皆様もご存じでしょうけれども、交通安全運動だとかそういうときに、横芝光町内の交差点に交通指導員さんが立っていただいて安全を守るということで、令和３年の実績なんですけれども、ベコちゃんクラブ、これが幼児交通安全教育指導員になりますけれども、年間通して開催数が15回行っております。これにつきましては、全保育所、保育園、幼稚園で実施されております。

あと、小学校の交通教室ということで、これにつきましても横芝光町の全小学校で実施しております。開催回数は５回です。あと中学校の交通教室、これは中学校２校ございますの

で、そこにつきましても開催２回ということで、中学校の交通安全教室を行っております。

そのほかに、街頭指導ということで、ここに定期街頭監視ということで毎月10日に行われているんですけれども、そのほかに交通安全運動、あと特別街頭監視ということで年間21回行いまして、実際街頭指導ということで年間39回行っております。全体で開催数、いろいろ今まで教室だとかあったんですけれども、それについては年間61回、あと指導延べ人数としては474人ということで活動されております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　ありがとうございました。

先日の一般質問のときにも町長にお尋ねしたんですが、新たな居住地を今度北側にあるかもしれないということで進められているということですが、今ここで新たな居住地獲得調査等をやっているということで話が進んでいくものかなと期待してもよろしいでしょうか。町長にお尋ねします。

○議長（川島　仁君）　町長。

○町長（佐藤晴彦君）　あくまでも北側の土地につきましては、民間法人の土地でございます。ただ、しかしながらその辺の部分も計画といいましょうか、コンサルの中には申し上げてございますとおり、しっかりとそれが反応できるように対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　かなり期待できるということで、よろしくお願いいたします。

それから、先ほどお聞きしたのは、夏ですとか、交通安全の件です、交通安全の街頭指導、年間39回行っているということで、お見受けした感じ、かなり体力的に厳しいような感じの方も多くいらっしゃるんじゃないかなということで、この53名の確保についてお困りではないかなと思った場面もありました。

報償金が３万500円、年間、この中で39回の街頭指導もあるという理解でよろしいでしょうか。もうちょっと報償金を見直して、多くの方にやろうかなというような気持ちを持たせていただける額を検討されるのはどうかなと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　今のご意見ですけれども、交通安全指導員、確かにちょっと

高齢のところもございます。任期のときには、各地区に総務委員さんに要望をしていただいて、あと継続の方もおりますし、何とか53名でやられているところです。今年度は55名いるんですけれども、実際指導員の方は本当年間通して行事数が多いので大変かと思います。

報償のほかに、交通安全協会のほうに補助金ということで運営費等行っておりますので、その辺で今賄っている状況でございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　森川貴恵議員。

○２番（森川貴恵君）　大変体力的にも厳しい中、受けてくださっている方がいらっしゃるということに、とても感謝いたしております。少しでも多くの皆様に協力いただけるように、そういう補助金のほうも今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（川島　仁君）　小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君）　それでは、２点質問させていただきます。

決算資料の19ページ１行目、一番下のディープフリーザー用停電時電源装置で、無停電用電源装置はどのようなものか。これは蓄電池のようなものなのか教えてください。

２点目で、決算資料の32ページ11行目と33ページ４行目のＧＩＧＡスクール構想環境整備事業のＧＩＧＡスクール端末運用支援業務委託料は、保守業務委託料だと思いますが、この保守業務は１社によって行われているものなのか、専門分野に分かれて何社かに依頼して頼んでいるのか、そこを教えてください。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　お答えいたします。

ディープフリーザー用の停電時の電源装置ということでございます。こちらにつきましては、議員おっしゃるように蓄電池のようなものということで聞いております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　資料の32ページ11行目、ＧＩＧＡスクール構想環境整備事業、こちらは小学校費分です。33ページ４行目が中学校分になりますが、こちらにつきましては、町との契約上は１社との契約ということで実施しております。

○議長（川島　仁君）　小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君）　この停電用電源装置というのは、ディープフリーザーというのはどの

ぐらいあって、それを賄っているのか教えてください。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　大変申し訳ありません。詳細については、後ほどお答えさせていただきます。申し訳ありません。

○議長（川島　仁君）　小倉弘業議員。

○１番（小倉弘業君）　端末の保守業務のほうなんですけれども、１社で全ていろんな分野の、通信だとかパソコンだとか、そういうほうは大丈夫なんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　一応１社との契約ということになっておりまして、ソフトウエアの不具合、ユーザー情報の更新等々、全て町との契約は１社ということで実施しております。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　資料の９ページ、下から２行目の住民基本台帳ネットワークシステム事業でありますけれども、個人番号の発行枚数は2,888枚、もう一度発行率、令和３年度決算の発行率と現在の発行率、教えていただければというふうに思います。

それと、10ページ７行目の外出支援サービス事業委託料、令和３年度決算時の車の台数と、利用者は出ていますけれども、関わっているサービス者、従業員といいましょうか、人数。

それと22ページ２行目、多言語通訳機器賃借料、ちなみにこれ幾つの国の対応で何名の方が利用されているか教えてください。

それと32ページ６行目、学習指導等講師配置事業、令和２年度は14名だったところ令和３年度は18名ということでありますので、増員要因を教えてください。

69ページ、一番下の主な利用内容が出ておりますけれども、児童虐待、11月はオレンジリボンでありますので、児童虐待、非常にうちの町もあると思いますので、令和３年度の実数を教えてください。

それと71ページ、一番下の小中学校体育館、上堺小学校の回数がゼロ、人数がゼロなんですけれども、コロナの中で縮小されても入学式、卒業式等使われていると思うんですが、ゼロの理由。

以上、よろしくお願いします。１回目です。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　それでは、個人番号カードの件でお答えさせていただきます。

令和３年度の決算時の個人番号カードの交付率は34.3％でありました。今現在、最新の交

付率でございますが、令和４年の９月１日現在では39.5％ということでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　福祉課長。

○福祉課長（古作健二君）　外出支援サービスの車両台数と運転士の数ということでお答えさせていただきます。

社会福祉協議会で、外出支援サービスで１日当たり動かしている車両の台数は４台になります。運転士の数も４人ということになります。

以上です。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　お答えいたします。

私からは、子育て世帯包括支援センター事業の中の多言語通訳機器の賃借料につきまして、利用者につきましては２名でございます。こちらのベトナム語でということでございました。２名ともがベトナム語ということでございます。

また、何か国語が使えるかということでございますが、15か国語ということで、15です。15か国語でございます。

それともう一つ、69ページのところ、虐待件数につきまして、令和３年度につきましては４件でございます。

以上でございます。

○議長（川島　仁君）　教育課長。

○教育課長（椎名　淳君）　それでは資料の32ページ、６行目になります。学習指導等講師配置事業の特別支援教育支援員が２年度の14名から18名に増員になった理由ということでございますが、特別支援教育支援員につきましては、各小中学校にあります知的学級、情緒学級等を主に担当していただくということになりますが、そちらの児童生徒の状況、また人数等によりまして、必要な支援員の人数というのも変わってまいりますので、令和２年度に比べて増加したということが要因になっております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　社会文化課長。

○社会文化課長（霞　澄人君）　71ページの一番下、小中学校の体育館の利用状況でございますが、こちらにつきましては、学校体育施設の開放事業のものとなります。上堺小学校の利用がゼロ、利用者数ゼロになっておりますが、今年度につきましても、１団体、ママさんバ

レーですけれども、登録はございますが、利用がないということでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　大変失礼しました。社会文化のほうはちょっと勘違いしておりました。よく分かりました。

２回目の質問ですけれども、住民課長のほうから令和３年度のマイナンバーカードの発行率、34.5％で、今現在、今日現在39.5％ということでありました。もう皆さんがご承知のように、企業で出向いたり、また、いろんな形で集会所とか住民課の職員の皆さんが、マイナポイントの絡みもありますし、きっと国の目標とかも来ているというふうに思うんですけれども、いろんな角度から様々ご苦労されてご努力されていることには、非常に周知の事実でありますし、感謝しているところであります。

しかしながら、今年の８月末現在の全国のカードの交付枚数は5,966万枚ということで、全人口の47.4％でありまして、９月にはもう全人口の、日本の国の全人口の５割を超えたということでありますので、これだけ頑張っているのにというところもすごくご苦労を感じるがゆえに大変だとは思うんですけれども、いま一歩、まだまだそれこそマイナポイントは９月末までのカードの作成でありますんで、広報、防災無線を借りてどんどん流していただきながら、もうちょっと大変ですけれども、頑張っていただきたいなというふうに、国の５割を超えたということはどこの自治体もみんな頑張っていることだと思いますが、うちの町が頑張っていないということは絶対ないですし、頑張っているのも承知の上で言わせていただきましたので、後で課長、ご決意を一言お願いします。

そして、町長、ぜひ住民課の職員の皆さん、あっち行ったりこっち行ったり一生懸命頑張っていますので、ねぎらいの言葉を皆さんにかけていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

それと、32ページの学習指導等講師配置事業、障害とか対象の子供さんが増えれば、当然指導員の数も増えるというふうに思うんですけれども、私が心配しているのは、どういう内容のお子さんが増えているのか。分かる範囲で令和３年度、多動の子、ＡＤＨＤとか、いまだにうちの町はどういうお子さんが多いのか、もし聞ける範囲で聞かせていただければありがたいなというふうに思います。

これ答弁はいいんですけれども、69ページの児童虐待、本年度もあろうかというふうに思います。担当課大変ですけれども、本当に誰一人取り残さない、大切な町の宝の子供さんた

ちでありますので、引き続きしっかり寄り添って頑張っていただきたいというふうに思います。

○議長（川島　仁君）　教育長。

○教育長（實川睦子君）　それでは、川島富士子議員のご質問に答えさせていただきます。

この教育支援員ですけれども、先ほど課長がおっしゃったように、特別支援学級の知的障害学級と情緒障害学級があります。学校によっては片方の学級１つ、最近は２学級、あるいはもう少し大きな学校ですと２クラスずつあります。

その中で担任が数名のお子さんたちを指導するわけですけれども、同じことをやっていても、やはりそれぞれ個性がありますので対応が難しい、そういう場合に支援員さんが入っているわけですけれども、それ以外に状況としては、ずっと特別支援学級に入っているのではなく、普通の通常学級のほうにも教科によっては入ります。そうしたときに、その子がちょっと、みんな子供たちの中に入れなく飛び出してしまったり、そういう場合はやっぱり情緒が不安定な子、あるいは発達障害を持ったお子さん、それも軽度、それから重度ということで、一人一人がみんな個性を持った子たちです。そういう子たちを成長させるために、やはり支援員さんのほうが、指導員さんのほうが多く、どうしても学校のほうで必要となってくるという要求に応えて、できるだけ教育委員会としては対応していきたいということで人数が増えている状況です。

現在の子供たちは、以前のように一斉にやる授業もいいんですけれども、やはりその子その子に合った指導というのがとても大事になってきますので、そういった意味で増員のほうもさせていただいております。

以上です。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　川島議員、ありがとうございます。それでは、今後も個人番号カードの交付率の向上に向けて努力していきたいと思います。

以上です。

○議長（川島　仁君）　川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　３回目です。住民課長からは力強いご決意をありがとうございます。

10月から、このマイナンバーカードを健康保険証として利用できるマイナ保険証、これについては今年の10月から患者が医療機関に支払う窓口負担の上乗せを初診時に限定、マイナ

保険証を使う患者は３割負担の場合、初診は現行の21円から６円に引き下げ、従来の保険証より割安になるという予定だそうですので、ここのところも僅か何円でも、実際ひもづいたカードによる保険証を使った方が何円でも高くなったということも耳に届いておりますので、こういったところもしっかり、また決定し次第、周知していただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いします。答弁は結構です。

教育長、貴重な、本当に現場で見てきたから言える、本当に貴重なお話ありがとうございました。とにかくいろんなお子さんが、いろんな関係で、それこそ多動の子とか知的、いろんなお子さんが増えているということに非常に懸念はするんですけれども、教育課だけでなく、それこそ健康こども課、東陽病院、いろんな形で児童虐待があるかもしれないし、そうじゃない、本当に愛する子供だけれども、親御さんが疲れている場合もあるかもしれません。

ですから、縦割りだけでなくて横にそれこそ連携を取って、親御さんも温かい声をかけてさしあげていただきたいというふうに、ほかの各課も連携してお願いしたいというふうに思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

最後に、健康こども課長、一つ聞き忘れてしまったんですけれども、令和３年度、やはりコロナ禍の中でがんの検診率、がんの住民健診もこの令和４年度、完全に予約制になって待たずにスムーズに健診が受けられる。私も参加していてすごくいいなというふうに評価しています。

ただ、早期発見ができなくて治療が遅れたりということがあってはならないというふうに思いますので、コール・リコールを続けていただきたいと思いますけれども、令和３年度のコール・リコールというのはおやりになったんでしょうか。最後それだけお聞きしたいと思います。

○議長（川島　仁君）　健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　お答えいたします。

コール・リコール、これがん検診推進事業の中のお話だと思います。令和３年度につきましては、コール・リコールに対象といたしましたのは子宮頸がんと乳がんにつきまして、まず、子宮頸がんではコール、最初のこれは受診勧奨ということですね。これが430名。リコール、これ再勧奨と言われます。こちらのほうが82名ということで、受診者数は８名でございました。

また、乳がんにつきまして、最初の受診勧奨で796人、またリコールでの再勧奨、これが215人、受診者数は８名でございます。

令和４年度も受診率向上のため、議員おっしゃるように、引き続き受診勧奨に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、令和３年度横芝光町一般会計決算の認定について、反対の立場から討論をいたします。

新型コロナウイルス感染症の拡大の勢いが止まらない状況が続いていますが、的確な感染状況の把握には検査をして感染状況をつかみ、感染防止対策の徹底が必要と考えます。

今、ウクライナ危機に関連し、輸入食品、エネルギー価格、輸入資材価格の高騰が国民の生活を苦しめています。

令和３年度の予算執行に当たり、町民要求だった横芝駅のバリアフリー化も進み、老朽化し建て替えの要望の強かった横芝小学校の建設、消防署の建て替えがスタートできたことに評価するものです。しかし、不用額の目立つ民生費、農林水産費、土木費ですが、コロナ禍であらゆる活動の制限がかかってしまっているとはいえ、速やかな執行ができるようにしなければなりません。

農業、特に町の基幹産業である米価の下落は米作りをやめ離農へとつながってまいります。近隣市町と比べて耕作放棄地の少ない当町でも、耕作されない新たな田んぼが見受けられます。離農させないためには農家に支援が必要です。地方創生臨時交付金を利用した稲作農家支援はなぜしなかったのか。米価対策に対しては飼料米への転作が最善の策だとしてきましたが、コロナ禍での米価下落は農家の生産意欲を失わせました。

コロナ感染症の対策としてサーマルカメラの設置を求めてきましたが、設置が遅れたことは決断の誤りだと指摘します。

地区管理の防犯灯、電気代の補助金カットは、航空機騒音障害防止対策補助金で各地区が地区管理の防犯灯の電気代を支払うということには納得できないものです。

以上の主立った点を指摘し、令和３年度一般会計決算に対して反対するものです。

○議長（川島　仁君）　次に、原案賛成者の発言を許します。

川島富士子議員。

○１２番（川島富士子君）　私は、議案第９号について賛成する立場から討論いたします。

提案されました令和３年度一般会計決算については、歳入歳出差引き５億1,644万4,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は４億6,490万2,000円の黒字となっております。

内容を見ると、新型コロナウイルスワクチン接種事業の実施をはじめ、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業や子育て世帯への臨時特別給付事業、高齢者支援商品券発行事業などの住民生活を支援する各種事業や事業者支援として実施した法人応援給付金事業や事業継続支援金事業など、コロナ禍における国及び町独自の施策を迅速に執行するとともに、防音工事済住宅空気調和機器特定更新工事補助事業の新設など、成田空港のさらなる機能強化に伴う環境対策や地域振興策の推進、また、横芝光消防署や横芝小学校の改築事業、横芝駅バリアフリー施設整備事業、町道１-10号線道路改良事業（宮川地先）などのインフラ整備のほか、企業誘致促進事業をはじめとした地方創生事業、健康づくり対策や高齢者対策など、町民に密着した事業が計画的かつ着実に推進できたと評価をいたします。

新型コロナウイルスの感染が依然として高い水準で推移している中、オミクロン株対応ワクチンの接種体制の準備が進められておりますが、引き続き新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すとともに、今後も第２次横芝光町総合計画に掲げた取組を着実に実施し、「人・自然・文化が奏でる暮らし　夢広がる幸せ実感のまち　横芝光」の実現に向け、まちづくりを進めていただきたいと願うところであります。

私は、町の今後の財政運営において、限りある財源を有効に活用し、より一層の住民福祉の向上に努めていただくことを望むとともに、行財政改革を進めながら事務事業の執行とその効果に大きな期待を申し上げ、令和３年度一般会計決算に賛成をいたします。

○議長（川島　仁君）　ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第９号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１０号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第10、議案第10号　令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、国保特別会計について質問いたします。

特別会計の322ページになります。歳出の基金積立金のところで支出済額ですが、663万円ですが、この金額についてはどのように考えているのかをお聞きいたします。

次に、333ページになります。国庫支出金、災害臨時特例補助金ですが、災害臨時特例補助金49万7,000円、減免の額だと思います。これどれくらいの世帯が減免を受けているのかを教えてください。

次に、337ページ、諸収入ですが、延滞金のところです。一般被保険者延滞金817万339円ですが、何世帯分の延滞金がここであるのかを教えてください。

次に、339ページ、雑入になります。雑入の一般費保険者第三者納付金、何世帯分が第三者納付金されたのか。何世帯分か教えてください。

次に、357ページ、特定健康診査等事業費になります。下段ですが、特定健康診査等事業費1,206万5,451円ですが、これの検査受診者が1,442名で受診率34.22％というふうに資料にありますが、この34.22％の受診率、これもどのように担当課として見るのかをお聞きして、第１回目の質問とします。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　お答えいたします。

322ページの基金積立金でございますが、こちらの積立金663万円は繰越しいたしまして積立てをいたしました。その金額で妥当かなという考えでおります。

続きまして、333ページの災害臨時特例補助金49万7,000円でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症に感染した方への減免の分で７世帯分でございます。

令和３年度の延滞金の件数でございますが、769件でございます。

339ページの一般被保険者第三者納付金でございますが、こちらの数は世帯ではなくて人数で11人でございます。

続きまして、357ページの特定健康診査等委託料、集団健診の関係でございますが、こちらは40歳以上から74歳までの方を対象にしております。予算額1,925万2,000円に対しまして支出が1,104万1,000円でございます。その不用額は約800万円でございますが、こちらは新型コロナウイルス感染症の影響もありで、当初の見込みより受診者数が少なかったことから不用額が生じたということでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございました。

初めに、積立金に関しては、この額は妥当なものだということで分かりました。私もそうかなというふうに思っていましたので。

次に、減免世帯、災害臨時特例補助金７世帯ですが、これに関しては、コロナウイルス感染症による減免措置だというふうに思います。この相談窓口に来た相談件数とか、これ受けられた人の数だと思いますが、そこの相談とかというのが分かれば助かりますし、実際問題、受けられなかった人というのはどういう理由で受けられなかったのかも含めて、分かればお願いしたいというふうに思います。

それと延滞金769世帯ということですが、いろいろな形で延滞金は発生しているのかなというふうに思っています。ただ、やはり資料をいただいた中では非常に分納が進んでいたりというのもありますので、非常に頑張って努力してくれているんだなというふうには評価をしたいと思います。

以上です。分かればお願いします。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　コロナウイルスで税金の免除を受けた件数ですが、こちらは７件で、申請数も７件で同様でございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　ありがとうございました。

いずれにしても減免ということで、コロナ感染で、そういう人が大変な思いをしたというようなことが事実でもありますし、まして769世帯も滞納しているということで、悪意があ

って滞納している世帯も当然あるだろうし、払えなくて困っているという世帯も当然多いと思います。

やはりそこのところは国保税、国保料金が高いということに起因してくることだと思いますので、ここのところの改善をぜひ国や県に求めてもらいたいというふうに思います。答弁結構です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これより討論に入ります。

初めに、原案反対者の発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　それでは、令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、反対の立場で討論を行います。

国民皆保険制度の根幹である国保ですが、国による拠出割合の減額により、払いたくても払えない、支払う能力の限界を超えた国保税の仕組みがあります。国保加入世帯では加入人数に応じた平等割があります。加入する家族全てに定額の負担になる仕組みであり、子育て世帯にとっては重い負担となっています。子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するものと言えます。

国は、来年度から、子供の均等割の負担軽減を始めますが、小学校入学前の子供に限って半額とするもので、抜本的な解決策にはなっていません。最低でも18歳になる年度末まで国が均等割を取らないようにすることが必要です。町は、千葉県にも子供に係る国保料を補助するように申し入れて、国保税の負担軽減を図るよう求めるべきではないでしょうか。

国保税の徴収率の向上、滞納繰越分の改善は、分納による働きかけなど成果を上げていることは一定に評価するものです。しかし、本決算では抜本的な解決を国に求めていないこともあり、賛成できるものではありません。

高齢化社会に急速に突き進んでいる中で、弱者を助けることが国の義務です。憲法25条の２項で、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上に努めなければならない。」と書いてあります。個人負担を増やすことは政府の責任放棄ではないでしょうか。

地方自治法は「住民の福祉の増進を図ることを基本として」とあります。国保税の引下げ、

高齢者に対する医療費の自己負担分割合の引上げ中止を求め、反対討論とします。

○議長（川島　仁君）　次に、原案賛成者の発言を許します。

川島勝美議員。

○１６番（川島勝美君）　私は、議案第10号について賛成する立場から討論いたします。

本会議において町執行部から説明があったとおり、令和３年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の実質収支は5,556万3,000円の黒字でありました。

決算の内容を見ますと、国民健康保険税では被保険者の減少等により決算額は減少していますが、徴収率向上に向けた取組による被保険者の皆様のご理解もあって、現年度分の徴収率は94.65％と令和２年度を上回っています。

特別交付金では、保険者の疾病予防、健康づくりなどへの取組を評価し、交付される保険者努力支援分の交付額も年々増加していることなどから、財政運営の責任主体である千葉県と連携し、円滑な運営がされていると思われます。

また、疾病予防と健康づくり促進のため実施されている特定健康診査、保健指導、短期人間ドック助成、水中ウオーキング教室などの保健事業については、今後もさらなる充実を図り、これらの事業が医療費の抑制につながるよう期待するところです。

今後とも、自分らしく生き生きと暮らせるまち実現のため、国民健康保険制度の健全な運営に努めていただくことをお願いして、令和３年度国民健康保険特別会計決算に賛成いたします。

○議長（川島　仁君）　ほかに討論ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後２時10分とします。

（午後　１時５９分）

○議長（川島　仁君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後　２時１０分）

○議長（川島　仁君）　ここで、先ほどの議案第９号の追加答弁を健康こども課長にさせます。

健康こども課長。

○健康こども課長（鈴木正広君）　それでは、議案第９号の一般会計決算の認定の中で小倉弘業議員からご質問のありました、決算附属資料19ページの新型コロナウイルスワクチン接種事業のディープフリーザー用停電時電源装置につきまして、どのようなものかということで、私答えられませんでしたので、お答えさせていただきます。

こちらは、ファイザー社製のワクチンをマイナス75度で保管しますディープフリーザーという冷凍庫がございます。こちらの冷凍庫を１日分、停電時のバックアップができるような、そんなものが可能な機械となります。蓄電池となります。

以上でございます。大変申し訳ありませんでした。よろしくお願いいたします。

○議長（川島　仁君）　議案審議を続けます。

◎議案第１１号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第11、議案第11号　令和３年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　１点、後期高齢者医療特別会計なんですが、今、決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書のほうで後期高齢者の特別会計を見ています。令和２年、３年度の比較があります。加入者なんですが、加入者に関しては出ていないんですが、加入者はどういうような数字になっているんでしょうか。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　お答えいたします。

令和３年度の後期高齢者医療の加入者は、年度末で4,481名でございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　課長、令和２年度も分かれば。分からなければ結構なんですが、分かればお願いしたいというふうに思います。

２回目になっちゃうので、それで、やはりこの推移を見てみると、後期高齢者の医療保険料というものが令和２年度と令和３年度に対しては２億1,775万1,000円ですね、令和３年度が。令和２年度が２億1,304万5,000円ということで、構成比70.4と67.9％なんですが、この２年度と３年度の加入者の数で、比較がこれ基にしたいなというふうに思ったもので、急で申し訳ないんですが、分かればというふうに思って質問しました。

○議長（川島　仁君）　住民課長。

○住民課長（川嶋　修君）　令和２年度の後期高齢者の保険者の加入数は4,358名でございます。人数が多い令和３年度のほうは、後期高齢者医療保険料の金額が多いということでございます。

以上です。

○議長（川島　仁君）　山﨑義貞議員。

○６番（山﨑義貞君）　分かりました。後期高齢者医療保険の場合には、年金からの天引きというのが多いわけですよね。だから大体がそういう点では取られて収納率がいいと思うんですが、なかなかそういう安い年金からも……

すみません、勘違いしていたな、介護保険ですよね、そっちは。

〔何事か言う人あり〕

○６番（山﨑義貞君）　すみません。ちょっと勘違いしてしまいました。天引きはちょっと勘違いしていました。訂正します。

やはり高齢者、どんどん多くなっていくという中で、この高齢者の介護保険ですが、やはり収入のないところから介護保険取られていくので非常に負担が重い、負担になる制度だと思うんですね。

〔何事か言う人あり〕

○６番（山﨑義貞君）　だから、後期高齢者の保険料は現役世代、40歳からでしたよね。現役世代の人と、それから……

間違いましたか。

〔何事か言う人あり〕

○６番（山﨑義貞君）　いいです、すみません。

〔何事か言う人あり〕

○６番（山﨑義貞君）　勘違いしていました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１２号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第12、議案第12号　令和３年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありますか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１３号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第13、議案第13号　令和３年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１４号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第14、議案第14号　令和３年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第14号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１５号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第15、議案第15号　令和３年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第15号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第１６号審議（質疑・討論・採決）

○議長（川島　仁君）　日程第16、議案第16号　財産の取得についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

宮薗博香議員。

○５番（宮薗博香君）　議案第16号、趣旨は分かるんですけれども、何着購入予定なのか。また、その中に職員分は何着含まれているのかお伺いをいたします。

○議長（川島　仁君）　環境防災課長。

○環境防災課長（北田勝也君）　それでは、宮薗議員の質問にお答えいたします。

数量でございますが、幹部役員用活動服、これが21着となります。あと本部及び操法用の活動服、これにつきまして99着。あと一般団員用活動服、これにつきましては424着。あとアポロキャップについて445個、ベルトにつきましては445本、あと布製の階級章が438個となります。

職員ですけれども、特別職なんですけれども、２着ということで、町長と副町長の分となります。あと事務局分として５着ということで予定しております。あとは定数分ということで、消防団員の定数が438着ということで、それプラス特別職２着、事務局分５着ということになります。

以上です。

○５番（宮薗博香君）　了解しました。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　ご異議ないものと認め、これより議案第16号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川島　仁君）　起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（川島　仁君）　お諮りします。

本定例会に付議された案件の全てを議了しました。

会議規則第７条の規定により、本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（川島　仁君）　異議ないものと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

令和４年９月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後　２時２４分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

横芝光町議会　議　　長　　川　島　　仁

議　　員　　鈴　木　輝　男

議　　員　　山　﨑　義　貞